

第1日目(6月7日)

議長(若井達男君) おはようございます。ただいまから平成23年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため午後欠席の届出が出ておりますので、これを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号1番・桑原圭美君及び議席番号2番・林茂男君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期については去る6月1日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は本日6月7日から6月17日までの11日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日6月7日から6月17日までの11日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 なお、ここで総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長 おはようございます。大変貴重な時間をお借りして申し訳ありませんが、本日議席の上に2枚のペーパーを用意してございます。議案の差し替えをお願いしたいものでございます。6月1日に配付をいたしました議案資料について一部誤りがございましたので、差し替え、訂正をお願いいたします。1件目は丸正で記載がございましたが、第15号報告 水道事業会計の継続費繰越計算書でございます。裏面に記載の予算計上額について誤りがございましたので、差し替え、丸正をご使用いただきたいと思います。

それからもう1点、第16号報告の繰越明許費繰越計算書でございますが、これの資料の右の上に、これはまた説明のときに申し上げますけれども、17号報告と書いてありますがこれが16号報告の誤りでございます。

それから17号報告の繰越明許費繰越計算書、この資料でございますが、これもご説明のときにもう一度申し上げますが、第18号報告と右上に書いてございますが、第17号報告の誤りでございますので何分ご訂正をお願いいたしたいと思っております。申し訳ありませんでした。以上でございます。

議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市 長 おはようございます。平成23年6月定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃から市政にご尽力いただいていることにつきまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げるところであります。

はじめに、このたびの東日本大震災でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

未曾有の大災害の発生後、市としてできるだけだけの支援にあたってきたところではありますが、3月18日の塩沢セミナーハウスでの避難の方々の受入れのあと、3月25日に避難者支援センターを開設し、ボランティアネットワークと連携し、避難者の皆様の支援をさせていただいてきております。5月26日現在では、宿泊施設などに242名の方々が避難されており、当初、受入れ期間は、4月27日としておりましたが、現在は7月25日まで延長いたしました。

また、市役所各庁舎、公民館及び市立病院に設置いたしました義援金募金箱と、行政区を通しての義と愛の義援金につきましては、5月26日現在で399件3,230万524円となりまして、日本赤十字社を通じ被災地にお届けをしております。多くの市民の皆様方からご賛同をいただき深く感謝を申し上げますところでもあります。さらには、議員各位、あるいはそれぞれの会派で車両提供、あるいはがれき除去作業などの支援ボランティア活動に積極的に取り組んでいただいております。このことにつきましても、心より敬意を表しますとともに、感謝を申し上げますところでもあります。議会の皆様方の活動で非常に市民も勇気づけられているということでもあります。本当にありがとうございます。

さて、ここで3月定例会以降の経過等についてご報告を申し上げます。

第1に、保険・医療・福祉についてであります。

子宮頸がんワクチン接種助成事業につきましては、昨年度から医師会の協力をいただき、中学生全学生を中心に市単独事業として7月から実施してきたところではありますが、国が子宮頸がんワクチンに加え、ヒブ・小児用肺炎球菌の「ワクチン接種緊急促進事業」として平成24年度までの補助事業を打ち出したことから、この3ワクチンの接種を1月15日から実施をいたしました。しかしながら、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、本年3月の厚生労働省通知により一時接種を見合わせましたが、その後、安全上の懸念はないとされ4月1日に再開をしたところでもあります。

また、子宮頸がんワクチンにつきましては、3月にワクチンの供給不足により一部3回目の接種ができない事態となりましたが、7月頃には接種できる見込みとなっております。本年度の接種は、中学1年生を対象に7月開始をめどに、生徒及び保護者を対象とした説明会を実施しながら推進をしております。

住民健診につきましては、基礎健診の対象者を19歳から16歳に引き下げ、また40歳到達者への基礎健診及びがん検診の無料クーポン券を配布し受診の動機づけを図るなど、より多くの方々から健診を受けていただくよう受診率の向上を目指して取り組んでまいります。

ゆきぐに大和病院では、4月1日付で内科常勤医師1名、外科常勤医師1名を採用するとともに、医療の高度化、専門化に対応するため、画像検査科を放射線科と臨床検査科に分離する機構改革を行いました。病院機能評価につきましては、取得に向けて具体的な評価項目の確認作業を進めております。引き続き医師の確保に取り組み、市民生活の安定に努めてまいります。

城内診療所では、本年4月1日から特別会計での運営に移行し2か月余りが経過いたしました。厳しい運営状況に変わりありませんが、引き続きゆきぐに大和病院や他の医療機関からご支援をいただき、地域の皆様に安定した医療の提供に努めてまいります。

平成23年度国民健康保険税につきましては、被保険者の課税所得及び平成22年度の決算見込みを精査した結果、按分率を据え置いても運営が可能との見通しが立ちましたので、5月18日に国民健康保険運営協議会に諮問を行い、按分率の据置きを決定いたしました。その後、5月26日に議会全員協議会で内容の説明を行ったところであります。

障がい福祉関係では、本年4月1日から障がい者入所施設2か所、精神障がい者生活訓練施設1か所及び障がい者福祉ホーム1か所が、自立支援法で定めた新体系サービスに移行し、これにより市内の全施設が新体系に移行を完了いたしました。新体系では日中活動と居住支援サービスを分離することで多様なサービスの提供を目指しております。

また、今年度は、地域福祉計画、介護保険事業計画及び障がい者計画など、福祉関係の各計画策定年度に当たっておりますので、年度末までの策定完了に向けて取組みを進めてまいります。

次に、教育・文化についてであります。

平成18年12月に教育基本法をはじめとする教育関係法令が改正され、平成20年には学習指導要領が改訂されるなど、教育を取り巻く情勢は大きく変化しております。こうした中で、新学習指導要領が目指す「生きる力」を備えた子どもたちを育てるため、平成21年10月に南魚沼市教育基本計画検討委員会を立ち上げ、具体的な方策を検討してきたところでありますが、本年3月22日に答申を受け、3月28日の南魚沼市教育委員会において決定をいたしました。また、子ども・若者の「あふれる笑顔」を目指すことを目的として、この4月から既設の「青少年育成センター」、「教育支援センター」の機能と「家庭教育部門」を包括し、子どもから若者まで切れ目のない支援体制を築くために、新たに「子ども・若者育成支援センター」を設置いたしました。

この「南魚沼市教育基本計画」と「子ども・若者育成支援センター」の概要については、関係機関、団体に周知を図るとともに、平成23年度の市政懇談会のメインテーマとして、広く市民の皆様にお知らせをしているところであります。

学区再編の取組みについては、城内、大巻、五十沢地区の三中学校と上田地区の二小学校から「教育を考える会」の委員を決定いただき、今月下旬に第1回の総会を予定しております。小規模校の良さを生かすつつデメリットを克服する方策を検討し、可能なものから実施していく中で、統合の是非や目標年次について協議をしてまいります。

大原運動公園整備事業につきましては、基本計画・基本設計が完了し、概要について、市報5月1日号で全戸に配布したところであります。市民が集い、さまざまなスポーツを通して、交流と健康づくりができる運動公園としての再整備を目指しております。第1期工事の実施設計に伴う経費を今議会補正予算に計上いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

図書館整備につきましては、六日町駅前ショッピングセンターRARAを、図書館を含めた複合施設とするデザイン設計が完了いたしました。今後、利用者の利用しやすい図書館を目指して実施設計を進めてまいります。

トミオカホワイト美術館の運営は、4月に財団から市へ移行いたしました。今後、指定管理者による管理を目指すとともに、これからも貴重な市の財産をできるだけ多くの方々に見ていただくよう努めてまいります。

旧西五十沢小学校体育館で開催いたしました、人形展「昭和の子どもたち」は、来場者数8,431人を数え、これは1日平均350人強でありました。5月22日に好評のうちに終了いたしました。多くの方々に希望と勇気を与えられたのではないかと考えております。

次に環境共生についてであります。

地球温暖化対策について、「南魚沼市地球温暖化対策実行計画」(区域施策編)これを策定いたしました。これは市民、事業者、市が協働して二酸化炭素などの温室効果ガス削減に取り組み、「南魚沼の豊かな自然とともに生き、次の世代に力強くつなぐ」ことを目指しております。また、市民への温暖化対策の情報提供と普及啓発のため、実行計画「概要版」、「新エネ・省エネ施設マップ」を全戸配布いたしました。私たちのふだんの生活を見直すことから取り組みの第一歩を始めてまいります。

廃棄物対策では、本年4月から、容器包装プラスチックの分別収集や可燃ごみ処理施設の運転業務の一部委託など、多くの改善を行っております。これまでおおむね順調に推移しておりますが、必要な部分につきましては引き続き見直しを行ってまいります。

4月27日午後12時頃、し尿処理施設において、焼却炉の余熱が集積した油脂分を燃やし、火災報知機が作動する事故が発生いたしました。施設設備への被害はありませんでしたが、再発防止策を講じた上、地元の説明を行ったところであります。

次に都市基盤についてであります。

東日本大震災に伴う地籍調査の影響につきましては、国土地理院発表の電子基準データによりますと、宮城県石巻市で東南東方向に5.3メートルの移動がありました。当市では「大和公民館」、「大原運動公園」の2か所に電子基準点があり、地殻変動図によれば40センチ程度東方向に移動しておりました。その後も余震が頻発し、震源地近くではさらに20センチ以上移動しているところも観測されております。国土地理院では地殻変動のあった地域、これは16都県、この測量成果、電子基準点・三角点・水準点、この公表を停止し、地震後の地殻変動が落ち着いた後、早急に改測を行うこととしております。改測後の成果の公表時期につきましては、本年10月頃の予定となっております。当市では過去の地籍調査実施地区の基準点データは使用できなくなったことから、国土地理院の改測成果が公表された段階

で、変換パラメータを使用し、データの修正を行う予定であります。今年度事業は道路・水路等及び一筆地の調査を行い、改測後に図面作成及び測量関係を進めたいと考えております。

次に本年度予算の内示状況であります。国土交通省では地方公共団体向け補助金等を交付金として一括し、創設した「社会資本整備総合交付金」これは3兆2,334億円の配分がありました。当市の道路関係におきましては、事業費で8億2,359万円、国費ベースでは4億1,865万円で、要望額に対し約80パーセントの配分でありました。景気対策からも早期発注に努めてまいりたいと考えております。

国の直轄事業につきましては、国道17号六日町バイパスに2億円、浦佐バイパスに4億円、八箇峠道路に25億円の配分が4月に公表されました。また、国道17号交通安全事業として、市道一日市2号線交差点から砂押交差点までの約1.7キロメートルが「石打自歩道事業その2工事」として新たに採択となり、観光交流拠点「道の駅」オープンに関連して整備が進められることとなりました。

そのほか、六日町電線共同溝や自転車歩行者道整備等に6か所の事業が予定されております。また、湯沢砂防事務所では、登川水系の登川床固工群、水無川水系のマス沢砂防堰堤、三国川水系の野中沢第2号砂防堰堤などの8か所が予定されております。

なお、4月1日の閣議におきまして、財務大臣から公共事業費・施設費について5パーセントを一つのめどとして執行を一旦保留するとの方針が示されましたことから、原則5パーセント程度の予算執行が保留されることとなりました。

県営事業では国道291号坂戸バイパス、八海橋の整備など28か所の道路改良事業や歩道整備事業等が予定され、河川・砂防関係につきましても十二沢川改修工事や石打沢砂防工事など継続事業7か所の事業が予定されております。今後とも事業促進に向け国県に働きかけてまいります。

また、市民の住環境の向上と地域経済の活性化を促進するため、昨年度に引き続き実施している「住宅リフォーム事業」につきましては、5月2日から受付を開始したところでありますが、5月23日現在で628件、事業費4億5,921万円、補助交付予定額は4,607万円の申込みがありました。市民の注目する事業となっており、不足額が見込まれることから、今議会に補正予算を計上いたしましたのでよろしく願いいたします。なお、6月6日時点での取りまとめ数は1,040件、総工事費9億3,800万円を補助金額として7,934万円でありまして、11.8倍の経済効果をみる見込みであります。

次に産業振興についてであります。

はじめに農業関係につきまして、国は平成22年3月に今後の新しい方向を示す「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料自給率を供給熱量ベースで、平成20年度の41パーセントを平成32年度には50パーセントに向上させることを目標としております。この目標を達成するため、農業者戸別所得補償制度に取り組むほか、農業・農村の6次産業化などを推進する方針であります。

農業者戸別所得補償制度につきましては、従来のモデル対策の水田における作付けに加え、

麦、大豆などの畑作物にも対象を広げて本格的に実施することとなりました。

当市への生産数量目標につきましては、昨年より1,017トン減の2万1,410トンが配分され、また上越市と佐賀県との地域間調整分745トンが成立し、希望者に対し配分いたしました。これを踏まえまして、各地区において2月22日から3月8日まで175会場で説明会を行い、水稻生産実施計画書を取りまとめたところであります。

その後、皆さんもご承知のように東日本大震災により、宮城県、福島県で生産数量目標を達成できなくなったことから、国の仲介による地域間調整により両県から当市が2,000トンを引き受けることになりました。また、佐賀県との地域間調整が69トン追加となり、地域間調整の合計が2,814トンとなりました。昨年を面積比にして約100ヘクタール以上上回る作付けができる予定であります。

このような、農政転換の大きな流れの中、魚沼米のブランド力を高め、本事業が生産数量目標の確実な実施達成につながり、地域経済の活性化につながりますことを期待しているところであります。

また、本年1月からの豪雪に加え、3月に入ってから降雪・低温により消雪の遅れが懸念されたことから、水稻育苗施設やスイカ定植畑の確保を図るため、新潟県及び両JAと連携し、緊急消雪促進対策事業を実施いたしました。

次に商工業関係であります。雇用・景気対策関係につきましては、中小企業に対する資金繰り対策として実施しております。セーフティネット緊急保証の認定件数が、本年1月から4月末まで93件となりまして、昨年同期の83件に比べ10件ほどの増加をみたところであります。

また、東日本大震災及び長野県北部地震に対応する経済対策として、信用保証料補給規程を定めました。雇用状況につきましては、依然厳しい状況にある中、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として1億4,472万円、県ふるさと雇用再生特別基金事業として4,202万円の内示を受け、併せて15事業で新規・継続合わせて68名の雇用を順次開始しており、引き続き雇用確保対策に努めてまいります。

観光振興についてであります。今シーズンのスキー関係は、1月は豪雪により入込み客も少ない状況でありましたが、2月は天候にも恵まれ昨年同期を上回ったのも束の間、東日本大震災以降は激減し、最終入込み客数は前年比15.4パーセント減の97万5,930人となりました。昨年度の市内全体の観光客入込み数は「天地人」効果の反動や東日本大震災の影響が大きく、前年比30.4パーセント減の325万8,000人となりました。

東日本大震災の影響により宿泊客のキャンセルが続出し、3月12日から4月末までのキャンセル数は5万1,000人を超え、地域経済に与える損失は計り知れないものとなっております。

全国的に自粛ムードが蔓延し、観光客が激減したことに伴い、被災地のみならず日本経済そのものの停滞を招いております。こうした自粛ムードを払拭し、希望あふれる南魚沼市を目指すことを目的として、5月11日に「がんばれ東日本・がんばろう南魚沼市」をス

ローガンに、「自粛しない南魚沼市」の宣言をしたところであります。議会の皆さん方からも大変ご協力いただきありがとうございました。

この宣言の趣旨にもとづき、市観光協会とともに、夏期の電力需要ピーク時に電力使用量を抑制する、ピークカットをテーマとした観光プランの実現に取り組んでおります。

次に「道の駅」整備を目的とした、観光交流拠点整備事業についてであります。平成22年度補正予算の繰越事業として「農産物・物産品直売所」の建設について3月24日に着手いたしました。直売所は県の「森林整備加速化・林業再生事業」を活用し、ほぼ100パーセント県産材を用いた施設になります。

今後は、直売所の工事と並行して今泉博物館の改修も順次進めてまいります。平成24年度のオープン後、市内外の多くの方々から利用していただき、地域振興に大いに寄与するものと期待をしております。

NHK大河ドラマ「天地人」の放映や「愛・天地人博南魚沼」及び「戦国EXPO」の開催は、地域経済への波及効果と南魚沼市の知名度アップとともに、貴重な人材育成や地域の観光資源発掘等に大きな財産を残したものと考えております。

その財産の一つであります「愛プロジェクト推進事業」を引き続き展開して、坂戸城築城500年記念事業のイベントやコンテンツツーリズムの推進などを複合的に絡ませながら、より多くの観光誘客を図るとともに地域経済の振興に努めてまいります。

次に行財政改革・市民参画についてであります。

アフター天地人事業として昨年から実施し、第2回目を迎えた「南魚沼グルメマラソン」は、5月19日の締切り時点で全国から2,363名の申込みがありました。今現在また2,400名を超えたところであります。6月12日の開催に向け、大会が成功裏に終わりますよう関係者で鋭意準備を進めております。詳細につきましては、市報6月1日号に掲載し、市民の皆様にお知らせしたところであります。

組織機構の本庁集約に向けて実施しておりますJ Aビルの耐震補強工事は、7月下旬に完了する予定です。それに伴いまして、産業振興部と建設部国土調査室は、7月末から本庁舎北分館、これが旧J Aビルであります。それで福祉保健部は8月末から本庁舎本館と本庁舎南分館、旧保健センターで業務を開始するよう準備を進めております。

東日本大震災の被災地支援につきましては、3月14日から宮城県石巻市への当市の消防職員72名、延べ人員276名を新潟県緊急消防援助隊として派遣し、県内の消防職員とともに活動してまいりました。なお、新潟県緊急消防援助隊は5月10日正午をもって、派遣任務を終了したところであります。

企業会計につきましては、3月31日をもって決算となりましたので、平成22年度会計の決算概要をご報告申し上げます。

病院事業会計につきましては、収益的収支では、総収益41億9,641万円に対し総費用40億7,716万円となり、差引き1億1,925万円の純利益が発生する見込みであります。ただし、平成23年度から城内診療所を特別会計とすることに伴う清算分3億6,684万円

を差し引きますと、ゆきぐに大和病院1億7,610万円、城内診療所7,149万円、合わせて2億4,759万円の純損失となる見込みであります。資本的収支では7,535万円の不足が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

水道事業会計につきましては、収益的収支では総収益24億2,270万円、総費用21億1,750万円で、差引き3億520万円の純利益が発生する見込みであります。資本的収支では14億8,130万円の不足額が生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。また、配水量は847万4,100立方メートル、有収水量677万1,200立方メートルであります。

一般会計、特別会計につきましては、5月31日をもって会計閉鎖となりなしたので、現在、決算整理作業を行っているところであります。繰越金の発生が見込まれますが、今回の補正予算では必要となる額のみを計上し、残額につきましては、額の確定を待って9月補正予算に計上いたします。

ここで平成22年度一般会計繰越金の額がおおむね確定しましたので申し上げます。およそ繰越金の額が8億300万円程度でありまして、そこから平成23年度へ繰り越す事業の財源として3億8,600万円程度を差し引きますと、実質収支額は4億1,700万円程度となる見込みであります。この後、22年度分の税の確定がようやく見込まれるようになりまして、その部分で増加となる見込みであります。これについてはまだ数値が確定しておりませんので皆さん方にご報告を申し上げ、ご理解いただきたいと思います。

東日本大震災の発生は、日本のみならず世界経済へ大きな影響を与え、今なお安定状態へ移行できない福島第一原子力発電所の事故は、放射線の影響とともに今夏に向けて、全国的な電力不足という課題、難題を日本に突き付けております。当市でも放射線測定数値によりまして混乱が生じたこともありますが、農作物の作付けや飲料水への影響はなく、安心しておるところであります。しかしながら、震災以降の観光客の落ち込みは激しく、今後の動向を憂慮しております。

被災者、被災地へは、市としても今後も最大限の支援に努めてまいりますし、ことさら自粛ムードとならないよう、活力ある施策を一步一步着実に進めていく所存でありますので、引き続き議員各位のご支援ご指導をお願い申し上げます。所信表明といたします。

むすびといたしまして、今議会への提出案件件数は20件、内訳として条例1件、予算2件、その他17件であります。皆さん方から十分なるご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

議長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

議長 日程第5、報告第2号 所掌(所管)事務に関する調査の報告についてを行います。議会運営委員長・樋口和人君の報告を求めます。

樋口議会運営委員長 おはようございます。それでは3月定例会におきまして私ども議会運営委員会に付託されました継続調査の事件について、報告をいたしたいと思います。

期日でありますけれども、本年6月1日、委員8名全員の出席、また正副議長からも出席

をいただいております。そして執行部の関係それぞれの部長、あるいは課長から出席をしてもらった中で、今定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査等々行っております。

調査事項でありますけれども、今定例会の運営についてということで、会期、及び議事日程については先ほど皆さんからご同意をいただいたとおりでありますし、執行部の議場の配置についてということでありますが、ご覧のとおりなのですけれども、今まで秘書係長が座っていた席に今度は秘書室長ということで変わりましたし、総務部の次長のところへ財政課長ということでありますので、また皆さんからもよろしく願いをいたしたいと思います。

そのほか請願の取扱いについて、意見書の取扱いについてということで、これからまた皆さん方からこの件についてはそれぞれ審議をいただくということになっております。また、一般質問の取扱いについてはいつものとおりでありますけれども、一括質問、一括答弁、それから一問一答方式という形ではありますが、これについてはまた今までの状況も踏まえた中で、これからこういった形がいいかも検討していこうということで話し合っております。また議員の派遣について、あるいは閉会中の我々の議会運営委員会の開催についてということでも調査をしておりますし、南魚沼市農業委員会委員の改選については私どもの議会からの推薦が3名ありますのでこれについても調査をしております。

また、その他として、これから行われます市の防災訓練、それから先ほども言いましたが一般質問の通告様式及びこの通告の期限の厳守についてということでありますので、ぜひこれにつきましては皆さん方からも期限を厳守した中で、あるいは様式をきちんとした中で通告をお願いしたいと思います。

そのほかですが、今般15日に全国市議会議長会ということでございますが、その中で私どもの中から3名の方が表彰されるということでありまして、永年勤続の表彰ということであります。これにつきましては最終日に表彰者に対して伝達式を行いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 総務文教委員長・関 常幸君の報告を求めます。

関総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の所管事務調査について、お手元の資料に沿いましてご報告申し上げます。

調査は4月25日と5月10日に行いました。調査事項は4件です。委員は全員出席です。議長からは4月25日に出席いただきました。調査事項、調査の状況、調査の内容は1ページに記載のとおりであります。

調査事項1の塩沢学校給食センターについてであります。現地調査も含め、調査いたしま

した。現地では給食センターの栄養教諭から説明を受け、試食も行いました。学校教育課長より資料に基づき説明を受けました。

資料の18ページをご覧ください。給食センターは昨年度の2学期から配食を開始しております。職員はセンター長以下16人体制で、塩沢小、栃窪小、塩沢中学校の教職員を含み1,132人が対象であります。一番下段に、完全給食で週5回で、米飯は週4回であります。給食費等は19ページの10番で小学校が262円、中学307円となっております。

大震災の影響、対応等につきましては20ページ、次ページをご覧ください。特に大きな混乱はありませんでしたが、福島原発放射能のこともあり、情報収集に特に注意をもって対応しておりました。計画停電が行われた場合、時間帯によっては給食の提供ができない恐れがあるので、学校への周知に万全を期すということでありました。給食センターとして被災者への支援可能事項等について、21ページの資料により説明を受けました。そして22ページには地産地消の状況等を掲載してありますのでご覧ください。

説明の後、質疑に入りまして、委員より質疑は8件ありました。主な内容といたしましては、栄養士は一人だが塩沢地区での栄養士の配置はというような件、自校給食をしているところがあるわけでありましたが、老朽化したときの将来の給食センターの計画はというような件、それから計画停電で対応できないとき、夏場で急に停電したときの対応はというような件、米粉パン、米粉麺の利用回数の増加はというような件、食材業者の決定についてはどういう方法で行うのか、食育に対する指導というような質疑がありました。回答についてはここに記載のとおりであります。

5ページ、調査事項2の子ども・若者育成支援センターについてであります。資料は23、24ページであります。今年の4月に新たに開設した子ども・若者育成支援センターの目的は、全ての子ども、若者の笑顔を目指すことであります。幼児虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、ニートへの負の連鎖を断ち切るために、子どもから若者まで途切れない支援体制をつくる。

そして、いろいろな問題があるわけありますので、どこに相談したらよいかわからないということから窓口の一本化を目指し、開設をしております。23ページの組織図のように、子ども担当、若者担当、家庭担当に分かれておりますし、教育委員会の機構としては下段に記載されているとおりであります。特に三つの担当の仕事の内容につきましては、24ページの組織のそれぞれの項に詳しく書いてありますので、このことについても説明を受けました。午後には事務所のある二日町の現地調査も行っております。

その後、質疑に入りまして、質疑は7件ありました。主な内容といたしましては、この担当は専門性が求められるわけあります、資格を取る勉強などに市の支援が必要ではないかというような件、職員は2名ありますがボランティア、臨時職員に頼ることが大きい、資格を持った人等を計画的に採用の必要があるのでは、このようなセンター的な組織を立ち上げたのは他市町村にもあるのか、幼児虐待、DVドメスティックバイオレンス等について市内で対応できないという指摘もあるがというようなこと、それからセンターと学校の窓口

が二つになるが一本化はというようなことであります。

9 ページ調査事項3の南魚沼市文化スポーツ振興公社についてであります。4月25日に今泉博物館の現地調査及び公社の事務調査を行い、5月10日に継続して事務調査を行いました。資料は25ページから32ページであります。この他にも資料として平成23年度の事業計画、収支予算書、公社の規定に当たります振興公社の寄附行為、役員名簿等を徴し調査を行いました。社会教育課長、公社の専務理事及び総務係長からも出席いただき説明を受けました。ご存じのように振興公社は六日町文化会館建設を機に、昭和63年に財団法人として設立し現在に至っており、現在は26ページにありますように23の市有施設を管理受託している指定管理者であります。

30ページをご覧ください。平成20年に公益法人制度が変わり、平成25年までに公益法人か一般法人か、どちらかに移行しなければなりません。移行しなければ解散ということになります。公社は設立目的や理念、そしてそれぞれのメリット、デメリットを比較検討し、役員会で公益法人への移行を決定したと説明を受けました。公益法人の会計基準は30ページの(1)の 収支相償というようなことと、公益目的事業費イに書いてありますが、そういうふうな会計基準の中です。新制度の機関につきましても30、31ページにありますように、理事会と評議員会の役割が今までとは全然違ってきているわけありますので、それらの説明を受け質疑に入りました。

質疑は18件ありました。主な内容といたしましては、今泉博物館の収蔵所蔵品のこと、公社の役員の選出方法、各施設の入場者数の推移とか、市の予算書と公社の予算書の関連がわかりづらい、整理したものを、新法人の評議員会、理事会の議決は、いつからこの法人に移行するのか、評議員を選考する方法はどうか、新法人では役員の選出は広い範囲でオープンにする必要があるのではないか、新法人の定款はいつごろできるのか、見せてもらえるか、指定管理者制度の中で新法人が必ず管理できるとは限らないが、そのことこの考えについて、今回の調査で新制度への移行が初めてわかり公益法人を目指しているということだが、そのことがこれからの運営に手かせ足かせにならないか等の質問の内容でありました。

16ページ調査事項4、その他が2件であります。塩沢中学校の学校経営の基本方針は33ページに記載のとおりでありまして、スライドで校長先生、教頭先生から説明を受けました。今年度統合40周年を迎える、生徒数576名、通常クラス16、特別支援2クラス、18学級あります。昨年度は604名でありますので28名減少している、職員数は48名ということであります。2件の質疑がありましてその内容は、学校がよい方向に向いたきっかけは何が原動力であったのか、そしてそういうことを通じて学力の面でどのように変化があったのか。

その他の2つ目ではありますが、東日本大震災の対応について総務課長から被災者の受入れ状況、職員の派遣等について説明がありました。

以上で総務文教委員会の報告を終わります。

議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。いただいた資料の3ページの質疑で、これからの学区再編等の検討もあるわけであるが、その中で給食センターのことも入れて考えていきたいと思うという質問の中で、学区の再編、統合というようなことを議論する際には、人数に応じてどのセンターから届けるのが一番よいかということもあわせて検討していきたいという答弁があったわけなのです。給食センター運営委員会の中で塩沢のこの給食センターを設置するにあたり、塩沢小学校の給食調理室を早期に改善をして、大和、六日町の給食センターを併せて食数をかなり制限しながら、自校給食に近い形で給食センターを運営していきたいと、そういう方針であったが、そのことを併せての説明であったのかどうかをお聞きします。

関総務文教委員長 ここでの質問は、学区再編とこれから六日町も大規模改修がはじまるわけでありまして。それから小学校と中学校では食材等が違うわけでありまして、そして栄養士の関係もあります。そういうことも併せての質問でありますので、今の議員が挙げたような細かい、そういう視点での質問ではありませんでした。

岡村雅夫君 私はスポーツ振興公社についてお聞きしますが、法人に移ってどうかという話ですけれども、私は指定管理者制度というところで多分議論があったと思うのです。これだけ多くの施設を統括的に維持管理、委託を受けている会社です。そうした中で指定管理者というのは期限を切っているわけですね。そうした中でこれから新たにそういった施設も委託をするような話もある中で、この期限とその管理内容についてどうも固定化していくような感じを私は常に持っているのですけれども、そういった感覚での質疑がありましたか。

関総務文教委員長 今、議員がいわれたように、そういう明快な質問はありませんでしたが、この今また質問内容にありましたように、そういうニュアンスの質問はありました。質問の中にも創設当時は市が委託するために公社を作ったわけでありまして、その後指定管理者という新しい制度が出てきたわけでありまして、今言われたような懸念があるがというふうな形で、これは回答の中でもそういうところはこれから研究をしていかななくてはならないというふうな回答がありました。

岡村雅夫君 そういった議論があったということは委員会としてはいい方向だと私は思うのですが、なぜならば、今いみじくも言われました市が作った公社と。それが今度独立した形になって法人化するわけです。そして指定管理制度にのっかるといった形で期限を切った委託受入れという形でありまして、でも、これだけ大々的に受け入れるのは指定管理になじまないのではないかという感じが私はしています。そういう点でまた委員会で継続的にどうあるべきかということに関しては調査をしていただきたいなど。どうあるべきというか、これだけ固定化していいのかどうか。要するにほかの競争者が出られないような状況が生まれはしないかというふうに、私は懸念を持っていますので、本来の指定管理制度とは何ぞやというところからひとつ調査を願いたいと思っています。以上です。

関総務文教委員長 まさに議員が言うようなことも課題になりまして、継続調査になってきているわけでありまして、きちんとそういう問題は出ておりませんがそこは問題にな

ってきます。

中沢俊一君 2日間にわたる調査、心から敬意を表させていただきます。7ページの質疑の中にもありましたけれども、子ども・若者育成支援センターについてお伺いします。本当に困っている人、悩んでいる人はなかなか来てくれないという、ここに答弁がございました。私どももこの長い育成センター事業の中で、この辺が一番ネックになっていると思います。保育園の保護者の送迎ということが例にあってここへ載っていますけれども、実際問題が出てくるのは、ここからさらに7年、8年と経った思春期に入ってからであります。その思春期前期、中期に対する明快な、明確な方針あたりが執行部側で説明があったかどうか聞かせてください。

関総務文教委員長 明快な回答ということではありますが、基本理念と目的をもって設立をして、しっかり私どもは説明を受けております。そして24ページに3本の矢という中でそれぞれの役割等も説明を受けておりますが、所詮スタートしたばかりでありますので、私どもも大いに期待をしながら聞いていたというふうな中での、質問的なものも多かったですが、理念と目的はしっかり持っているというような形でありました。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 産業建設委員長・牧野晶君の報告を求めます。

牧野産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会の調査事項についてご説明させていただきます。

調査事項につきましては書いてあるとおりですが、2番目の旅館の入り込みにつきましては、上越国際観光協会さんの方におじゃましてまいりました。期日は4月26日、委員全員の出席と議長の出席で行ってまいりました。

そしてまず1番の方からお話していきますが、六日町街づくり株式会社についてです。街づくり株式会社の田中事務局長の方から説明をいただきました。昨年も街づくり会社については田中局長の方から来ていただき説明していただきましたが、昨年と変わったところとしてテナント数が変わったということでした。22あったということですが、20となっており企業数としては17社、現在3区画空いている状況ということでした。

役員については変わっておりませんが、平成23年4月の株主総会で任期2年が終わるということでした。また、平成19年にくみあい生活センターが退店した危機的状況は良食生活館の誘致により回避されたということですが、まだまだなかなか大変な状況ではないかなというふうな説明がニュアンスとして伝わってまいりました。

また、現在空き区画に短期的にテナントを入れていくかということについては、図書館の問題があるので、テナントを入れてまたすぐ退店ということになると、なかなか大変な話がややこしくなっていく点もあるので、現在はそういう調整をしていないということでした。また、電気料については、ちょっと電気料金を安くするようにワット数の契約を低くしたり、

また、それこそたくさんの電気を使うとブザーが鳴る仕組みを作ったりして、節電にして経営状況の改善をしていきたいということで実施しているということでした。

また、当然いろいろな話の中でそれこそ県の方からの高度化資金の件ですが、3年前から機構の方に会計検査院が入り指導があった中で、市としてはいろいろな方向を模索しながら、いろいろな考えをもってどういうふうにしていくか検討しているわけですが、そのところが取りたてが厳しくなったということで大変だというふうな説明が今回もされました。

また、開設から15年経っているのも、そろそろいろいろなところで少しがたが出てくるのではないかというふうな説明もありました。また複数の委員の方からあったのが、市からララについて投資、図書館についての投資ということは、あの場所というのは非常にいいところだと思うし、図書館については話し合いがうまくつけば投資はできるということですが、街づくり会社の運営についてということになると、どうなのかというふうな意見があったりもしました。当然あそこの地域にショッピングセンター中心市街地の活性化ということでは、大切だということ、必要ということだが、買い物難民を防止するためには必要だという思いはわかるが、バランスよくしっかりと信念を持って対応していったほしいという意見が幾つかありました。

今後の予定としてそちらに書いてあるとおりですが、4ページですけれども真ん中、中段になりますが、5月下旬に取締役会で会社としての方向を決定したいという考えであるということでした。その後、テナント協議に入り、また株主総会の特別議決3分の2以上の賛成がなければならないということで、まずはこれからある株主総会にはとうに間に合わないと思うが説明をして、情報交換をしていきたいということで前向きに検討していただきたいというふうな調整をしていくということでした。

そしてこの件に関してはいろいろな動きが急に出てくるかもしれないので、委員の方からいつでも調査できるように継続審査の申し入れがありまして、委員の方の大半の意見も採決をとったわけではありませんがそのような雰囲気でしたので、六日町街づくり株式会社については継続審査ということをしていただきました。今回は途中ということですが、現段階で調査をしたということの説明をさせていただきました。

2番手の旅館の入り込みについてですが、それこそ今回産業振興部長と商工観光課長が交代ということで、委員の方からどういうふうな意気込みかを聞かせてほしいということでありました。それに対して部長、課長の二人から答えていただきましたが、ここがすばらしいと思ったのは、それこそ肥沃な田んぼがあり、夏は緑色になり、そこに高い山、2,000メートル級の景色のよい山がある、このような景色はよそには絶対にまねできない。その肥沃な田んぼが秋には黄金色になり、冬には雪景色が、春には春の新緑で非常に心が躍るような春がくると。このような地域は日本中を探してもなかなかない。八海山や巻機山は日本百名山になるようなすばらしい山である。観光の財産としてはすばらしいものがあると思っているので、これに温泉、人、食べ物がおいしいということもあり、観光地としては心休まるころだと思っている。そしてアクセスについても新幹線、高速道路、首都圏に近いというこ

とで、こういう良さをPRしていき、北海道や外国等に負けないくらいの歴史があるこの地域の魅力であるのでできるだけアピールをしていき、長期滞在型の心が休まる観光地を目指していきたいと考えているという部長からの意気込みを話していただきました。

本題の旅館の入り込みについてになりますが、それこそやはり震災の影響については大変な影響であるということで、こちらに記載のあるとおりですが3月までということで電話で聞き取り調査を観光協会としたそうです。3万7,900人のキャンセルということがあり、本当にゴールデンウィークについても自粛モードが広がり、大変厳しい状況でしたということでした。また、現地での観光協会の方では、なかなか返済等が大変なので、それこそ実際稼げなかったので、利子補給は利子補給や緊急借入制度、お金の貸出しなんかはいいが、少し返済猶予等そういうふうなものも考えていただきたいというふうな話があったりしました。そのような中での質疑が主な質疑でありました。

次の3番の下水道に入っていきますが、企業部長、下水道部長から資料に基づき説明がありました。7万それこそ市の方では、担当課長の方ではこれまで委員会や当初予算の審査等の中で、水洗化率向上のいろいろな意見、提言があったということで、今年はそれに力を入れるということをしているそうです。そして不明水対策や滞納対策も行うということをおっしゃっていました。不明水については 不明水といっているのかわかりませんが、それこそおがくずや木が入ってきたりするというので、その調査もしていきたいということで、なかなか発見するのは大変ですが、していくということをおっしゃっていました。

また4番目、農集の運営についてですが、幾つか質問がありましたが説明としてもあった中では、8ページのそれこそ真ん中の最初の供用開始が平成2年の上原処理場であり20年経過しているため、今後この時点について市役所内部で検討をし始めたということをおっしゃっていました。

専用水道についてであります。専用水道については県内の専用水道63施設の中、7施設が当市にあり、そして震災に対しての質問が非常にありました。西山地域は軟弱地盤、もし、地震が起きたときは相当被害が出るのかなということで、どういうふう考えているのかということでしたが、それこそ10ページに書いてあるとおり、日頃からそのような事態に対応できる何かを考えておかなければならないということでしたが、現在これといったところにまでは至っていないというお返事でありました。

その他、産業振興部長より南魚沼市豪雪災害対策事業の実施について及び、震災対応経済対策信用保証料補給制度について、建設部長より市道の認定について、市道の路線変更についての説明がありました。

以上で産業建設委員会の報告とさせていただきます。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

岡村雅夫君 六日町街づくり株式会社についてお伺いします。議会で説明があったのは、要するに街づくり会社がどういう状況であるか、あるいはテナントの状況等で市が今考えている図書館がどうかとこういう段階で、実施設計費、基本設計費がついているわけでありま

す。どうもこの進展具合でいくと、まだ同意を得ているわけでもないような感じがして聞こえました。

そうした中で一番最後の4ページですね、ある程度の面積や配置、これは多分もう出ていると思うのですが、投資額を示していただかないと今後のシミュレーションも難しいという、こういったことで結ばれています。私は市が3億円なり出資している、そしてこの内容を見ますと、この会社をどうするかということを市がやろうとしているのかということがどうも明確にわからないのです。委員会としての調査というものは、実態を教えてくださいという程度だったのか、その辺をひとつまずお聞きします。

牧野産業建設委員長 質問にお答えしますが、それこそこの4ページの一番下段に書いてあるとおりですが、要は会社が残る、残らない、会社が運営できるかできないかというのは、これに書いてあるとおり市からある程度の面積、配置及び投資額を示していただかないと、要はシミュレーションはできないということでしたが、そういうふうな回答をいただいております。

委員会の方での調査というのは、それこそ街づくり会社ララは市内の中心部の商店でもありますし、そして同時に経営がなかなか大変だというのはわかりますので、そのとき市の方で方針がでた中で、私たちが当然議会の中で方針を決定していかなければいけないわけです。そここのところの調査を目的としているので、その調査をしたということでの回答でいいと思うのですが、いかがでしょうか。

岡村雅夫君 そうすると4ページの上段のクエスチョンですが、2行目に街づくり会社への投資に税金を使うことはどうかという意見を言われている方がいるわけです。ですから、まだ機構が、会社が決定もしていない段階で、要するに図書館用地によこせというような感じに聞こえるのです。でも、中には調査の中でこういった出資もしているその会社が負債もどれだけあるか、これからどういうふうになり直っていくのか、というあたりをやはり会社自体 なかなか個人では入れない、こうして委員会で入ったの調査でありますので、やはり率直にきちんと聞いて、今ある会社自体が再生可能なのかどうか。継続だそうなのでこれをやはりきちんと調査をしないと、一番後段の市の投資を目指して負債を返済し、あるいは利益を出していこうという会社なのかどうか。その辺はやはりきちんとしていただかないと、判断の基準を誤るような気が私はしているのです。どんどん、どんどんその計画は進む、市としての計画は進む。会社としても今度どれだけ出せるかと、こういう話になるとどうも救済のための、そういった形になっているのではないかというふうに見られるような計画であってはならないというふうに私は感じています。ぜひ、その辺を率直にひとつ調査をしていただきたいというふうに思います。立ち直れるのかどうか、一応その判断は多分かなり委員会で調査をきちんとしていただかないとならない部分だと思っています。以上です。

牧野産業建設委員長 それこそ24番議員が言われた点はわかる、私としても理解できるところがあると思います。ただ、同時にあるのは、委員から確かに投資に税金を使うことはどうかと思う、この意見はありましたし、何でもいから賛成だという委員ばかりではな

く、やはり慎重に対応していきたい、見切っていきたいというふうな意見もあるので、その中で調査をしております。そして岡村さんのような意見の方も当然私は委員の中にいるというふうに感じておりますので、その点についてはしっかりまた考えていきたいと思えます。

岡村雅夫君 若干付け加えさせていただきますが、この調査報告にありますように、15年経過しているということになりますと、どんどんどんどんこれから修繕等非常に二次的な投資をしなければならない建物になっていく。私は例えて言いましたけれども、JAのあれだけ裸にしてまで改装しなければならないということを果たして想定したのかと。いや、それでもあれについては地盤調査を、あるいは地盤改良をしないだけ安くあがるなんていう話を答弁でいただきましたけれども、そういう点からしてみましても、そういう方向からも検討が必要ではないかというふうに思えます。

そして立ち直れるかどうかということは、計画が進む前にきちんとやらないと、当然の既定路線という形になりはしまいかというふうに思えますので、早急に、総会も開かれたようでありまして、これから特別決議ということになれば、その内容も我々はわかりませんが、ひとつ委員会でぜひ調査をしていただきたいと思えます。

牧野産業建設委員長 先ほどの答弁になっていると思えますので、それについては終わらせていただきたいと思えます。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますが、街づくり会社の調査についてです。説明については事務局長がされたということですが、役員である社長とかそういう方はそこに出席をしていたのでしょうか、お聞きをいたします。

牧野産業建設委員長 おりませんでした。現地にはおりましたが、この庁舎内での調査のときはおりませんでした。

笠原喜一郎君 現地調査をされたときにいろいろな質疑等もあったかと思えますけれども、そういうことはあったわけですね。それに対して社長がこれからの街づくり会社の今後の経営について答弁をされたとかというそういう調査はされたのかどうかお聞きをいたします。

牧野産業建設委員長 現地調査の中で、今後についてとかそういうふうな質疑等は行いませんでした。

笠原喜一郎君 わかりました。それでやはり図書館がそこに入る、入らないとは別に、この街づくり会社は市が3億円出資をしている第3セクターでありますので、今後どういふふうに返済をしていくかという部分を、きちんと調査をしていかななくてはならない。そのときに、事務局長が答弁をするということではなくて、やはり役員である社長が、今後こういふふうには街づくり会社をやっていくのだというようなことをきちんと調査をする調査の仕方をぜひしていただかないと、結局責任ある立場でないわけですから、踏み込んだ答弁もできないしまた調査も深まらないと思えますので、その辺を注意して次の調査に生かしていただきたいと思っています。

牧野産業建設委員長 わかりました。

塩谷寿雄君 先ほど新部課長になり、決意を述べられたということですが、委員長的に産業に部課長のその決意というものはすごいものを感じたかどうかをひとつお願いします。

牧野産業建設委員長 委員長個人の見解については差し控えさせていただければと思います。

議長 ほかにありませんか。

岩野 松君 下水道についてお聞きします。特に今年は水洗化率を伸ばすために行政区内のいろいろなことも頑張るといふうなことが説明でありました。2か月今経っていますが、そういう中でこのときの目標的なものとか、それからどういう方法で水洗化率を伸ばすのかというようなことが具体的に何かあったらお聞かせください。

それからこれは全く簡単なことなのですが、六日町の浄化センターの汚泥は今度どこですることになったのでしょうか。以上です。

牧野産業建設委員長 まず、最初の方ですが、水洗化率の取り組みについてです。まだまだ全然、全然つめていないような話ですが、午前中の現地調査、それこそ上越国際に行ったところの中で、民宿、どういうやり方をすればメリットが出てくるのか。補助金ということも一つの方法だと思うし、民宿事業者に対してはどのようなやり方が一番いいのか。少し話を聞いてみたいと思うし、どういうやり方がいいのか調べてみたいという回答がありました。なので、まだ本当に白紙の状況でどう進めていくかこれから調査していききたいということでの一歩だというふうに思います。

それから汚泥については、どこに持っていかは説明がありませんでした。そしてまた、目標数値、それこそ平成26年度の目標数値は水洗化率85パーセントを目指していききたいということでした。

先ほどの委員長報告の中で「上の原」と言いましたが「上原」でした。訂正します。この部分の訂正をよろしくお願いします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議長 休憩とします。休憩後の開会は11時5分といたします。

(午前10時50分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

議長 社会厚生委員長・今井久美君の報告を求めます。

今井社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の閉会中の継続調査について報告をいたします。

期日は平成23年4月28日、委員の出席状況は9名全員であります。議長からも出席をいただきました。調査事項であります、可燃ごみ処理施設について、社会福祉協議会について、障がい者福祉について、その他ということで4項目について調査を行いました。調査

の内容であります。各々関係いたします執行部からの出席を求め、現地調査及び事務調査を行ったものであります。

最初に可燃ごみ処理施設についてであります。これについては環境衛生センターにて脱臭装置、溶融炉、スラグストックヤード、し尿処理施設等などについて現地調査を行いました。資料は9ページから13ページです、ご覧をいただきたいと思っております。最初に可燃ごみ処理施設について、処理量、搬入量の推移、平成19年度からの搬入量の減少、また平成23年度からの搬入量削減計画について説明を受けました。

次に、施設年間処理経費についてであります。表のように平成19年度から処理単価が上昇しております。これについては平成18年度にメーカーとの瑕疵担保期間が終了し、定期修繕費用の増加によるものだということでもあります。また、可燃ごみ処理施設について平成23年度より運転業務の一部を環境コミュニティに委託したということでもあります。委託費が1億997万7,000円、業務の内容が設備の運転操作、監視、記録、日常的な保守点検業務、簡易な修繕、及び搬入受付等これらに付随する一切の業務ということでもあります。

体制といたしましては、総合職が1名、運転監視業務が16名、プラットフォーム3名、受付が3名ということで23名の体制であります。施設の延命化対策についても説明がありました。ごみの減量化を進めるために分別収集をしていくということでもあります。塩ビパイプ、発泡スチロール、容器包装プラスチック類については有価物として売り渡していきたいということと、枝類等についてはチップ化により再利用し、また流域下水道脱水汚泥については受入れを廃止するというので、県が処理を民間に委託する予定であります。

施設の延命方針策定協議会を設置するというのであります。そして施設の健康診断を実施し、劣化状況を把握し、建設から8年経過したことから転換期に入ったことを認識し、予防予知を念頭においた整備、修繕計画の検討。市の総合計画を考慮した財政計画の検討。施設の維持管理にかかる川崎技研の役割と支援体制の在り方、これらについて検討していくということでもあります。

また、可燃施設の稼働年数についてであります。溶融炉については近年開始された焼却方法であり、現在までに廃止例がなく、耐用年数の把握が難しいところであります。昭和59年に稼働した前施設が20年間使用できたことから、これ以上の稼働を目標に施設の延命対策を実施したいということでもありました。

質疑を行いました。主な質疑は記載のとおりであります。廃プラスチックの仕訳業務を障がい者にやっていただくことになっているが、缶とかに広がっていくと障がい者福祉にもよいと思うが、可能性はあるのかということでもあります。障がい者の雇用についてであります。機械を操作する者は事故等の危険もあり考えていかなければならないが、容器包装プラスチックの全て手作業でやるものについては進めていきたいというようなことでもありました。

また、施設の更新といったときに今の場所で可能なかどうかということでもあります。協定の中で今の場所には作れないということ的前提にしており、次の場所は別口で考えなければ

ばならないというようなことであります。

次に2番目の社会福祉協議会についてであります。これについてもしらゆり荘に行って、被災地のボランティアの様子など現地調査を行いました。参考人の社会福祉協議会事務局長、係長、大和支所長から資料に基づいて説明を受けたものであります。資料は14ページから22ページです。ご覧ください。平成23年度の事業計画基本方針について説明を受けました。今般、東北・関東地方にかつてない巨大地震と津波による大震災が発生いたしました。このような中で社会福祉協議会は民間の地域福祉推進組織として、ボランティアセンターを中心として支援活動を進めていくということで盛り込まれております。また、重点目標といたしまして、地域福祉事業の推進、ボランティアセンター事業の推進、在宅サービス事業の推進ということで、3項目を掲げてあります。主な事業については資料のとおり順次説明を受けたものであります。

質疑を行いました。ホームヘルプ事業について、施設介護などの希望が多くなっており大変ではないかと思う。そして魚沼荘の派遣も近々指定管理という話も聞こえてくるが、そういった傾向なのかという質問がありました。訪問介護事業については、小規模多機能グループホーム、地域密着型サービス等、いろいろな施設ができていっている中で利用者の減がある。そういった中で訪問介護事業については年次計画を立てており、魚沼荘への派遣を市から受託を受け8名を派遣し、魚沼荘への派遣を含めた中で経営の努力をしていきたいということでありました。

その他、生活福祉資金貸付事業、ボランティア保険、共同募金、なじもネット等について質疑がありました。

障がい者福祉についてであります。福祉保健部長、福祉課長より資料に基づき説明を受けました。資料は23ページから26ページです、ご覧ください。最初に障がい者福祉制度の改正について、また南魚沼市の障がい者の状況について説明を受けました。また、障がい者福祉サービスの事業所の状況、これについては障害者自立支援法で平成24年4月1日までに新体系に移行することが規定されておりますが、南魚沼地域内の全ての障がい福祉事業所では、平成23年4月1日までに新体系に移行完了いたしました。

移行に伴い入所施設から地域移行することを目標にグループホームの新設が予定されております。移行後の各事業所のサービス内容ということで表のとおり説明を受けました。また、23年度以降に予定されるサービスについて、記載のとおり施設の説明を受けながら、変更点、対応が可能となった課題、その他の良い点、満たされない課題等について説明を受けたものであります。

そして、南魚沼地域自立支援協議会、また平成23年度新規事業等ということで、障がい者雇用に対する市の発注業務委託モデル事業として3点、文書発送業務委託、不燃ごみ処理廃プラスチック仕訳業務委託、障がい者タクシー利用券、助成範囲の拡大ということで各々説明をしていただきました。

質疑を行いました。新体系への移行となり居住の場と日中支援が分かれ、事業的補強の関

係がバランスがとれているという認識であるが、定数と実際の人数なので全体的な需要はわからない。実際はまだ足りないのではないかというような質疑がありました。魚沼圏域の施設入所の待機者はマイトラが3人、なかまの家が1人か2人、魚沼更生園が1人という状況であり、その他にそういった施設に入りたいという人がどの程度いるのか、相談支援センター南魚沼やご家族から情報をいただき、そういった方々がいれば手続を進めていきたいと。

また、重度の障がい者の日中生活支援、生活介護の場が足りないのではないかという質疑がありました。確かに足りないと思われる。そういった需要があり、桐鈴会では知的定員6人の重度の方が通えるような生活介護の施設整備を行っていきたいという話を24年以降に計画として聞いているというような話でした。

最後にその他といたしまして、南魚沼市地球温暖化対策実行化計画について環境交通課より説明を受けました。以上です。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

中沢俊一君 可燃ごみ処理について伺いますが、溶融スラグのはけ具合について伺います。1,700トン年間出るということは、毎日5トン弱出るとのことでしょうけれども、6～7年前に入った情報によれば、東北圏域ではこれが県の事業にも前向きに検討されていたというように聞いておりました。今回まだこの地域、このJISをとったにも関わらず、国県の事業にはまだOKが出ていないように受け取れたわけですが、市の方は県がどういう条件を満たせば県事業に使ってくれるのか。その辺の情報をつかんでいるかどうか、その辺の答弁はありますでしょうか。

今井社会厚生委員長 質疑の内容等に記載されたとおり溶融スラグについて、このような質疑がございました。国県の方にも、公共事業にも使用のお願いをしていかなければならないというような段階でしたけれども、それ以上に踏み込んだ答弁にはなっておりません。

寺口友彦君 社会厚生委員長にお伺いいたします。いただいた資料の3ページ、可燃ごみ処理施設の施設の更新といった部分でのQ&Aでありますけれども、当市の中では協定の中で今の場所は作れないということを前提にしておるわけなのですが、大和地域については魚沼市のエコプラントをお願いしております。そうすると向こうの施設についてはどういう状況かという部分の説明はあったのか。あるいはそれを含めて今後どういう方向で場所を考えていくというところの説明はあったのかどうかお伺いします。

今井社会厚生委員長 この施設更新についても、おっしゃるとおり大和の方が魚沼市の方へ入っている部分もあります。それらも含めて検討していかなければならないというような答弁でありました。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本会期中の請願を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由の説明は、

予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本会期中の請願を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由の説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

議長 日程第6、平成23年請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める請願を議題といたします。請願第3号を総務文教委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第7、第7号報告 専決処分した事件の報告について(債権放棄について)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第7号報告 専決処分した事件の報告についてご説明を申し上げます。本件は平成16年12月議会におきまして議決を賜りました市長の専決事項の指定第5項の規定に基づきます、一件50万円未満の権利の放棄について、平成23年3月31日専決処分をさせていただきましたのでご報告を申し上げます。

専決処分書をお開きください、3ページでございます。記以下に記載がございますが、債権放棄させていただいたものは、給食費で1件、合計4万2,774円、水道使用料で98件、合計321万3,630円、病院の料金で2件、合計12万9,800円でございます。なお、5ページに債務履行不能理由別の債権放棄の状況が記載をされておりますので、あわせてご覧をいただきたいと存じます。また債権別、それから債務者別、年度別、放棄債権の状況一覧は企画政策課において保管をし、閲覧ができますのでご覧をいただきたいと存じます。

給食費につきましては平成20年度の債権で生活困窮の理由で債権回収をすることができなかったものでございます。2年の債権消滅時効期間が経過しております。状況が改善し債務履行が見込めませんので処分をさせていただいたものでございます。

水道料につきましては、件数は年度別の件数で実人員は98名でございます。平成12年から平成20年度までの債権、死亡、所在不明、倒産、それから無財産などの理由により債権回収ができなかったものでございます。2か年の債権消滅時効期間が経過をしております。債務を納付することが見込めませんので処分をさせていただいたものでございます。

次に病院の料金は実員2名でございます。平成17年度の債権で死亡により回収ができなかったものでございます。3年の債権消滅時効期間が経過をしております。債務を納付することが見込めませんので処分というふうさせていただいたものでございます。以上3件、3件といいますか3つの事案につきましてはいずれも徴収活動をしてきたところでございますが、今後債務者が時効の援用を行わず、債務を納付することは見込めませんので、債権放棄とさせていただいたものでございます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 まず上から聞いてみたいことが、給食費の生活困窮ということですけど

も、それこそ学資援助があるわけですよ。学資援助で今多分相殺していると。同意書ももらった方には相殺しているなんていう話をちょっと聞いたりもしたのですが、それなのに生活困窮でということになると。私の聞き間違いか勘違いかもしれないのですが、このところの学資援助をしているのに何で生活困窮でこういうふうに出てくるのかがわからないので、これの説明を聞きたいのと。ここでいいです。

教育部長 お答えします。この方は平成20年度に卒業され、それまでの債務ですが、就学援助費は得ておりません。そして22年の9月が最終の入金でしたが、その前の月に父親が死亡しております。ということで生活困窮ということに該当させていただきました。以上です。

岩野 松君 3番目の病院料金のことでちょっとお聞きします。死亡したからという理由ですが、平成17年、もちろん病院もそのときもらえなければいろいろあれするのでしょうか、本人が死亡されたとしても家族とかそういう人たちへの債務というものは発行しないというふうに理解していいのか、それとも縁者が誰もいないということでそうだったのか、そこら辺をお聞かせください。

大和病院事務部長 お答えいたします。お二方おいでになりましたが、それぞれ再三の請求をしておりました。一人につきましては交渉をしている中でなかなか納付が見込めないという状況でございましたし、それからもう一人の方につきましては、具体的には月々に3,000円ずつ返しましょうという話をしてあるのですが、それがかなわなかったという状況でございます。それで、当然家族の皆さんについても含めて話をするわけですが、全体的にそこまで至らなかったというか、家族の皆さんについてもなかなか状況が厳しかったというようなことだったというふうに片方の方は聞いております。以上です。

佐藤 剛君 すいません遅くなったみたいで。真ん中の債権の水道料の関係でお聞きしたいと思います。所在不明が57件あるのですが、これは去年は86件でしたか。この水道料は法人も含まれるので、多分こういう件数が多くなるのかもしれないのですが、それにしても所在不明という区分けで毎年こういうふうな形で多くなるという、そこら辺の説明をお願いしたいのですけれども。

水道事業管理者 水道使用料でございますが、所在不明というようなことでありますけれども、1件ずつ全部私どもはその債権を整理をしております。住所も当然こちらの方でも把握をしているわけですが、その住所地の方に連絡、あるいは電話等を入れても全くそこにはもう住んでいないと。それで実際にどこに引っ越したというか私どもが調べた範囲では、そういったことが全然わからないというようなことで、所在不明というような扱いにしたということでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。以上で専決処分した事件の報告について(債権放棄について)の報告を終わります。

議長 日程第8、第8号報告 専決処分した事件の報告について（工事請負契約の変更について（南魚沼市消防庁舎建設（建築）工事））を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第8号報告 専決処分した事件の報告についてご説明を申し上げます。本件は平成22年6月定例会におきまして同意議決を賜りました南消工第2号南魚沼市消防庁舎建設（建築）工事請負契約の変更につきまして、市長の専決事項の指定第3号の規定に基づき専決をさせていただきましたので、ご報告を申し上げます。3ページの専決処分書をご覧くださいと思います。請負金額を257万9,850円増額させていただきました。請負契約金額を5億6,902万7,550円とさせていただきましたのでございます。平成23年5月27日専決処分をさせていただきました。

5ページに資料で建設工事変更契約書の写しが添付されておりますが、相手方は6ページになりますが、高橋・島田・森下特定共同企業体でございます。工事の変更概要について若干ご説明を申し上げます。9ページをご覧くださいと思います。一覧表になっておりますが、2の変更の内容に から までそれぞれ記載がございますが、大きなところで の左官・塗装工事で車庫内の床の仕上げをノンスリップ床・マット敷から防塵床塗仕上げ（フェロコン）に変更での増減。それから 外構工事では降雪期の水処理を円滑に行うため、構内に300型グレーチング側溝を33メートル追加ということでございます。11ページから関係の変更の図面が添付されておりますのでご覧をいただきたいと存じます。

なお、この事業の関連で、二つの契約について議決事項ではございませんが、電気設備で88万2,000円の減額、機械設備で58万6,950円の減額で、同日付け変更契約をしておりますので、併せてご報告を申し上げます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で専決処分した事件の報告について（工事請負契約の変更について（南魚沼市消防庁舎建設（建築）工事））の報告を終わります。

議長 日程第9、第9号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 第9号報告 専決処分した南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。今回の改正につきましては国民健康保険税の課税限度額を改正する政令、これは地方税法施行令の一部改正の政令でございますが、これが平成23年3月25日に閣議決定されまして、3月30日に交付されたということに伴う改正でございます。改正されました政令に基づき保険条例の一部改正をするものでございまして、3月31日付けで専決処分に交付いたしました。よって地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

国保税につきましては、加入者の低所得化、それから医療費の増加に伴いまして、特に中間の所得層の負担が増加しているというような状況でございます。昨年に引き続きまして、この中間所得層の負担軽減のために課税限度額を増額するというところでございます。国では協会健保の本人負担の上限額が介護分を含めると平成22年度におきまして約108万円というふうなことを参考に、今後も段階的な引き上げを検討しているようでございます。

具体的な部分でございますが、7ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第3条第2項でございますが、基礎課税限度額を50万円から51万円に増額するというところでございますし、第3項では後期高齢者支援金等課税限度額を13万円から14万円に増額、それから第4項では介護納付金の課税限度額を10万円から12万円に増額するというふうなことでございまして、合計でございますが、22年の73万円から平成23年度77万円というふうなことでございます。

8ページをご覧くださいと思います。第11条でございますが、これは低所得者に対する7割、5割、2割の軽減後の課税限度額につきましても、第3条と同様に増額するという内容でございます。戻って5ページをお願いしたいと思いますが、附則の第1項でこの条例につきましては、平成23年4月1日から施行します。それから第2項では平成22年度分までの国民健康保険税につきましては従前の例によるというふうな内容になっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

岩野 松君 最高額が上がるということ、今101万円とびっくりしたのですけれども、当市は77万円が最高額だということですが、最高額というのは所得は幾らの層が対象なるかということをお聞かせください。

市民生活部長 今回の国保の場合は73万円が77万円になるということで、先ほどの108万円は協会健保の限度額ですので、そのようにお願いしたいと思います。限度額にかかる部分ですが、これはいろいろなパターンがありますのでそれぞれはちょっと計算できませんけれども、給与所得で単身者の世帯ということで、介護保険の2号被保険者だった場合ということで計算しますと、給与収入でいきますと866万5,000円を超えるとこの限度額77万円に達するというふうな試算でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議長 お諮りいたします。第9号報告 専決処分した事件の承認について(南魚

沼市国民健康保険税条例の一部改正について)は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第9号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第10、第10号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第10号報告 専決処分した南魚沼市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。今回の改正につきましては、平成23年3月11日発生 of 東日本大震災の被災者の負担軽減を図るというふうなことで、平成23年4月27日に平成23年度税制改正関連法案が国会を通過しまして、地方税法の一部改正が同日交付されたというふうなことに伴う改正でございます。改正された地方税法に基づき、市の条例を改正するというので、5月13日付で専決処分により交付をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。改正条例を挙げてあります。改正といたしましては、附則に次の3条を加えるというふうなことでございまして、第20条の東日本大震災に係る雑損控除等の特例ということで、第1項につきましては所得割の納税義務者の選択によって、東日本大震災の損失が平成22年度に生じたものとして、平成23年度から個人市民税の雑損控除等の特例を適用することができるということで、一般では受けた次の年に控除になるわけですが、これ特例を設けて、今年からすぐ適用するというふうなことでございます。

それから平成22年に生じたとした場合については、平成23年度においては損失が生じなかったということで、1回だけの適用になるということでございます。ただ、それが1回で、単年度で控除できない場合は3年から5年、通常3年ですが5年間は延長されるというふうなことでなっております。

それから第2項でございますが、平成24年度以降について、また損失が生じた場合についても今の第1項と同じ取扱いをするという規定でございますし、第3項は親族の有する資産について、同じように第1項と同じ取扱いをするというふうな規定でございます。

6ページの方をご覧いただきたいと思いますが、第4項につきましては、先ほどの親族が有する資産についても第2項と同じ取扱いをするというふうなことでございます。第5項につきましては、この特例を受けようとする場合には申告書にその旨の記載が必要となるというふうなことでございます。

それから第21条の東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例というふうなことで、住宅借入金等の特例を今受けている住宅が、今回の震災によって居住できなくなったというふうな場合であっても、その控除期間がまだ残っているという方については、引き続きその控除を受けることができるというふうな規定になっております。

それから第22条でございますが、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けよ

うとするものがすべき申告等ということで、第1項につきましては地方税法附則第56条の規定により、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供された土地等で、被災住宅用地の特例措置の適用を受けたもののうち、今後平成24年度から平成33年度、10年間の間引き続き使用ができないというふうに市長が認めた場合に限って、ここで固定資産税の軽減措置が適用されるというふうな内容になっております。これの適用を受ける場合についても申告書の提出が必要になるわけですが、その申告書の記載等の規定でございます。

7ページをご覧いただきたいと思いますが、第2項につきましては通常の住宅用地の変更等の申告書の提出は要しないと。先ほどの手順で完了するわけですので、通常の手続きはいらぬというふうなことでございます。それから第3項につきましては、共有土地に係る固定資産税の按分の申し出の部分での記載事項の規定でございます。それから8ページでございますが、第4項につきましては、共有土地が仮換地等である場合の固定資産税の按分の申し出の記載事項を規定というふうなことでございます。

附則としましてこの条例は公布の日から施行となるということで、ただし、第21条の住宅借入金等の特別税額控除の適用期限の特例につきましては、平成24年の1月1日から施行ということで、これは平成23年1月1日の段階では現存していたというふうなことで、ここ24年からの施行で実害がないというふうなことで平成24年1月1日からの施行になっております。

この改正につきましては国が示した準則によって、全国の市町村が改正しているというふうなことで、私どもの市でこれが今該当しているかどうかということとはございません。ただ今後、該当者がこちらの方へ転居なりしてきて、場合に発する可能性があるというふうなことで考えていただければというふうに思っているところでございます。以上で説明の方を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第10号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第10号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第11、第11号報告 専決処分した事件の承認について（平成22年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長 第11号報告の専決処分についてご説明を申し上げます。東日本大震災で被災され、県外に避難を余儀なくされた皆様を南魚沼市として支援するため、生活に必要な場所の提供を始め、各種の施策実施に必要な経費を予算計上いたしました。災害、震災関連施策として早急に対応することが必要な事項が発生した場合、また速やかに予算の範囲内で科目内の流用を行い、対処させていただきたいと思っております。

新年度に継続して予算執行が必要なことから、繰越明許費として設定をさせていただきました。財源につきましては、個人市民税の収入額が増額見込みであり、また、特別交付税が確定しましたのでこれを充てることといたしました。今後災害救助法に基づく災害救助費の適用が見込まれますが、不足額、不確定の部分がありますので、決定しましたら新年度で計上することにしたいと思っております。

この件につきましては、3月定例議会中に議会の皆様方に緊急対応として、相当額を専決処分させていただくことになるかと思っておりますということだけを申し上げ、一応ご理解いただいたところだと思っております。

以上によりまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ1億9,218万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を334億3,188万円とさせていただいたところであります。詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 それではご説明を申し上げます。10ページをお開きください。財源としまして歳入では、第1款1項1目個人市民税の現年分5,700万円、並びに第9款1項1目地方交付税の特別交付税確定分1億3,518万3,000円の合計1億9,218万3,000円の計上でございます。

12、13ページをお願いいたします。歳出では、3款民生費4項2目災害救助費に全額補正をさせていただいてございます。説明欄にありますように、それぞれ費目に分かれておりますが、大きくは施設借上料として5,000円単価で1,200人、30日という想定で1億7,950万円を用意させていただいたものでございますし、その他は被災地支援の灯油代や避難所としての運営をいたしましたセミナーハウスの運営経費、関係経費、それから被災者にかかる予防接種、健診費用などそれぞれ見込まれるものを計上をさせていただいております。6ページに戻りまして、第2表では繰越明許費の補正として記載のように1億8,911万4,000円を、措置を追加させていただいたものでございます。

以上から市長が提案理由で申し上げましたように、歳入歳出の総額をそれぞれ338億3,188万円とさせていただいたものでございます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。第11号報告 専決処分した事件の承認について(平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第9号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第11号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 昼食のため休憩といたします。午後の開会は1時ちょうどといたします。

(午前11時47分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前12時59分)

議 長 日程第12、第12号報告 専決処分した事件の承認について(平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第10号))を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市 長 第12号報告についてご説明を申し上げます。議決をいただいております予算額と最終執行予定額に差異が生じる見込みでありますので、平成22年度予算の最終補正として整理をさせていただきました。

歳入につきましては税の最終収入額を見込んだところであります。交付金、国県支出金、その他の歳入につきましても、額が確定あるいは最終収入額がほぼ見込まれましたので差額を計上いたしました。

歳出につきましても今後の支出予定額を再度積算し、予算額との差額を計上いたしました。除雪費につきましては3月に入っても降雪があり、寒い日が続いたため融雪が遅れ、春先除雪等も例年以上に必要であったことから大幅に予算が不足いたしましたので、今回追加計上することといたしました。結果といたしまして歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、財政調整基金の繰入予定額のうち2億3,200万円を減額させていただきました。

以上によりまして歳入歳出予算総額からそれぞれ8,083万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を333億5,104万8,000円としたところであります。詳細につきましては総務部長より説明しますのでよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 第12号報告についてご説明を申し上げます。第12号報告の3ページをお開きください。専決処分書のとおり平成22年度一般会計補正予算の最終補正でありまして、それぞれ確定見込みに伴い第1条で歳入歳出予算の補正、第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正を3月30日、専決処分させていただいたものでございます。

事項別明細書の歳入16、17ページをお願いいたします。それぞれ歳入の確定見込みによる補正でございますが要点を申し上げますと、1款1項市民税で個人市民税が6,000万円の増、法人市民税の部分で現年分と滞納分で1億500万円の増額として1億6,500万円の補正とさせていただいたものでございます。

2項固定資産税では現年課税分で3,210万円の増、滞納繰越分で190万円の増額で3,400万円の補正でございます。

3項軽自動車税では現年、滞納繰越をあわせまして420万円の増、4項市たばこ税では課税本数の減により8,400万円の減額でありますし、6項の入湯税でも入り込みの関係で460万円の減額でございます。

18、19ページをお願いいたします。次の2款の地方譲与税から3款、4款、5款、6款、20、21ページをお願いいたします。7款、10款、11款、12款の使用料及び手数料までそれぞれ確定見込みによる増減補正でございます。

22、23ページをお願いいたします。ここもそれぞれの確定見込みによる部分ですが、説明欄記載の事業精査による増減でございます。

次の24ページ、25ページをお願いいたします。上段の14款3項5目土木費委託金473万円は県道歩道除雪委託金が豪雪のために増ということでございます。

中ほど6款1項寄附金であります。一般寄附金で105万円、全国市町村物件災害共済会様からは豪雪お見舞いとして、その他100万円は匿名ご希望の方から、指定寄附金300万円はトミオカ美術館に匿名ご希望の方からそれぞれご厚志を頂戴したものでございます。

17款2項基金繰入金であります。3目の愛プロジェクトの部分は事業補助の不用となった部分を、財政調整基金の部分では歳入全体との関係で繰入れが不要となった部分の減額でございます。

19款諸収入3項貸付金元利収入であります。昨年度展開をいたしました戦国EXPO運営事業へ復興基金の採択までの間の貸付金収入でございます。

26、27ページをお願いいたします。4項6目広域行政受託事業収入でございますが、それぞれ湯沢町さんとの負担金の精算による減額でございます。

20款市債につきましては所要の事業調整の中で事業財源としてまちづくり建設事業債1,180万円の増額でございます。

28、29ページ3の歳出の方に移らせていただきます。2款1項総務管理費ではそれぞれ確定等によるおおむね減額でございます。下の4項2目参議院議員通常選挙費では選挙執行経費の精算による計上でございます。

30、31ページでございます。3款民生費の1項社会福祉費及び4項災害救助費並びに

4款衛生費でも各事業において事業執行の不用残が減額補正の主でございます、この部分も特段申し上げる部分はございません。

32、33ページをお願いいたします。4款1項4目これは財源構成でございますし、2項3項及び6款農林水産業費1項につきましても決算見込みによる不用残の減額が主でございます。

34、35でございます。6款2項1目林業振興費ではペレットストーブの導入補助金でございますが、申込み減により18台分の減額ということでございます。

7款では1目商工業振興費で中小企業金融制度事業費が信用保証料の補給金決算見込みで600万円の減、2目観光振興費では市民スキーリフト券割引補助の追加分、愛プロジェクト推進事業は歳入で申し上げた不用の部分でございます。

8款2項3目道路橋りょう除雪事業費では市長が提案理由で申し上げておりますが、二つの丸の事業で大雪と融雪遅延により1億1,415万円の補正増としたものでございます。4目の道路橋りょう新設改良費では三郎丸雲洞線、二日町川窪線の工事にかかる部分につきまして、土地購入費と物件補償を減額いたしまして、委託料と工事費に組替えをさせていただいたものでございます。

36、37ページをお願いいたします。10款教育費では1項1目教育委員会費で国際交流及び文化スポーツ基金の運用利子の積立てでございますし、2項2目小学校整備費では統合五十沢小学校国庫負担金増による財源更正、3項2目中学校整備費では、六日町中学校地震補強工事にかかる交付金精査による財源更正、5項につきましては事業執行の決算見込みによる減額補正でございます。

38、39ページをお願いいたします。10款5項5目文化施設費では施設管理運営請負委託料54万円ほどの増であります。精算項目の一つであります市民会館の除雪費が豪雪のため経費の増となったことによるものでございます。

6項3目学校給食費では塩沢地区給食センター整備事業にかかる交付金の増で、これを財源更正としたものでございます。

12款公債費では2目の利子が決算見込みによる減5,393万円ほどでございます。

14款予備費では136万円余りを補正させていただいたものでございます。以上が歳出の主な部分でございます。

10ページに戻っていただきたいと思っております。第2表繰越明許費の補正でございますが、記載のように補正をさせていただきました。

次の11ページ第3表 地方債の補正でございますが、事業確定見込みにより地方債の発行限度額を一番上の合併特例債の部分ですが1,120万円、次の地域づくり資金貸付の部分で60万円それぞれ増額をさせていただきまして、合計51億4,080万円から51億5,260万円にさせていただいたものでございます。

以上から市長が提案理由で申し上げましたように、歳入歳出からそれぞれ8,083万2,000円を減額いたしまして、予算の総額を333億5,104万8,000円とさせていただ

いた補正予算第10号でございます。以上で雑ぱくで恐縮ですが第12号報告 専決40号の説明とさせていただきます。以上です。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけ参考までにお聞きしたいと思いますが17ページです。歳入で法人税の関係なのですけれども、ここで1億円、最終の状況で1億円追加になりました。大変喜ばしいことだと思います。ただ、まだ2～3年前に比べればまだまだ法人税額が少ないわけなのですけれども、それでもまだ兆しが見えてきたということであれしいわけなのですが、傾向としてどのような部門で当初見込みよりもこう増えてきたという、そういう傾向があるのか。それとも全体的に上がったというのか。そこら辺だけちょっとお聞きしたいと思います。

税務課長 ただいまの件ですけれども、全体像としますと22年度におきましては食品部門についてはちょっと落ち込みが見られると。あとのものについては平均的にいい傾向であると。ただし、前回も申し上げましたけれども、法人全体の中でも上位50社で占める割合が85パーセントぐらいいておりますので、全体像の流れでは、今後震災関係もございませけれども、そう大きな影響はないかなと。ただ入湯税の落ちている絡みもございまして、そういう絡みがどの程度影響してくるかということ懸念して推移を見守って参りたいと思っております。以上です。

岡村雅夫君 1点お聞きしますが、35ページの商工費の中での観光振興費、愛プロジェクトについてちょっとお聞きしたいのですけれども。担当の委員会でもないのでもちよつわからないのですが、この基金が1億円で始まったというのは私はわかるのですけれども、この事業化をする何といいますかプロセスですね、これがどうも私は余り見えなくて。その都度、9月議会に兼続通りなどというのが出てきたのですが、ちょっと資料をいただいたものを見ますと、六日町大橋のイルミネーションとかそういうのもこう中で計画されているようなのです。実質的にこれ、何委員会というのがあると思うのですけれども、そうしてそれがどこで精査をされているのか。提案されたものは全てまあ自動的にやるような形になっているのか。その辺もう少し全体的にわかりのいいようにした方がいいのではないかなというふうに感じます。

例えば9月議会のとくに武者の像が10体という話が出ていましたが、今、確か6体がなっていると思います。非常に私の感覚からすると歴史的な人物の名前が、ああいった形の像でいいのかどうかというあたりで、私はちょっと言われますと何とも答えようがないというこういった事情があります。それは今こうなのがやはりなのだとわれればそれまでなのですが、そういう計画のチェックなんかもどういう形で誰がされているのかなというのがちよつわからないのですが。ひとつこの事業をどうメリット、デメリットあるかと思いますがいろいろことばを聞いていると思いますけれども、その心意気と申しますか、この事業がまだまだ続くような私は感じにとっています、その辺ひとつお聞きいたします。

産業振興部長 これは愛プロジェクトの基金を利用してその委員会の中で計画を出

していただいて、そこで承認したものをほかの補助金とかそういうものもいただきながら事業を実施しているというところです。今のところその基金があるうちとは、まあ戦国E X P Oについては一番大きい事業だったのですが、それ以外の部分については当初そういう案を出していただいて、それをその実行委員会ですか、その愛プロジェクトの基金の委員会の中で検討をして議会に提案をしているということです。以上です。

岡村雅夫君 若干伺って趣旨等はわかっているつもりですが、何と申しますか先ほども申し上げましたけれども、ああいった武者の像なんか、歴史上にそういう写真も像もないというので独自にああして書いていいのだという、あるいは仏像を作っているのかどうかというあたりが。私はちょっと出雲の何々ということで何かお化けのという話をちょっと聞いたときも思ったのですが、あれはあれで漫画なら漫画できちんと位置づけられたものがあって、それを並べることによってああ、あれがあった、これがあったという形でそれなりの感動があったと思うのですけれども。

私はまあちょっとああいう書籍とか漫画とかそういうようなお目にかかったことは余りないので、もう子どもの世界の何と申しますかロボットとかそういう中では見たことはあるのですけれども、実際にこれが兼続なんだ、これが織田信長なのだというのはちょっとかけ離れた感じがするのです。そういうのはまあまあ委員会で認められたのだからいいんじゃないの、今風でいいんじゃないのというような形で推進されているのか。やっぱりそれを見てそれで妥当と思う人はそれでいいのですけれども、その施設に4,900万円も使っているとかというような形であると、なぜそうなるのかなというそのプロセスはやはりもう少しわからせた方がいいのではないかなというふうに私は思うのです。案外そういった批判をする人が幾つかこう私の耳にも入ってきていますので、全部調べたわけではありませんけれども、2~3体こうあそこへ通勤で通っている中で見えるもので感じた部分です。

また、やっぱりもう少しこういったきちんとした委員会があってやっているのであるならば、刻々のこういう検討を今しているんだよというのも、できれば我々にも披露をしていただいて、積み重ねた事業展開の方がもう少し何と申しますか、市民の賛同も得るのではないかなというような気が私したもので、一言質疑をさせていただきました。

市長 この今の愛プロジェクトの議員のおっしゃったいわゆる武者像については、昨年やりました戦国E X P Oも同じなのですけれども、今いわゆるコンテンツツーリズムという、ああいう劇画調の部分がこれはもう全部ですから著作権があるのです。何々さん、何々さん、書いた方がですね。その人から全部原画を描いていただいて、そしてああいうふうに表現しているわけですが、今のアニメとか何と申しますか戦国B A S A R Aとかものすごく若い皆さん方の中には浸透しています。その中に出てくる像がああいう形なのです。それぞれの漫画家と申しますか画家が描いてやっている部分。それを抽出させていただいてこの画家のものがどうも一番いいだろうと。

それは当然ですけれども兼続通りであれば兼続通りというものを実施しようというのがこの商店街の方々が主体でありましたので、その皆さん方とこういう像、こういう像というこ

とを相談をしながら、それぞれその著作権の部分もいただきながら原画を描いていただいて、そして製作しているということですので、確かに時代考証的なことは一切やっていないのです、あれは。それがおかしいということで市を訴えるぞという人もいます。これは一人です、まだ。二人、三人ではないですけれども、刀の長さが違うとか、差し方が違うとかいろいろ言っていますけれども、それはそれとしてご批判もあろうかと思えますし、いやすばらしいと賛同している方も大勢います。そのプロセスが非常に不透明であったということであれば、これは私たちがそこまで配慮が及ばなかったということでご勘弁いただきたいのですけれども。全くあのプロセスは今、部長が申しあげましたように、きちんとオープンでやっていましてどこに隠すとかそういうことではないのですけれども、議会の皆さんに説明不足があったとすれば、それはまた今後気をつけていなければならないと思っております。

岡村雅夫君　あとこの財源的な問題で多分そういう提案されたものを、まちづくり資金とかそういう補助金に合致するものは補助金をまたもらって入れてという形で、その基金がある程度また原資を蓄え、そしてまた仕事をしていくというような形だなというふうに私はこの資料を見て思ったのです。

ちょっと先ほど、私は偏見で見ているのかもわかりませんが、やっぱりプロセス等はきちんとしてこういうやっぱりそのメンバー、同じメンバーで考えれば同じことをずっと突き進むわけで、時代考証的にもそんなことは関係ないのだと言われればそれまでなのですけれども。一つの税金を使ってその面通りに羅列と言っては申し訳なのですが、陳列する品物に関して、やはりある程度チェックなり、あるいはまた財政的にもそこまでという問題もやっぱりつまびらかにして、いろいろの意見を求めて今後この仕事をまだ進めていくという、コンテンツという話も新たに出てきているようでありますのでしていかないと、どうも一人歩きしてしまいやまいかなというふうに感じましたので一言、進言しておきます。以上です。

中沢俊一君　今の質疑に関連しますが、私はこの像には理解を示しているつもりであります。と申しますのも、先進地のいろいろな歴史のある町やそういうところでは、もう既存の評価が出来上がっているものですから、私どものようにやっとここへきて大河ドラマを通じて英雄を語り継いでいこうというところについてみれば、やはり新しい感覚で訴えていくことも私は一つの手だと思っています。

直江兼続公に限って言えば、六尺豊かな美丈夫ということであれば、やはり今あちこちにあるような、もちろん実物を見て作ったわけではありませんけれども、像かなんか見てみるにつけて少しイメージとして弱いなという気がいたしました。私どもの兼続公が生まれ育った町で、新しいこういう取り組みをしていくことは私はそれで良としたいと思っています。

しかしながら、妖怪の像を並べて町おこしをしてきた例も、今質疑の中にありましたけれども、あそこは100体を超えるその妖怪の像を、30年以上かかって町おこしの種として育ててきたと。いろいろな取り組みを重ねながら地元の青年たち、商店主たちが何と申しますかねそういう取り組みで自分たちの町を育てていった経緯があります。私が聞きたいのは

今後この町の青年たちがどういう取り組みをしながらこの像を生かしていくか、将来この町にとってどういう財産にしていくか、そこを私は聞きたいのですがひとつお願いします。

市長 このいわゆるまちづくり交付金事業の中で、兼続通りという名前にしたのだったか、何だったか・・・兼続地区ですね。兼続地区というのがいわゆる今の中心街から坂戸方面に向けて一帯をそういうふうに指定をさせていただいて、その中にはどういう事業を実施していくかと。これがまちづくり交付金事業の中でずっと進められてきているわけです。さっき岡村議員がおっしゃったように、ああいうたぐいの像はあと4体だか5体、今度は坂戸橋方面から坂戸側に設置をしていこうということでもあります。それとは一つ別個ですけれども大河ドラマの放映記念ということで、与六、喜平治の像ですか、これは全く別の画家から原画を描いていただいて今政策中であります。そして火坂先生から揮毫していただくということでこれは別個であります。

それも絡めていわゆる歴史は歴史といたしまして、もう新しい感覚の中で皆さん方からその像そのものを見ていただくことももちろんですけれども、ご存じのように今兼続通りの皆さん方はあそこへ自分たちのお金で足湯の設置だとか、そういうことも含めてあの商店街を活性化させていこうとこういう取り組みを進めております。坂戸地区の方は当然ですけれどもこの坂戸城というものを生かし、兼続、景勝、両公の遺徳を生かしながら地域づくりを進めていこうということでもあります。

ただ、時代の流れの中で30年、50年後にどういうことになるかということとはちょっとわかりませんが、コンテンツツーリズムという若い皆さん方の発想のもとにこれを進めているわけですので、いつどういう効果がすぐこういうふうに出るとということは、私はここで断言はできませんが、若い皆さん、特に歴女と言われるような皆さん方からは今のところは相当好評を得ているということだけは伺っております。

要はそういう兼続地区というものをあそこに設けて、これからそういうところの整備を大体やっていこうと。歴史的なことは歴史上のことで、坂戸城がどうあったこうあったということは全くその作り上げることはできませんので、そういう部分はきちんと現実を生かしながらということになるかと思えます。詳しい説明については企画政策課長か、ごく詳しいことが必要でありましたら、では議会中にちょっと概略を、これは前に1回皆さんにお示ししたような気がするのですけれども、それらも含めて一度説明させていただきます。

中沢俊一君 そういう機会があったらぜひそういう資料をお示しいただきたいということ。それから24番議員の質疑にもありましたが、ただ、ただ違和感を持っている市民は大勢おられます。そういう意味でも年代層、それからこの大河ドラマ誘致に本当に尽力をしてくださった方々、あと商店街。本当にそういう個々の融和を図りながらこれから一つ一つ進めていっていただきたい。このことを要望して質疑を終わります。

市長 史談会の皆さん方とは当然ですけれどもそういう話をきちんとしながらやっておりますし、何よりもやはり若い皆さん方が自分たちの手で地域起こしをやっていこうと。この情熱が出てきたことだけが今のところは一番の救いだと、成果だというふうには感

じております。議員のご提言のことは十分心得ながらやっていかなければならないと思います。さっき言いました平面上で、こういう整備をしたい、この地区が兼続地区だというようなことは一度議会の方にお示ししたことはなかったでしょうか。ちょっと私がかたくはつきりしませんが、それであれば平面図上ではもう原図がございますのでそれらを提示して、今後こういう事業も進めていきたいということをご提示を申し上げます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第12号報告 専決処分した事件の承認について(平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第10号))は提出のとおり承諾することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第12号報告は提出のとおり承認することに決定をしました。

議長 日程第13、第13号報告 専決処分した事件の承認について(平成22年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第4号))を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長 第13号報告についてご説明を申し上げます。今回の補正は平成22年度の事業費がほぼ確定したことにより、歳入歳出それぞれ所要額を補正するものであります。歳入では事業費の確定により国庫補助金、一般会計繰入金及び市債についてそれぞれ所要額を増減補正いたしました。歳出でも歳入と同様に事業費の確定見込みにより施設管理費及び浄化槽整備工事費を減額補正するとともに、それぞれ財源内訳が変更になりますので補正するものです。

歳入歳出それぞれ1,350万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を64億349万2,000円とするものであります。詳細につきましては企業部長に説明させますのでよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

企業部長 それでは13号報告について説明を申し上げます。13号報告の事項別明細ということで歳入でございますが12ページ、13ページを開いていただきたいと思います。歳入の3款1項2目であります。浄化槽市町村整備事業の補助金でございますが、事業費が確定をしまして補助金の金額も決定をいたしましたので13万8,000円を減額とするものでございます。

同じく歳入の5款の1項1目であります。一般会計繰入金でございますが、先ほど申しま

したように補助金と同様、事業費が確定をしたというようなことで公共下水道、それから集排並びに浄化槽の整備事業について総額1,336万4,000円を減額するものでございます。歳入については補助金それから市債それから歳出の方の減額というようなことで、一般会計の繰入金について再計算をした結果、総額で1,336万4,000円の減ということになりました。内容につきましては公共下水道それから集排、浄化槽については記載のとおりでございます。

同じく歳入の8款1項でございます。市債でございますがそれぞれ事業別に事業費が決定をしたということで補正をするものでございまして、市債の総額には変更がございません。それぞれ1目の公共下水道につきましては1,800万円の減と。それから4目の浄化槽については490万円の減ということで、総額に変更しないで2目の特環の事業債を2,290万円ほど増額とするものでございます。

めくっていただきまして歳出でございます。14ページ、15ページでございますが、歳出の1款1項2目でございます。集排の一般管理費でございますが、財源内訳の変更のみでございます。

2款の1項1目下水道施設管理費ですけれども、六日町の浄化センターの負担金の不用額ということで100万円の減でございます。2目農業集落排水施設管理費でございますが、集排の処理場の維持管理費の不用額、総額で980万円になりますが減額をするものでございます。3目浄化槽の市町村整備推進施設管理費ということで、財源内訳だけの変更となります。

それから一番下ですが3款1項の下水道事業費1目下水道事業費につきましては、財源内訳のみの変更と。それから3目でございますが、浄化槽の市町村整備推進事業費でございます。工事費の不用額を減額をするということで、はじめ23基の設置ということで見込んでいたわけですが、実績は21基になったということで2基ほど減りましたのでその分を減額するものでございます。

めくっていただきまして16ページ、17ページでございます。公債費でございますが、財源内訳だけを変更するものでございます。

そして戻っていただきまして7ページをお開きいただきたいと思います。7ページでございますが、繰越明許費の補正ということでございますが、これにつきましては3月議会の3号補正で繰越明許費の設定をしたわけですけれども、その後、震災の影響がございまして材料の入手ができなくなったというようなことで、年度内の3月までの工事の完了が見込めなくなったというようなことです。その分の事業費997万5,000円を翌年度に送るものということで、3月補正で決定をしていただきました5,300万円との合計額として6,297万5,000円を翌年度に送るものでございます。

それから8ページを開いていただきたいと思います。地方債の補正でございます。先ほど事項別明細で説明したとおりでございますが、公共下水道事業費と浄化槽の市町村整備事業を1,800万円、490万円ほど減額をしまして、その合計額の2,290万円分を特環の

事業債を増額するというので、総額の23億1,660万円については変更がございません。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 質疑を行います。

関 常幸君 1点だけですが内容的ものではなくて、今回専決処分が8点ほど出てきておりますが、新年度であって予算上、慣習的にきているのか。私どもは専決処分について、執行部側もそうだと思いますけれども、自治法で決められている場合と議会が委任した場合とあるわけでありまして。何かこう見てみますと自治法の中でも四つの中でした場合には認められるということがしっかりと確定されているわけでありまして。その中でいった場合あてはまるとすれば、市長の日程がとれなかったから今回きているというふうなのに当てはまる条項だなどと思っているわけでありまして。いま一度この専決処分の取扱いについて、執行部側に考え方を聞いてみたいと思いますし、私ども議会側としてもいろいろ議会改革ということをしていわれている中で、そういうふうなのでいいのかなというふうなものも今回すごく出てきまして感じましたのでお願いしたいと思います。

総務部長 今お話がございましたように専決処分につきましては自治法の179条の専決とそれから180条の専決ということでございます。180条の専決につきましては議会から委任をされた専決でございますので、これをもう一度議会にかけるということではできません。本定例会でいいますと債権放棄、それから8号報告につきましては180条の方でやらせていただいておりますので、これは交通事故がかなり、かなりといえますかちょっとありますとそれを50万円以下についてはさせていただいておりますので、そういうことでご理解を賜りたいと思います。

それから国民健康保険税それから市税につきましても、一本ずつ議会を招集して議決をいただくということが議会制でいう本旨だろうと思いますが、ただ、それを一つずつ毎日議会をとということにはならないわけでございますので、その辺は市長の179条の方で専決をさせていただいて直近でご報告を申し上げるということでさせていただきたいと思っております。

とりとめて何というのでしょうか、専決でやってそれをやればいいのだという考えは毛頭持っておりませんので、できるだけ議決をお願いをします。昔は私ちょっと今、手元でみておりませんが、いとまがないときという書き方をしていたのが、自治法が変わりまして確かもうちょっと厳しくなっているはずで、それは当然受け止めておりますのでそういうことでご理解を賜りたいというふうに思っております。以上です。

総務部長 すみません。もう1回。9号につきましては私も触れようと思ったのですが市長が提案理由で触れておりますので触れませんでした。これにつきましては被災地の方々を救うという意味で専決をさせていただこうということで市長が申し上げておりましたので、緊急ということでご理解をいただければというふうに思います。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第13号報告 専決処分した事件の承認について(平成22年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第4号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第13号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第14、第14号報告 専決処分した事件の承認について(公用車両事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第14号報告 専決処分をした事件の承認をお願いしたいものでございます。本件は平成22年7月29日午後1時42分頃、国道17号川窪地内で発生をいたしました交通事故に係る和解並びに損害賠償額の決定について、4月16日専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げ承認を賜りたいものでございます。

3ページの専決処分書をお願いいたします。中ほど記載のように川窪1014番地1付近の国道17号上で農道との交差点におきまして、17号を浦佐方向に直進中の公用車と農道から17号に出ようとした相手様のバイクと出会いがしらに衝突、相手方が負傷をしたものでございます。

1の和解並びに損害賠償の相手方でございますが、記載の村山 栄さんでございますし、2の損害賠償の額は対人賠償で57万7,780円でございます。3の和解の要旨でございますが、相手方様に損害賠償金をお支払いすることで本件について和解をするものでございます。賠償額は治療費、通院費、慰謝料、文書料の合計でございますが、市が加入しております自賠責保険から全額、相手様にお支払いすることで和解をさせていただきました。

なお、物損につきましては相手様の損害が1万3,500円、市の損害が30万4,185円でしたが、事故の責任割合が相手様が70で市が30ということで、相手様の1万3,500円のうち4,050円を市の加入する対物保険からお支払いをし、市の損害の30万4,185円のうち22万1,930円を相手様から負担をいただくことで昨年11月9日示談をさせていただいております。また、市の損害の30パーセントの部分は、加入する保険の車両保険で対応をさせていただきました。したがって本件に関し直接的な損害は発生をしてございません。

改めて交通事故を起こさないよう、あわないよう安全運転管理者を中心として努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございますが、ご承認を賜りますようよろしくお

願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 これ1件だけではなくて、諸般の報告の中にも交通事故に関する損害賠償が何件あります。それでざっと見たのですけれども、今年度の場合1月の中旬から下旬にかけてこの中に載っているのだけで6件、7件ぐらいあるのですよね。それで昨年のもありますし。

参考までに確認をしたいのは、恐らく降雪がかなりは激しくて、車両運行が非常に条件の悪い時期だったのだらうというように推定されますが、これについて非常に短期間で7件というのは集中的に発生しているわけで、そこら辺のところをやっぱりある程度、対策とアクションこれがとられているかと思うのです。当然そうした再発防止という策を講じられたと思いますがそのところをお伺いしたいと思います。

総務部長 今ほどご指摘いただいた部分は金額が50万円以下で市長の180条の専決ということでご報告を申し上げた分でございますが、今年多かったのは、除雪車が投雪というのでしょうか、ロータリーで飛ばした先をもうちょっと確認をしておけばよかったです。そこにたまたま車があっただけとか、あるいは屋根の雪が車にぶつかったとかということが多かったということで、いわゆる建設部の方の除雪の関係の不具合で事故が起きたということは余りどうもないように感じております。

それから先ほどの再発防止でございますが、先にも触れましたけれども、各庁舎に安全運転管理者がおりますし、所属長からの話もございますし、安全運転管理者の方から注意をいただいておりますので、特別集めて再教育をすとかそこまではしておりませんが、みんな運転免許証を持っているわけでございますので、心して運転をするということでお願いしております。以上です。

岡村雅夫君 今ほどの件については率と申しますかは3対7ということですが、ほかの交通事故の物件で100パーセントこっち 100パーセントというのはあり得ないという話ですけれども、率で市側がオーバーした件があるかひとつお聞きいたします。

もう1点関連で申し訳ないのですが、専決の38号で八海山登山の転落者負傷事故に係る損害賠償の額を和解とありますが、これはちょっと読んでも内容がわからないのですが、要するに登山道の整備等がまずくて賠償を求められたとかというのであるのか、その辺ひとつお聞きいたします。

総務部長 市が100パーセントということの部分ですが、数は承知をしておりますが、先ほどちょっと申し上げました除雪車、構内除雪車が投雪をして止まっている車に当たったのは100パーセント私どもでし、屋根の落雪これも止めないよというカラーコーンをしておけば行かなかったわけですが、それがなかったとすればやはり私どもだというふうに考えます。

それから八海山の部分につきましては、鎖がある場所があるんだそうございまして、私はちょっと承知しておりますが、その鎖が古くて抜け落ちたと。それによってその方が負

傷したと。登山道というのはやっぱり市町村において開設をしている場合は管理責任が問われたケースがかつてありまして、それでやっぱり裁判で敗訴をしている実態がありました。損害賠償の私どもが入っている保険の方からその部分を賠償申し上げて和解をしたという事案だったというふうに記憶をしております。以上です。

岡村雅夫君 後段のその鎖の部分ですが、私は八海山をみてみますと、おっかなくて行かれないようなところも要するに鎖がなければ動けないようなところはかなりありまして、本当に簡単に考えて八海山というつもりで行くと、非常に高度なところがあるというふうに私は思っています。

そしてその鎖等もあるいはその山道を開発した時点にその鎖をした部分があるなんていう話もちょっと聞いたりするのですが、やはりそういった点検というかはもう救助隊に頼んでいるからお任せだというような感じなのか。何かきちんとしたチェックがないと多分再発する可能性ってありますね。やっぱりもっとダブルにピンがあるとか、何か必要なような気がするのですが。賠償はこれで済んだとしても、どの程度の事故だったかはちょっとわかりませんが、もし死亡などということになって、現地で見えていなければあれもないかもわかりませんが、それは鎖のせいだったということになるとこれはとんでもないことが起きるなという気がするのです。その対処の仕方というのはどういうことが考えられていますか。

議長 ちょっと待ってください。岡村議員、この諸般の報告については専決で終了しております。会議規則第55条には議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないということになっています。答弁者もその辺は十分注意して何でも答弁すればいいということではなく、よく心して答弁してください。

議長 質疑を終わるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。第14号報告 専決処分した事件の承認について(公用車両事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて)は提出のとおり承諾することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第14号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第15、第15号報告 継続費繰越計算書について(南魚沼市水道事業会計)を議題といたします。説明を求めます。

水道事業管理者 それでは15号報告について説明を申し上げます。南魚沼市水道事業会計の継続費繰越計算書についてということでございます。水道事業の継続費中、平成22年度の年割額によります年割額を執行した後、支払い義務が生じなかった2億1,022万52円を翌年度に逐次繰越をいたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2の1項の規定により報告をするものでございます。

裏面をご覧いただきたいと思います。水道事業の継続費でございますが、六日町と大和の合併時の平成16年から平成25年度までの10年間ということで、総額24億1,559万9,000円で設定をされております。平成22年度はその10年間の中の7年目の年割額の執行ということになっております。平成22年度分の継続費の年割額の4億715万5,000円と平成21年度までの通次繰越額1億5,594万8,605円の合計額が平成22年度の継続費の予算現額ということになりますけれども、継続費の予算現額総額で5億6,310万3,605円に対しまして、支払い義務の発生額が平成22年度の支払い義務発生額が3億5,288万3,553円となりましたので、残額の2億1,022万52円を翌年度に繰り越すものでございます。

事業内容でございますが、工事請負費が10件でございまして総額3億3,047万円、それから実施設計等の委託が473万3,000円、人件費1,741万6,000円、その他事務費で26万4,000円となっているものでございます。

なお、この工事費と実施設計等の委託の中で、平成21年の3年間で今やっています浄水場の2階の遠隔監視システムの事業費だけで今回の3億5,200万円の中の86パーセントを占めているというような内容になっているところでございます。平成22年度の継続費を執行しまして、10年間の総額24億1,559万9,000円に対します進捗率は、52.4パーセントということになっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で継続費繰越計算書について(南魚沼市水道事業会計)の報告を終わります。

議長 日程第16、第16号報告 繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第16号報告についてご説明を申し上げます。最初に今朝ほど申し上げましたが、議案資料7ページ右上に「17号報告資料」とありますが「16号報告」でございますのでご訂正をお願い申し上げます。おわび申し上げます。

平成22年度南魚沼市一般会計補正予算第4号、第8号、第9号及び第10号でご決定をいただいた繰越明許費にかかる歳出予算の経費を平成23年度に繰越しさせていただき、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告を申し上げます。3ページ、4ページ、5ページ及び6ページに繰越計算書がございますのでご覧をいただきたいと存じます。それぞれ款、項、事業別に金額、翌年度繰越額、財源内訳と記載をしております、件数で39件、繰越明許費の総額は6ページ

下段にありますように17億5,604万1,000円でございます、23年度に繰り越した額が16億3,772万2,000円でございます。財源内訳といたしましては国県支出金で5億9,784万2,000円、市債が6億3,390万円、その他特定財源が2,014万5,000円、一般財源が3億8,583万5,000円でございます。

事業内容の資料を7ページから10ページに記載をしておりますが、国の補正を受けての地域活性化・きめ細かな交付金該当事業、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業、及び緊急総合経済対策 安全・安心な学校づくり交付金事業などの部分が多くを占めるというものでございますので、併せてご覧をいただきたいと存じます。

以上で第16号報告 繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)の報告を終わります。

議長 日程第17、第17号報告 繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市下水道特別会計)を議題といたします。説明を求めます。

企業部長 それでは17号報告について説明を申し上げます。先ほどの16号報告と同様でございますが、議案の別紙資料の5ページの右上であります、「18号報告資料」となっておりますが「18」を「17」にご訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは17号報告 繰越明許費の繰越計算書について説明を申し上げます。3ページの別紙をご覧いただきたいと思っております。平成22年度の下水道特別会計補正予算の3号、並びに4号で決定をいただきました翌年度の繰越明許費の限度額4億9,492万9,000円に對しまして、実際に翌平成23年度に繰り越した額は4億7,906万5,000円となりました。その財源内訳は記載のとおりとなりましたので、地方自治法施行令146条の第2項の規定により報告をするものでございます。

内容について申し上げますが、資料の5ページをご覧いただきたいと思っております。一番上でありますけれども施設管理費であります、城内西部の処理場の曝気装置の修繕工事であります。曝気装置の製品の納入が年度内に見込めないということで、翌年度に繰り越すものでございます。その下でございますが、公共下水道事業につきましては国の交付金の内示が12月の中旬になったというようなことで、年度内に事業の執行が見込めないということで、未契約で翌年度に繰り越すものが5,300万円、それから先ほど4号補正でご説明を申し上げました震災の関係で製品の納入が見込めなくなったものということで含めまして6,297万5,000円を翌年度に繰り越すものでございます。なお、先ほど申し上げました未契約

の分については既に発注済みということになっているものでございます。

その下、特環の下水道事業であります。22年度の工事内容のうちルートの変更等で年度内の竣工が見込めないというものと、平成23年度の事業の前倒し分ということで交付決定があったものが3億7,300万円ほどございまして、それらを含めまして未契約で翌年度に繰り越すものでございます。なお、23年度の前倒し分の3億7,300万円の未契約分につきましては、9割以上の発注率ということになっているところでございます。

一番下であります。農業集落排水事業につきましては、新潟県の工事の八海橋の工事の関連でございまして、新潟県への負担金ということでございまして、県工事が繰越しになったことによるものでございまして、負担金の総額22年度の予算額469万7,000円中の81万6,000円を翌年度に繰り越すものでございます。説明は以上でございまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市下水道特別会計)の報告を終わります。

議長 日程第18、第18号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第18号報告についてご説明を申し上げます。本件は地方自治法243条の3第2項の規定により、経営状況を説明する書類を作成し議会に報告申し上げるものでございます。平成22事業年度南魚沼地域土地開発公社決算書及び平成23事業年度予算書の2件をひとつづりにして提出をしております。

最初に決算書の1ページをご覧いただきたいと思っております。事業報告でございまして1の事業の概要では、この事業年度において野世ヶ原公共用地の全部4万3,747平方メートル、六日町郵便局跡地用地の全部1,021.53平方メートルを南魚沼市に売却処分をしたものでございます。この結果、平成22事業年度末の状況は、資産合計で8億4,044万1,994円、負債合計で7億32万7,945円でございます。保有土地の状況は5か所、面積で11万2,586.83平方メートル、帳簿価格にして7億5,276万1,340円となっております。2の部分については今ほどの面積金額が記載されております。3の行政官庁許認可でございまして、該当がございません。

次に3ページ、決算報告書をお開きください。1の収益的収支及び支出の部分でございます。(1)収入であります。決算額の欄をご覧いただきますと、1の事業収入で公有土地取得事業収益が5億2,392万円、2の事業外収益で受取利息、雑収益が15万9,260円ほどで合計5億2,407万9,260円でございます。

次の4ページでございますが、(2)の支出の部分でございます。同じく決算額の欄で1の事業原価で売却土地の原価が5億2,392万円、2の販売費及び一般管理費で16万6,020円、3の事業外費用で259円、合計5億2,408万6,279円でございます。

5ページ、2の資本的収入及び支出でございますが、決算額のところでございますけれども、(1)の収入では12億円借入れをいたしまして(2)の支出で借入金の償還をしているというものでございます。この年度発生となりました費用は測量試験費で249万3,378円、諸経費で15万8,000円、支払利息で381万1,355円の合計646万2,733円ということでございます。ちなみに前年度の支払利子が652万円ほどございました。

6ページ損益計算書をご覧ください。先ほどの決算報告書の部分が損益計算書として反映をされておりますのでご覧をいただきたいと思っております。7ページは貸借対照表でございます。次に8ページ、9ページでございますが、財産目録として資産及び負債をそれぞれ表示をしております。10ページからは附属明細表でございますけれども、(ア)と(イ)は収益原価の明細表でございますし、11ページから14ページが(ウ)の公有地明細表でございます。期首残高、当年度増加分、当年度減少分、期末残高とそれぞれ表を掲載しております。

12ページ上から2行目、下薬師堂公共用地の面積欄が0.82平米増加しておりますが、これは買収というお話がございまして測量をかけたところ、境界杭のずれが発見をされてその分、増えたということでございます。

14ページをご覧ください。期末の残高でございます。二つの公共用地が買戻しをしていただきましたので、記載の4件が年度末現在の保有土地であり残高ということになります。なお、基幹病院建設に伴う駐車場の整備の先行取得の依頼を受けておりますので、その部分を最下段に加えて記載をさせていただいております。

16ページ以降は事務所別にそれぞれ損益計算書、貸借対照表それからお金の流れを示すキャッシュ・フロー計算書、監査の意見書が掲載をされておりますのでご覧を賜りたいと存じます。以上が平成22事業年度経営状況でございます。

次に23事業年度予算でございますが、予算書3ページをお開きください。予算の実施計画明細書でございます。1の収益的収入及び支出の収入でございますが、1の事業収益では現段階では見通しが立っておりませんので事業収益は計上をしておりません。

2の事業外収益では受取利息が8万9,000円、雑収益として1万5,000円、3の特別利益では土地売却益を1,000円目出しとしまして収入合計が10万5,000円でございます。

4ページでございますが、支出では1の事業原価はみておりませんで、2の販売費及び一般管理費では人件費 審議会の委員の皆さんの報酬等でございますが のほか経費として旅費、交際費、需用費、役務費、公租公課をそれぞれ計上いたしまして137万9,000円に、3の事業外費用で支払利子を2万2,000円、4の特別損失の団地整備費で1,000円、5の予備費で100万円を計上をしております。歳出合計が240万2,000円でございます。

6 ページの 2 資本的収支であります、1 の資本的収入では 10 億円、短期借入金を計上しております。資本的支出では 1 項の公有地取得事業費として支払利子のほかで 630 万円でございますが、基幹病院の関連で医療福祉センター駐車場整備事業にかかる 8,880 平米余りの代行取得事業の部分で 3 億 2,110 万円の計上となっております。

2 項の公社償還金及び借入金償還金に 7 億円、3 項予備費に 400 万円を計上しております。歳出合計が 10 億 3,140 万円でございます。

1 ページに戻っていただきます。以上から第 2 条で収益的収入及び支出を、また第 3 条で資本的収入及び支出を、2 ページの第 4 条で短期借入金の限度額を 10 億円と定めさせていただくものでございます。なお、この後、平成 23 年度一般会計補正予算第 1 号でもご説明を申し上げますが、医療福祉センター駐車場の整備につきましては、公社での造成を行わず市で買戻しの上造成することを計画しておりますので、補正をお認めいただければ公社予算につきましてもこれに併せて補正予算とする旨、理事会でご決定を賜っているところでございます。

以上で説明とさせていただきますが、なかなか回復しない景気の中で企業活動も停滞しておるわけでございます。厳しい部分があるところでございますけれども、議員各位におかれても活用情報がありましたら、ぜひともご一報いただけるようお願いをして説明を終わりとさせていただきます。以上です。

議 長 質疑を行います。

牛木芳雄君 報告書の 1 ページの 1 番の事業の概要のところにありますように、野世ヶ原の公共用地これは市が取得してよかったなというふうに思っていますが、先の議会でこれを決定するとき、当時六日町時代でしょうがこの議場の中には市長とベテラン議員お二方がかかわったわけでありましたが、その思い入れを聞きました。膨大な 4 万 3,000 平米あまりのこの土地なのですが、一帯として開発あるいは取得をするという方は多分なかなかみえないと思うのです。そこで、例えば市が売却をする場合には、希望があれば切り売りをしてでも売却をする意思があるかないか。あるいは大変簿価が高いわけですから、その辺の簿価割れしても放そうというそういう気のおありかどうかをお伺いをしたいと思います。

市 長 議員おっしゃるようになかなかあれを一括まとめてというのは非常に困難性があるところであります。切り売りという話ですが、条件によりまして真ん中だけどんと欲しいとかそういうことでなければ相談には応じていこうと思っておりますし、当然ですが簿価を目指しても売れるはずはございません。そういうことも含めて一般会計の方で買い取らせていただいたので、ただ同然ということまでは言いませんけれども、本当に時価に見合った額でお話ができればお譲りさせていただきたいと思っておりますので、またご紹介をお願い申し上げたいと思っております。

牛木芳雄君 学園を誘致しようとしてすばらしい良い場所だと思ったのですが、なかなかそう思うくどおりにいかなかったということでありました。今は原野になっているわけですから、現価となると現状の価格となると、相当簿価以下、割れると思うのです。そういう

意味で今市長は、希望があって真ん中一部というわけにはいかないがということですが、切り売りをしてでもやはり私は処分をしていくべきだろうというふうに思っています。

ただ、心配されるのはああいう形状の土地ですとひと昔前にはやった、よもやないでしょうが霊園なんていうところは、隣の今は長岡市になりましたが小国町でも相当問題になったことがあります。そういう大きな土地を、そういう業者がやっぱり目につきやすいところですので、そういうことにはならないようお願いをしたいというふうに思っています。切り売りをということであれば、総務部長はもし情報があったら紹介をしてくれというふうなことです。若干ないわけでもありませんから、また情報をみながら提供してまいりたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

市長 私どもはどういうことであるにせよ、地域の皆さんが拒むようなものは、これは一時あそこに廃棄物処理的な部分でのお話があったわけです。けれどもやっぱり地元の皆さんはそれはどうしても駄目だと。そういうことですから霊園とかどうだとかということに限定をして、あれは駄目だ、これは駄目だということは私どもは申し上げます。地域の皆さん方がそれで結構ですということであれば、それが霊園であろうが何であろうがそれはそれでいいと思うのです。

ただ、公害を想定されるとかそういう部分になれば、それはやっぱり市としても相当の何と申しますか事前にお断りするというような部分もできるかも知れませんが、そうでなければやはりまずは地元の皆さん方からある程度受け入れていただくということを条件にしながら、売却を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 質疑を終わるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第19、第19号報告 財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

産業振興部長 それでは第19号報告 財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類を説明いたします。根拠法令については地方自治法第243条の3第2項でございます。1ページ目をご覧ください。財団法人しゃくなげ湖畔開発公社については、平成22年度事業について登山道の環境整備を除き、新たにこしひかり紙の和紙の販路開拓事業とサル被害防止パトロール事業等の業務を受託して事業運営を行いました。細部についてはこちらに書いてありますのでよろしくお願いいたします。

決算報告書ですが、2ページ目ですけれども収入の合計額が4,406万7,378円、5ページ目ですが支出の合計が4,213万6,424円、当期の収支の差額が121万7,966円、次期の繰越収支の差額が193万954円となりました。

6ページ、7ページ目については正味財産の増減計算書と財産目録でございます。7ペー

ジ目の正味財産ですが5,703万7,776円となっております。

続きまして平成23年度事業計画収支予算書ですが、平成23年度事業計画につきましては、本財団は三国川ダムしゃくなげ湖及び越後三山只見国立公園を中心としたしゃくなげ湖周辺の恵まれた自然環境と山岳景観を有効に活用し、地域の特産品の開発と余暇活動にふさわしいレクリエーション事業の振興を行い活力ある地域作りと公共の福祉の増進に寄与することを目的とするとしまして、1ページ目、2ページ目の事業を行います。こちらについても新法人への移行を検討していくということでございます。

3ページ目ですが平成23年度予算書です。こちらが一番下の方ですが23年度予算収入の方で4,248万9,000円、それから5ページ目ですが支出の方で4,248万9,000円ということで一応計画しております。あと細部については7ページ、8ページ、9ページの方に記載されておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 決算資料4ページ、5ページでしょうか。この公社の方の人件費部分ですかそれを手当の法定福利を含めると大体2,289万円で支出の占める割合が54.34パーセントということになります。その中でもこしひかり和紙、収入が10万円ほどで支出が718万円という、和紙についてはほとんどが人件費であろうという部分で、公社自体が地元の方の雇用といいますかそれを守るというような部分が非常に大きいかなと思いますが、それにしても毎年問題になりますこのこしひかり和紙について、なかなかこれで事業的にペイをするということは多分難しい部分であると思います。それこそ特産品であったりとかという部分に重きを置いて、こと特産品開発ということで今NPOさんですか、やっていますよね。そういうところと連動しての形で、そちらの方もお願いをするというようなことも考えてはどうかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

産業振興部長 ご指摘のとおりNPO法人の六日町観光協会の方で特産品の協議会を新たに立ち上げましたので、またそちらと連携をして販売等々を強化していきたいと思ひますし、この事業が今年度で終わりですので、ぜひ何とかそれ以外の部分にも手当をして自立をできるだけやっていくような方策を、模索をしていきたいというふうに思ひています。以上です。

議長 質疑を終わるにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第20、第20号報告 財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

教育部長 それでは第20号報告 財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についてご説明いたします。3枚目ページ1をお開きください。平成22

年度事業報告をご説明します。例年のとおり収蔵作品の企画展示、それからスケッチ・写真コンテスト、それとコンサートこの3本立てで事業を行いました。

続きまして2ページをお開きください。これがこのたび最も重要な書類でございますが、5月30日現在の推定額の財産目録に基づいてご説明いたします。この資料の説明に先立って経過報告をさせていただきますが、3月31日に財団法人の解散がありました。4月1日に財団から3月7日に寄附採納の申し出がありましたものについて解散が確定しましたもので、4月1日に寄附の受納をいたしました。

それから民法の第79条によりまして、解散公告を少なくとも3回以上、公告をしなければなりませんので、4月21日、4月22日、4月25日の3回にわたって解散公告をしました。債権を有するものの申し出は1回目の公告をした次の日から2か月以内となっておりますので、6月21日が申し出の期限となっております。

それでは説明をさせていただきます。このたび4月1日で寄附を受けた正味財産の総額については、そこに書かれておりますとおり7,976万7,979円でございます。そのうち固定資産ということで2番の部分です。7,869万6,658円、この部分については5月9日に建物の所有権移転登記が完了しております。それと1番 流動資産の部分の商品、売店商品ということ、これがミュージアムショップの商品でございます。この部分が現物で104万3,774円を受納しております。

それでは5月31日の推定で現金ではどのくらいなのかということなのですが、1番 預金が27万3,147円ありまして、今後、3番負債の部清算費用それから県民・市民税併せて24万5,600円、差し引きますと現金で2万7,547円を6月21日以降、現金として受け取りまして全ての寄附を受けるという段取りになっております。

5ページ以降については解散をしました3月31日現在での決算報告でございます。以上で説明は終わります。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 以上で財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議 長 休憩とします。休憩後の開会は2時45分といたします。

(午後2時25分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時45分)

議 長 日程第21、第48号議案 五十沢キャンプ場施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長　それでは第48号議案　五十沢キャンプ場施設条例の一部改正についてご説明を申し上げます。平成17年12月28日、条例第165号により議決されたものについて改正するものであります。五十沢キャンプ場は五十沢キャンプ場管理組合を指定管理者として平成21年度より10年間の契約により運営をしております。平成22年度の地域活性化・きめ細かな交付金事業の繰越しにより昭和52年に建築されたセントラルロッジの改修を進めておるところですが、セントラルロッジの改修にあたり、建築基準法第27条による特殊建築物のため耐火構造等が必要になり、旅館業法の宿泊施設の規定を満たすことができないため宿泊の受け入れができなくなったため、宿泊について削除するものであります。

また、森のきりん館は宿泊が可能な施設のため、今回、宿泊料金を設定し、あわせまして施設にかかる入場料を明記するものです。3ページをご覧ください。下から2番目の森のきりん館ですが、1日4,000円というところを、4,000円というのが8時間ですということを追加いたします。あと1時間あたりについては同じです。1泊について1万2,000円を追加いたします。それからその下のセントラルロッジですが、今まで1日5,000円、1泊8,000円となったものを1日、1階部分については5,000円、2階部分については6,000円を追加をお願いします。

続きまして4ページ目ですが、コテージについては市の所有のコテージが3棟ありまして、こちらについて1棟1泊というのを右欄の方に移したということです。それから附記ですが、五十沢キャンプ場の占用利用及び冷暖房等にかかる料金は市長が別に定める。2、オートキャンプ場、テントサイト、森のきりん館、セントラルロッジ及びコテージに掲げる利用料金は、キャンプ場入場料を含まないということで、入場料について1人1日あたり中学生以上ですと300円、小学生以下ですと200円をいただくということです。以上につきまして説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご了承賜りますようお願いいたします。以上です。

議　長　質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　長　討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　長　採決いたします。第48号議案　五十沢キャンプ場施設条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって第48号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、第49号議案 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第49号議案の平成23年度南魚沼市一般会計補正予算第1号について提案理由を申し上げます。本補正予算につきましては当初予算編成後の補助事業の採択決定、当初予算策定後、必要が生じた項目につきまして行うものであります。主な項目といたしまして、農業振興対策補助事業といたしまして地元産牛乳を使用した菓子類の製造に必要な機械の整備。上田地区そば生産組合の機械整備に対する補助金。農業用小水力発電導入のための調査事業で土地改良区の幹線用水路3か所の調査費。それから先の地震で被害を受けた栃窪地内の農地災害復旧事業が採択の見込みとなっております。

東日本大震災関連では、平成22年度末に予算処置をさせていただきました災害救助費のうちの一部、避難者受入れ部分について、災害救助法に基づく災害救助費として認められる見込みとなりましたので、歳入に5,000万円を計上いたしました。また、観光の自粛などから市内の観光関連業に深刻な影響が出ております。この対策として観光PRを強化するとともに、観光関連業者が金融機関からの借入れに際し必要な信用保証料の全部、あるいは一部を補給することといたしました。

施設整備につきましてはゆきぐに大和病院隣接地に、基幹病院建設時あるいは完成後の駐車場確保のため医療福祉センター駐車場を建設する計画で、昨年度土地開発公社に取得造成を依頼してきたところでありますが、このたび合併特例債発行の見通しが立ったことから土地開発公社で用地を取得でき次第、一般会計で買い戻した上造成することといたしました。

図書館建設につきましては、六日町まちづくり会社が所有するショッピングセンター・ララの一部を買取り活用の検討のため、必要な調査費を計上いたしました。

大原運動公園につきましては、3月の全員協議会でのご意見などを参考といたしまして、施設の概要が固まりましたので、実施設計に必要な経費を計上いたしました。

住宅リフォーム事業につきましては当初予算5,000万円で議決をいただいておりますが、申込みを締め切りましたところ、予算額を超える申込みがありましたので、抽選することなく期限までに申込みをされた方全員の方に補助金を交付すべく3,500万円を追加計上するとともに、歳入で住宅リフォーム補助事業が国の補助事業に採択される見通しとなったことから、社会資本整備事業補助金を増額計上いたしました。

平成22年度会計につきましては会計を閉鎖し、整理作業を行っております。繰越金が生ずる見込みではありますが、額の確定を待って平成23年度9月補正予算に計上することとし、今回は歳入歳出の不足額のみを計上いたしました。以上により歳入歳出予算総額にそれぞれ4億4,054万円を追加し、歳入歳出予算総額を303億2,554万円としたいものであります。詳細につきまして総務部長より説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。以上であります。

総務部長 第49号議案についてご説明を申し上げます。10ページ11ページをお開きください。2の歳入、事項別明細書でご説明を申し上げます。11款1項3目災害復旧費

分担金 35 万円は栃窪地内での先の地震での災害発生となりましたので、復旧費 5 パーセント相当を分担金とするものでございます。2 項 1 目民生費負担金は土地入手にかかるものでございます。13 款国庫支出金、2 項 1 目民生費の部分では、母子家庭の自立支援施策として介護福祉士と看護師資格を得るための高等技能訓練促進費に充てるための補助金 105 万円余りの受入れでございます。3 目土木費では社会資本整備総合交付金として個人住宅リフォーム事業分で 2,310 万円。その他は地域住宅計画事業等の補助率アップに伴う計上でございます。6 目農林水産業費では小水力と農業水利施設活用促進事業の調査費の部分で 3 か所、1,500 万円でございます。

14 款県支出金、1 項 1 目民生費は震災にかかる救助費の県負担金 5,000 万円の補正でございます。1 項県補助金では 2 目の民生費の部分で歳出の 3 款 2 項 1 目の地域子育て創生事業、子育て支援センター研修事業や絵本ふれあい交流事業などを安心こども基金事業として行うための 622 万円余りでございます。4 目労働費では雇用創出特別基金事業として 357 万円ですが、新たに南魚沼に避難されている方の就労の場として 2 名分の計上でございます。1 名の方につきましては南相馬市の方を 6 月 1 日から雇用をさせていただいているところでございます。5 目農林水産業費では 1 節の農業費、県補助金 1,984 万 9,000 円は、説明欄上から加工食品等供給支援は地元産牛乳の使用の製造機械設備、地域農林業生産体制整備はそば用コンバイン、コンテナ等の整備、農業戸別所得補償制度導入推進は二つの水田協議会にそれぞれトンネル補助となるものでございます。3 節農林災害の部分は栃窪の部分にかかる補助金の受入れでございます。

12、13 ページをお願いします。6 目商工費では説明欄、シンポジウムの助成は坂戸城築城 500 年を記念し、史談会を中心とした実行委員会で実施することにかかる補助でございますし、その下は地域観光の担い手育成支援として、中学生観光ガイドにかかる部分でございます。8 目教育費では補助金名が変更となり組み替えるものですが、家庭教育支援事業分が 53 万円ほど増になっております。

16 款 1 項 1 目一般寄附金ですが、館野智江子様ほか備考欄に記載の方々のほか、匿名ご希望の方もあわせて 1,130 万円ものご寄附をありがたく頂戴したものでございます。

17 款繰入金では国際交流及び文化スポーツ基金から事業経費の財源繰り入れでございます。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。18 款繰越金ではありますが、前年度純繰越金を今回の補正の不足の分だけ計上させていただいております。20 款市債でございますけれども、医療福祉センター駐車場整備関係、大原運動公園整備事業関係でまちづくり建設事業債を 2 億 8,710 万円。栃窪地区にかかる農林施設災害復旧事業債 260 万円を補正計上としてさせていただくものでございます。以上が歳入の部分でございます。

16、17 ページをお願いします。事項別明細書、3 歳出のご説明を申し上げます。2 款総務費 1 項 3 目、説明欄の丸の総合行政システム事業費 384 万円ほどでございますが、旧六日町地区の一部の郵便番号が 7 月 1 日から変更になりますので、それに伴うデータの改修

でございます。

3款民生費1項2目、説明欄の丸、心身障がい者施設負担金事業費55万円の減額補正であります。車両整備負担金でございましたけれども、別の補助の方が決定したことにより不用となったものでございます。次の丸、地域生活支援事業163万円ほどであります。記載のセンターの負担金が、利用事業実績で負担することになったことによる負担増の部分でございます。移動支援費は小出特別支援学校の通学費補助の利用者負担決定に伴う不足分の計上でございます。次の丸、老人保護措置事業75万7,000円であります。二つの施設への入所措置委託料でございます。

2項児童福祉費では1目の子育て支援費、丸の地域子育て創生事業622万円ほどであります。歳入で申しあげました安心こども基金事業県補助金の充当で保育士の研修のための代替保育士賃金の計上が76万円余り。消耗品として放課後児童支援に2施設に遊具を、図書購入費では絵本を全保育園、子育て支援センター、児童センターなど40施設に大型絵本を29施設にそれぞれ配備をするための計上でございます。2目児童措置費では歳入で申しあげた母子家庭自立支援給付金事業として、当初1名計上でしたが、1名を追加させていただく訓練費でございます。

18、19ページをお願いいたします。4款1項4目医療等対策費では、丸の中之島診療所費150万円であります。落雷停電及び災害用対策ということで発電機の整備をしたいものでございます。次の丸、総合的保健医療体制整備事業費2億3,922万円ほどは、市長が提案理由で申しあげましたように医療福祉センター駐車場、予定面積が8,880平米余りでございます。これを建設するにあたり合併特例債事業として都市開発公社からの買戻しのあと一般会計において造成することとするための補正計上でございます。

6款1項2目、丸の農業振興対策補助事業費722万円ほど、それから丸の水田農業構造対策推進事業費1,262万円ほどは歳入でご説明をしたとおりでございます。3目畜産費の丸畜産振興費では広域有機センター運営費補助として堆肥散布機修繕にかかる補助67万9,000円でございます。

4目農地費、最初の丸農村公園維持管理費は滝谷農林公園にかかる簡易水道から上水道への切替えの経費でございます。その下の土地改良事業費2,013万円ほどは、小水力等の関係の調査事業でございまして、南魚沼土改が魚野川幹線用水路、登川右岸で2か所の計画でございます。下のストックマネジメントの部分は、大巻、藪神地区、天野沢第1地区が計画されておりますし、農地環境整備の部分は外谷地区の区画整備事業の部分でございます。

2項1目林業振興費の林業振興一般経費100万円ほどは森林カーボンオフセット事業にかかる30地点の予備調査委託料でございます。

20、21ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費の丸、中小企業制度の事業費では震災対応経済対策として県セーフティネット資金、県事業再生資金にかかる信用保証料の補給金1,672万円でございます。

2目観光振興では丸の観光振興事業費200万円。これは東日本大震災風評被害対策とし

てPRの業務委託を行うための経費でございますし、その下の丸、観光振興補助負担金の部分255万円は坂戸城のシンポの関係、中学生の育成ガイドの部分ということでございます。

8款2項2目の丸、交通安全交付金事業400万円であります。今年の雪害でのカーブミラー、セーフティパイプなど安全施設の費用の計上でございます。

4項3目都市計画施設費では丸の浦佐駅前広場は東口の通路屋根の修繕、丸の六日町駅自由通路シンボル施設管理費は駅前広場等の区画線を、魚沼丘陵駅前広場管理費ではトイレの洋式化をお願いするものでございます。

22、23ページをお願いします。4目公園費の河川公園管理費では水無川で大和病院脇の階段溝の修繕を予定するものでございます。

5項1目住環境整備事業費ではここで住宅リフォームの申込みの状況から3,500万円の補助金追加をお願いしたいものでございます。

9款消防費でございますが、丸の消防総務費では位置情報通知システムの使用料を電話料に科目更正をさせていただくものでございます。10款に移ります。1項1目教育委員会費の国際交流及び文化スポーツ基金事業26万円ほどは、中学生派遣にかかる航空機燃料特別付加運賃、いわゆる燃料サージ分の22名分の計上でございます。

4目育成支援費では二つの丸のこども若者育成支援センター管理運営費123万円余りですが、相談室が足りないというようなことで内部の改修をさせていただくものでございます。

24、25ページをお願いいたします。3項1目中学校教育運営費では大巻中学校校舎の屋根の修繕130万円でございます。5項3目図書館費の丸、図書館建設事業費1,700万円でございますが、ララ内に予定をしている図書館整備に際しまして土地、建物、テナントの補償移転などの鑑定の調査委託を経費として計上をさせていただいております。4目文化行政費では丸の文化財保護費は坂戸山、坂戸城にかかる部分でありますし、郷土史編さん事業費は嘱託員から臨時職員賃金に組み替える部分が主でございます。5目の文化行政費につきましては4月から移管されましたトミオカホワイト美術館運営に係る代替臨時職員賃金115万円ほどの計上でございます。

6項1目保健体育総務費は体育指導員1名の増員による補正でございます。26、27ページをお願いいたします。2目体育施設費の丸、大原運動公園整備事業費4,800万円でございますが、第1期分としての野球場、多目的グラウンド、駐車場、調整池、アクセス道路などについて実施設計を行うための経費の計上でございます。本日も市長から指示があったところですが、大原運動公園全体の放送設備なども今後実施設計の中の仕様の中で検討していくということにさせていただければというふうに考えております。

11款災害復旧費1項1目農林水産施設災害復旧費では、栃窪地内の災害にかかる経費の計上でございます。以上が歳出の部分でございます。

1ページでございますが、第1条で歳入、歳出予算の補正、第2条で地方債の変更をお願いしたいものでございます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。なお、発言者はページ数を指摘して発言をお願いいたし

ます。

鈴木 一君 25ページの図書館建設事業費の設計委託と大原運動公園整備事業の委託料についてですけれども、入札参加、設計のメンバーというのはどういうふう考えられているのか。また、これが採択になった上で実施設計ができ、また将来施工に入るわけですが、そのメンバーとして地元が入れるのかどうなのか。メインとして入れるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

市長 図書館の今回のこの1,700万円につきましては鑑定評価でありますので、これは本当に専門の方であります。いわゆる経営内容まで全部調査をして、そして評価をしていただくということでもありますので、これは別個ですが当初予算で2,000万円だったですか、設計費をあげておきました。これは地元優先ということで考えております。

大原の運動公園の実施設計でありますけれども、非常に特殊部分、例えば水の、雨が降ったときの流出計算とか、あるいは結局構造上の部分、建築ばかりではない部分がありますので、人工芝の下地とかサッカーコートも含めて、そういう部分もありまして地元の皆さんからも参入はしていただきますが、ある程度こういうことを専門とする設計会社と地元とのJVを今考えているところであります。JVです。

それで施工、いわゆる工事実施につきましては、図書館はいわゆる改装工事でありますので、当然地元が、地元の皆さんでやれると思いますし、運動公園につきましても特殊部分はちょっとまだわかりませんが、極力やはり地元の皆さんからこの工事はしていただくという思いで今いるところであります。まだ業者選定をしたとかそういうところではございません。以上であります。

鈴木 一君 わかりました。施工についてはまだ先の話でありますので深く聞く話ではないのですが、設計について、大原運動公園についてはメインはやはり野球場だと思えます。多分コンサルあたりが野球場を設計するわけではないと思うので、メインはやはり地元が上にいてJVを組むというような形が私はベストだと思っているのですけれども、どういうふうな形になっていくのか。そのコンサル関係がメインでJVを組むのか。本来であれば地元がメインでJVを組むのか。私は後者の方がベターだとは思っているのですけれども、いかがでしょうか。

市長 指名審査委員、副市長をトップにしたその皆さん方からもいろいろ協議していただきましたし、一番の大きな懸念は、もし、瑕疵があった場合に相当額の工事費等にもなりますので、いわゆる福祉センターのようなことがあっては困るわけですが、万が一あった際にもその補償に耐え得ると。これが一つはございます。

それから先ほど触れましたように野球場がメインになるか否かは別にいたしまして、例えば照明施設ですと電気関係ですね、それからあとは人工芝とか、その本来一般の建築をやる設計業者がほとんど手をかけてこなかった部分が相当数ございます。スタンド部分だけということであれば、あれは一般的な建築の方法で何かやれると思うのですけれども、そういうことも含めて、そういうことを専門的に取り扱ってきていただいている設計業者の割合を高

くさせていただきます、地元の皆さん方は割合的には低くなるということで、今、調整をさせていただきますということ副市長の方から伺っております。

鈴木 一君 瑕疵については確かに、多分今かなり設計事務所も保険には入っているつもりです。私も何億円からの瑕疵のあれには入っています。そういうことでその保健センターですかその瑕疵は、偽造したわけではなくて、意図的にやったわけではないので、結局そういう瑕疵があるから、地元であったからという話はちょっと前提にはしてもらいたくないというような気がしますが、何とか地元が一生懸命入れるような形でやっていただきたいというような気がします。よろしくをお願いします。

樋口和人君 2点ほどお願いしたいのですが。今の件で大原の運動公園のことをまずちょっとお聞かせ願いたいのですが。前回といいますか昨年、その基本設計のときにああいった形の中で、新潟県の都市整備協会に入っているというような話でそこを指名ということでしたわけです。その中で大変予定といいますか予算よりかなり低い額でしていただいたということでありますが、そこら辺の中で、今度4,800万円というふうに出てきているわけです。この辺、建築だと設計をしたとき積算をしていって大体のその予算額というのがある程度出てくると思うのですが、設計の場合この予算額を見ていくときにどういう方法でこれを算定と積算しているのか、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから21ページの中小企業の金融制度事業費ということで風評被害等々のこの観光PRもそうですが、ということで観光事業者のための信用保証料の補給金とかあります。けれどもちょっと考えてみますと、前回3月の議会のときの震災ですね、あれがありまして、その後県の方で設置した放射線の線量を測る機械がありましたが、あそこで南魚沼市が非常に高い値が出ていたと。後で調べたらその機械が不具合だったということで、これは本当に風評被害の原因だと思うのですが、この辺県の方は全然、そこら辺について市に対して何らかのお話があったかどうか。あるいはこの辺ちょっと補償をこういったことで見るよということがあるのかどうか。そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

市長 前段の方でありますけれども、これは都市計画課の方でそういう積算基準的なものがございましてそれにのっかっていわゆる工種別に、例えば調整池などは本来全く一般の建築とは違うわけです。それから電気もナイターの照明だとか、あるいはスコアボードだとか、個々に積算をして積み上げていきますと6,000万円を超える設計費、まあまあ一応そうなる。しかし、一括発注を考えれば非常にまたそれが圧縮されるということで、今考えておりますのは一括発注という形の中で、ある程度積算根拠に基づいた積み上げをしていただいて、大体この程度必要であろうと。あとはどういうふうに落札したかというのは、これは我々が申し上げるところではありませんのでそういうことであります。

それから放射能関係の風評被害につきましては、この数値が1回目が発表されたのが3月15日でありました。震災は3月11日、12日であります。もうその直後に相当のキャンセルがありましたので、放射能という部分でのキャンセルというのはちょっと余り確かになかったと思うのです。伺っておりません。

ですので、県がそれについて、ではどうだということは今特に申し上げておりませんが、一応数値は訂正させてもらうということと、その程度ですね。余り思うほど謝ってこなかったという部分ありますけれどもそれはそれといたしまして。一応、ただ、これから原発関連の補償的な部分の中で、知事等もどういうふうに新潟県の部分を例えば補償しろという方向に向くのか。これはちょっと私どもはわかりませんので、一応数値としては県の方にもちゃんと上げてありますけれども、この件についてはもう少しまだ先を見ないとはいっきりしませんが、放射能問題についての風評被害的なものは、今のところは発生していないというふうにご理解いただきたいと思っております。

樋口和人君　ありがとうございます。もう1回ちょっと大原運動公園の設計についてお聞かせを願いたいのです。設計の委託ということですが、この間、前回、そういった新潟県の都市整備協会ですか、ということでこの間はそこを指名の形にしたわけですが、この間それを質問したときに、そういったしっかりしたというような、どうしてそこをという根拠をちょっと説明をいただいたのですが、何かちょっとしっくりこなかった。もう1回そこだけ説明を。このたびまたそこへするのかどうかは別として、その辺のあの協会について信用性とか何かそこら辺についてちょっとまた説明をお願いできればと思います。

副市長　前回そういうことで都市整備協会ですか、そこに加盟している皆さんを指名させていただくことで、これはあの皆さんというのはコンサルが主体の皆さんでございます。施設、施設の設計ももちろんですが、ランドデザインを描くにあたって、造成的な部分の業務が多かったということでそこを主体にしてそういうあれをさせていただきました。

その県の都市整備協会というそういうその一つの団体に所属している皆さんであれば、そうした技術的な面は信用できるということでありましたし、それから今回、野球場の方の部分も含めていろいろまた追跡調査をさせていただきましたら、その皆さんも県内のいろいろな野球場の実績もございました。そういう部分からすればそう問題はなくいけるのではないかなと。まだ指名したということではございませんが、そういうところまで一応調査はさせていただきます。以上です。

佐藤剛君　2点だけちょっとお聞きしたいと思います。まず第1点が25ページの図書館建設事業費です。土地や建物の不動産の鑑定の関係での委託料追加ということですが、したがってちょっと話がずれるかもしれないのですが、この図書館建設につきましては、市長、最初の意向、考え方をこういう議場の場で述べたときは、周辺の町並みといいますが、まちづくりのいろいろなデザインもあわせて考えながら進めたいというような話。私は非常に大賛成であります。

ララの中に図書館を作るというだけでは、やはりもうちょっと大儀が欲しいというようなこともありました。六日町駅前を見れば駅は真っすぐ。ララは他の方を向いている。市役所は全く違う方でまた用は足りる。ばらばらなわけですね。そういうところも含めて私はこの図書館建設ができるのであれば、非常に要素はそろっているのいいなというような感じを受けていたのです。その辺、そういう考え方を同時進行といいますが、あわせて進める考え方

があるかというのが1点。

もう1点です。27ページの大原運動公園の関係でありますけれども、大原運動公園整備につきましては、私は基本的に何らかの形で整備というのは反対はしませんので、この調査費といいますか委託料はいつの時点か出るのは当然なのですが、この内容ですよね。そこについてちょっと確認をしたいと思うのです。

市長先ほどの説明の中では、全員協議会のいろいろな質問や意見を受けてというふうなことでこの実施設計をしたいというような話でありました。ただ、私どもは全員協議会やりまして、私もそれなりに雪国仕様等いろいろのことを不安材料を言いました。だけれども、それを受けてどういう形になって、どういう形の方向で実施計画に持っていくのだというのが私たちの方には伝わっていないですよ。そこら辺をもうちょっとやはり明確にならなければならぬのではないかというような気がします。

というのは、私は全員協議会でそれを全てよしとするのか、若しくは、この雪国の中ではもうちょっとやはり見直すべきところがあると私は個人的には思うのですけれども、そういうところを実施設計の中で、市長が今示そうとしている中で変更があり得るのかと、というところを2点ちょっとお聞きしたいと思います。

市長 お答えいたしますが、1点目のそのララの図書館は、いわゆる周辺整備も含めてということですが、デザインは周辺の景観や、あるいは植樹とかいろいろの部分も含めてデザインの提案をいただいております。そして、これからこの今の1,700万円の部分は、土地建物の鑑定だけであれば100万円足らずなのです。ところが、いわゆる個々のテナントの経営状況からそれをきちんと調査をさせていただいて、その結果によって補償料が決まってくるので、やはり確たる裏づけを持ってやらないと、つかみ金で出て行ってもらった、こうだ、こうだということができませんので。しかも合併特例債の対象としようと思っているわけでありまして、こういうふうにきちんとした部分を積み重ねていけば、合併特例債についても大丈夫だろうということです。

これはですので、いわゆる鑑定評価の大部分は中に入っていらっしゃるテナントの皆さん方の経営分析も含めた鑑定が大半であります。ナグモデザイン事務所の方からは冒頭に触れましたように、周辺の景観等も含めてご提案をいただいておりますので、実施設計でララの建設費に、その図書館建設費に実際どのくらいかかるのか。この額がおおむねわかるわけありますので、許される範囲の中で第1次的に図書館建設と一緒にやれる部分はどうか、2次的に継続してやっていかなければならない部分はどうかということを、これから算定させていただくということでもあります。

ですので、実は全体のデザイン図を結局ララの皆さん方の方によろしく提示したのが、いつだったか・・・配置図は昨日提示しておりましたのでそれを受けて、これも議会の皆さん方にはこういう計画で出てきていますと。全体的にはこういうまあいわゆる計画ですという部分は、図面としては出来上がってきておりますので皆さん方にまたお示しをしたいと思います。これは議会中に配れる 提出させていただきますので。

一応ララの方でまあまあこういう形であれば一応ララとしてもいいだろうという部分が出ないと、それを先へどこかへ出してまた物議を醸すようでは困るということで、ちょっと伏せてまいりましたけれども。そういうことですので、いずれ提示をさせていただきます。

後段の件ですけれども、当然今出来上がっている部分は、いわゆる答申案をいただいた内容では大体このくらい、既存の施設の改修も含めた部分ではこのくらい。我々の案としてはその中間的な部分で、答申案よりはやはりちょっと規模を縮小させていただいて全員協議会に提示をさせていただいたわけでありまして。全員協議会の中でこれは個々に皆さんに全部確かめたわけではありませんけれども、私の感触としておおむね執行部の方で提案した案そのもので、いいとか悪いとかは別にしてそういう方向だろうと。そういう思いで今回出させていただきました。

先ほど総務部長がちょっと触れましたように、結局実施設計に入っていきますと、やはり現実としてでき得ないとか、あるいはもう少しこうした方がいいとか。さっきの放送設備というのは、実はつい先日、県内の高校生のテニスのインターハイ予選があったわけです。あそこでマイク設備が全然機能しない。ハレーションばかり起こして全然駄目で、開会式も全部肉声でやったのです。

これはとても来年のインターハイにこのままでは困るということで、今日も教育長と協議をした中であの施設全体の同胞系みたいないわゆる放送施設と、個々のテニスコート、あるいはサッカーコート、野球場というようなこういうことも必要になるのではないかと。ですので、そういうことはちょっと設計の中にも盛り込んでいただこうかと。

そういうことは柔軟に対応させていただきたいと思っておりますので、そういう部分が生じるとすればそれは設計の中できちんと見させていただきましますし、例えば設計完了後も、後であっても、これはという部分が出ればそれは発注の際に変更して出せるわけですので、いわゆるフレキシブル、なし崩しにはしませんけれども対応させていただきたいと思っております。

佐藤 剛君 では図書館の関係ですが、1,700万円の関係はわかりましたし、そしてその周辺の考え方もわかりました。先ほど言いましたように市長がそういう考え方であれば私はいいと思うのですけれども、あそこの地域は本当にコンパクトシティの要素は全部そろっているのです。それをではどうまとめていくのかで、まちづくりがうまくいくかいかないかということなので、私はぜひ、1期、2期と分かれてもやむを得ないと思うのですけれども、そういうふうな方向で進めていただきたいと思います。

そうでないと、昨年ウオロクを断った理由が立たない。ウオロクを断っても街中を活性化させていこうというところで、そういうところが私は大きいと思うのです。ですので、ぜひともそこら辺は十分力を入れてやっていただきたいと思いますというふうに思います。

大原運動公園ですけれども、簡潔に話したいと思いますが、ちょっと思いも入りますのでちょっと長くなるかもしれないですけれども。私は議会人として例えば市民の安心とか安全とか、そういうものを脅かすようなことでなければ、市民の要望というのは私はできた

ら全部この議場の中でかなえたい。だけれどもそれには財政のことを私たちはやはり考えていかなければならないという、そういうもう一つの任務があると思うのです。

では、財政のことを考えれば、私は私なりの情報と知識で考えますし、市長は市長で担当の、財政の担当もいるわけですから、またいろいろな情報で考える。だからそここのところについて細かなことは言っても多分交わらないと思うのですけれども、明らかに今、心配なこともあるのです。例えば昨今の冬の豪雪の中で、みんな木が折れました。そういう中で、ではこの中での建築物というのはどうあらなければならないのか、維持管理も含めて。そういう面。

そして実質公債費比率はもうちょっと先になれば18パーセントくらいになるということなのでそれは置いておきまして、では経常収支比率はどうかといえば極めて100に近い。そういう中ではやはり私たちは、市民のためにできることはやりたいとは思いますが、そういうところも考えて我慢しなければならないところは我慢する。そして雪国に合った仕様に維持管理を考えれば、そういう形にしていかなければならない。で、経常収支比率を減らしながら5年後、10年後でも時代が変わればその人たちはその時々要望というのは出てきます。そういうところにも応えられるような財政体制を作っておかなければならないと思うのです。

そのためには私は今回のこの実施計画、市長の話だともうちょっとこう弾力的なところのニュアンスも聞こえましたけれども、私はそういう意味で、雪国の中でするには、もうちょっと私たち議会の中でも考えて、よし、これで行こうと、これならいいのではないかと、というところの合意みたいなのが必要ではないかというふうに私は考えているので、そういう場面がこれから先、実施計画を進める中であるのかというところをもう一度お聞きをしたい。

市長 佐藤議員のその思いもご心配もそのとおりでありますから、私たちも結局いわゆる雪国仕様にしますよ。それは当然です。雪によって害が出るような設計にはしない。当然です。冬期間も結局何とか使える方向 何に使えるか。使うためにはどういう施設にすればいいのか、これも考えながらやっていきます。

経常収支比率という部分について言いますと、私ども経常収支の比率が高いというのは、前にも申し上げております人件費、あるいは除雪費、特殊部分です。人件費というのはご承知のように、もう広域の部分からそれから保育園の職員の部分ですね。これはもう他の団体より高いわけです。それはそれといたしまして、合併特例債を使ってやる事業が、ではその経常収支比率をどんどん、どんどん狭めていくかということそうではないです。例えばこれをやらなかったときに、では経常収支比率が改善されるかということとされません。そういうことではないのです。

ですので、それはまあそれとして一つの議論です。これからではどういうことだと。私は前提としていろいろな案は皆さん方に当然またご説明はしますが、そこでまた議会の合意をということになりますと、では議決事項というのはどうなるのだ。そのためにまた合意をし

ていただく。いくらお願いをしてもいわゆる駄目なものは駄目という方もいらっしゃるから、それが合意にならないということになればこれはもうどうしようもありませんから。あの3月の全員協議会の中で大筋の、議会の皆さんの合意は得られるだろうという判断を私がさせていただいて、そして今に計上させていただいているわけでありませう。

当然また実施設計となってきちんとした規模が固まって、建設費もある程度固まるわけですね。今、本当に積み重ねの部分です。そういう部分ではまた当然ですが、発注前には議会の皆さん方にも、当然また来年度予算なり、あるいは23年度の最終補正なりという部分が出てきますから、その際にはきちんとご説明を申し上げて極力大勢の方からご賛同を得られるようにしていこうと。

内容についてはさっき言いましたように、一応フレキシブルにある程度考えていかなければならない。このまま固まってガチガチにいくということではないということをもたご理解いただきたいと思います。

佐藤 剛君 では、もう1回だけ大原運動公園のことについて、しつこいようですけれども再度確認をしたいと思うのですけれども。私が心配するのは、多分皆さんも心配していると思うのですけれども、このまま実施計画 これは調査設計委託料ですからこれがなければどうにもならないのですけれども、この基本的な考え方がずるずるといって、だけれども私はもうちょっと例えば観覧席のところを、できればコンクリートに越後杉でも渡して、そういうのがいいな、維持管理にもいいなといういろいろな思いがあると思うのです。そういうのを例えば実施設計を組む前に仕様を出してこのようなことで実施設計を組みたいというところが出ると思うのですけれども、そういう段階で私どもの方に最終的にはこんな形で考えているのだ、という話があるのか来ないのかということをお聞きしたいのです。

それで来ないで最終補正か来年度予算のところ、他の予算と一緒にぼんと建設費が入ると、私はちょっとこの判断に困るのですよ。例えば当初予算の中に入ったらいろいろな福祉関係とか大事なことがいっぱいある。その中でこのことはどうかと思っても、思えばこれは反対できませんよね。修正案は出るかもしれないけれども。

ですので、そういうところを考えれば、そういう仕様を決定する前に、こんなことを考えているというのが議員の中にも話が来て、そして再度いろいろな意見を、合意とは言いませんよ。合意とは言いませんけれども、そういうようなちょっと重要なところなので・・・ちょっと静かにしていただけませんか。そういうところを議員の皆さんから意見を聴取するというような、そういうところもやはり私たち議会の中にいれば、私たちの立場からすれば、ぜひ、やってもらいたいし、大切なことだと思うのです。そこら辺の考え方をお願いします。

市長 一般的な考え方はそういうことが余りではないと思うのですけれども、ただ、これだけ皆さん方がそれぞれご心配いただいている部分でありますから、ある程度設計概要が固まった時点で、今こういう設計で大体固まりそうだと。皆さん方からまたではどうのご意見があるか。

ただ、個々に出た意見を全部吸収するというわけにはいきませんが、その中でまた

すばらしいアイデアがあれば、それはそれなりに入れていくということは可能でありますから、極力一人でも二人でも反対者が少ないような方法というのは、必死になって考えていかなければならないと、こういうふうに思っておりますので。議員ご提言のことも、正式の場でなくても、全員協議会とかあるいはそれぞれのクラブ会とか、そういうことの中ではきちんとやっていこうというふうに思っております。

松原良道君　　23ページの住宅リフォームの件で、ちょっと確認と市長の今後の対応の考え方について。今回の3,500万円の補正を組めばいわゆる5月末の1,000と50何がしの申請者は全部クリア、対応できるという考え方だというふうに私は思っています。そうした中で市長がよく言う聞き手の粗相ということがありまして、私も去年この事業をどうしてもやってくれというお願いをこの議場でして、市長から英断してもらった経過はわかっています。その当時から最高限度10万円という線を切っていたわけですけれども、私はつい最近まで、去年6万円だったのだからまだ4万円残っているから今年も利用ができる、同じ人ができるということ全く知りませんでした。全くこれは市長がよく言う聞き手の粗相だと思うのですが、今回その1,000と50何がしの申請者の中で、昨年もらって今年また申請をして事業をするという方がどのくらいの割合でいるのか、それがまず1点。

それと、今年のいろいろな、震災からこう来て冬はかなりの豪雪というか雪消えが遅かった中で、この地域ではいろいろの職種の皆さんに行き会うとなかなか、年度はあれですけれども年が明けて半年、もういいところ半年終わるのですね。もうあと4か月か5か月すればまた雪が降るという状態の中でいろいろな職種の皆さんは、今年はとにかく仕事の出だしが遅いという話が非常にあります。

私もそれは薄々感じていますが、そこでです。今5月31日の1回目の締切りでこの補正、3,500万円組めばクリアすると。ただ、我々の地域というのは昔から私が言うように、「とれ秋に」ということがよくあるのです。とれ秋にちょっとお金が入ったから何とかしようかと。そうした皆さんが私はかなりいると思うのですけれども、今の状態でやればもう2度、3度の補正は駄目だろうという答弁を市長はすると思いますが、私はそうでなくて、もっと今のこの地域の現状を見て、いろいろな公共事業もどんどん、どんどん減っている。市の発注の事業もほとんどもう下水絡みしかないという状況の中で、この住宅リフォーム事業というのは、利用される方、また仕事をされる方に非常に評判がいいのです。

できれば来年もう一度するくらいのことを言ってもらえればまたいいのですが、また来年は別の事業を私がまた申し込みしますのでいいのですが、本当にここで締め切って終わりなのか。あるいはまた8月頃、また10月、11月頃までにいろいろの皆さんからリフォームしてみたいという皆さんの要望があれば、市長として英断をしてその救いの手が伸べられるのか。今年は駄目だと。それだけ募集があったら来年もう1回、もう1年したいと。3年連続などというのは県下で多分うちだけになると思いますけれども、その辺も含めて今ほどの、同じ人が2度申請しているのがどのくらいあって、今後の今の経済状況の中で市長がどう考えられるのか。その2点をちょっとお願いします。

市長 1点目につきましてはちょっと私がそこまで把握しておりませんので、建設部長が把握していたらお願いしたいと思います。

2件目につきましては、今申し上げましたのはいわゆる1,053件、出たのがですね。これは全部漏らさず対象にしようということです。出したけれども漏れたというのが出れば、これは補正なり何なりはやはりある程度考えていかなければならないと思っております。ただ、1回これで全部出てきましたので、新たにまた補正という部分については、ちょっとやはり予算の組立て上ちょっとしまりがいいと思いますか、ずるずるといってしまうという部分がありますのでちょっとこれは慎重に考えたい。

来年、ではどうだ。これはやはり市内のその状況と、そして例えばそういう業界の皆さん方にお聞きすれば大体の方向性はわかるわけですので、まだまだ相当数やはりあるよという方向性が見えれば、それは予算編成の時点でまた考えてみたいとは思っております。まだ確約ができるということではありません。その上にまた新たな事業などということをおっしゃっていますので、なかなか難しい部分もあるかもわかりませんが、それがどういう事業なのかちょっとわかりませんけれども。この後の補正というのはちょっと考えづらいということだけ。一応今受け付けたものは全部やるということにしてありますので、そういう方向でご理解いただきたいと思っております。

建設部長 では昨年度を含めて今回申込みがあったという件数でございますけれども、申込みが1,053件で、そのうち51件でございます。実際、この再度した10万円未満の方につきましては、なぜそういう形でしたかといいますと、昨年度は景気経済対策ということで補正予算の中で急ぎょ皆さん方から予算を議決いただきまして事業をしたわけですが、当然周知する中で期間的に2週間とか20日等であったということでございます。それを含めると年度の途中だということの中で急ぎょ事業をしたものでございます。そういう周知が足りなかったということの中で、締切りが短かったということでございますので、皆さんの工事の予定の選定の箇所だとか、予定だとかそういうのが急過ぎたのではないかということの中で、今回この23年度部分については10万円未満の方については、再度受付をしましょうということにさせていただいたということでございます。以上でございます。

松原良道君 大体わかりました。そこで、市長にもう一度お尋ねしますが、なかなか一般の皆さんからすると、今、去年と今年して両方しても2,000件なのです。大体申請が。去年が900どっけでしょう。そうした中でまだ営業に行きたくても行かないというそういうもの作りの人もかなりいるし、広報を見てもなかなか、市長がよく言うように1割か2割しか広報など見ないのだという中では、まだ情報が徹底していない部分も私は相当あると思っております。

ですから、秋までにもう1回などとは言いませんけれども、今の経済状況からして来年24年度がすこぶる景気が回復するなどというふうにはこの地域では思いません。ますます市の発注する事業が減っている状況でありますので、ぜひまた3年目も私は市長に期待をしたいと思っております。

それともう1点、先ほど部長が説明しましたけれども、いろいろの不備があって今回認めたとはいいましたが、私はやはり公金をきちんと補助制度として出す中では、同じ人が2度も3度ももらうということは、私は非常によくないことだというふうに考えています。それよりもやはり公金ですから広く大勢の皆さんから利用してもらう方が、何ほど議会の皆さんも、市民の皆さんも納得するかなど誰が考えてもわかるわけですから。ぜひ、その辺を踏まえて市長に来年のもう一度事業継続を期待して、もう一度答弁をお願いします。

市長 例えはなかなかまだ営業に回れない、まあ2,000件ですから全部回ったなどということにはならないわけでありまして。一つの方法としますと、今この1,053件全部補助金を交付したとしましても、8,000万円弱です。あと500万円くらいは予算が残るわけですね。今3,500万円を追加したわけですから。これが大体約1.2倍ですから、500万円残ったとすればあと6,000万円分、これは状況を見て2次募集で例えば何十件までとかそれをやってみて、またものすごく出たと。そういう状況を見ながらいろいろ判断をさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

笠原喜一郎君 25ページの図書館建設事業でちょっとお聞きをいたします。それぞれ鑑定をされるということなのですが、産建の委員長の報告の中にこういうのがあったのです。図書館の規模を想定すると、テナントの半分以上から退店をしていただくと。会社としては高度化資金の2分の1と敷金等のお金をいただかないと、図書館誘致は難しいというような答弁があったわけですが、昨日取締役会があったということです。市としてはぜひ、あそこへ誘致をしたい、誘致というか進出を、図書館を建設したいという考えは変わらないというふうに思いますけれども、まちづくり会社とすれば今度はテナントが非常に少なくなるわけです。さっき読んだような本当にここである程度借入金の大部分を返済したいという気持ちがあるのは当然だと思うのですが、その辺の折り合いをどういうふうに考えているのか。折り合いがつかなかった場合にはここをなしにすることも想定をされているのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思いますし、昨日の取締役会の中でその辺についてどういう役員の皆さんの話があったかをお聞きいたします。

副市長 昨日2時半からララの取締役会がありまして、副市長が取締役というようになことで入っておりましたので一応出席させていただきました。その中で図書館のいろいろの協議がその他の事項の中で協議をされました。市の方からは前々から議会の方にいろいろ説明をした後に、会社の方に図書館の話を見せていただきまして、ぜひご了解をいただきたいということでありました。その時点ではまだ金額がきちんと発表されるそういう時期ではございませんでしたが、一応市としての基本方針として面積としては3,000平米、建物と土地については買収をさせていただきたい、そういうようなことで金額は提示できませんが、取締役会として何とか総論的に了承をいただきたいということであれしたのです。

取締役会の方では、そういうきちんとした具体的な金額が出ない中でも、一応図書館の件は了承しましょうということに、これは前の話なのですが。

昨日は取締役会の中でそういう話が推移してくる中で、ララとしてどれだけ今金が入らな

ければ今後の経営状況がうまくないのか。何とか推移していく、動かしていくためには最低限どれだけの資金が必要なのか。それをシミュレーションして事務局から取締役会に出してもらいたいという要望が、ずっと何名かの取締役の方から出されておりまして、その辺を昨日事務局の方から取締役会に提示がありました。

私の方で市の方で想定している金額とかなり乖離がありますと。市としてはそういう数字が一旦出てしまうとなかなか一人歩きしてしまって、今後の事業推進にちょっと支障も出るかもわかりませんが、ただ、会社の内部の取締役会の今までの経過の中で、事務局としてももう出さざるを得ないくらいのやはりそういう雰囲気でありました。市の方としてはそれを出すのは、出すなとか何とかと言いませんのでそれはそういうことですが、数字そのものはまだ市が市から来ている取締役がそこへいてちゃんとそこで説明したから市はそれで納得したのではないかと後で言われても、それは私も困りますので、そのくぎだけはきちんとささせてもらって、向こうの方での最低限必要な、とにかく何とかやっていけるだけの積算した数字はございました。

ただ、向こうの方は他の取締役の中では、それではまだ足りない。やはりもっともっと市から出してもらいたい。このララを作った一番の先導役は六日町であったはずだと。六日町も筆頭株主であったはずだと。そういう責任もやはり市は引き継いでいるわけだから、もっともっとやはりララのそうした運営についての部分をやってもらいたいというような意見の方もいました。

ただ、他の取締役の中には、そうは言ってもやはり議会の構成も変わっていくし、いろいろなことで簡単ではないなというような意見を言われた取締役もいました。そういうことでありましたが、昨日の段階では一応事務局の提示した額を、市の方に要望だけすると。それはどういうところで何ていいますか、どこに落ち着くかそれはわかりませんが、事務局で提示した数字は一応取締役として昨日は了承したというところであります。

今後の話でどこら辺にそれが落ち着くかということではありますが、これはまた設置したときのいろいろな政治的な部分、あるいは道義的な責任の部分、いろいろあるかと思しますので、最終的には向こうの要望と市長の方の判断で、どこかの時点で両者、社長と市長のトップ会談の中で何らかの形で落ち着くところへ落ち着かせて進めていきたいと、こう考えているところであります。

市長 状況はそういう状況であります。私どもが一度何ていいますか、この程度がどうだと事務方で考えた部分は、全てやはり時価評価です。これは原則はそうですけども、とてもとても時価評価で全てが片付くという形では私はないと思うのです。投資部分も含めたこれもやはりある程度参酌をしなければならぬという思いがありますし、今ララに図書館をとすることを撤回をしようというつもりは全くありません。ですから、相当交渉が難航するにしても必ずやり遂げたいと。

ただ、法外なお金をつぎ込んでということはこれは理屈が立ちませんので、やはりきちんとした理由が立って、そして議会の皆さん方からも、市民の皆さん方からもご理解いただけ

るような金額の内容で決着を図っていくという方向を、これから模索していこうと思っております。

テナントの皆さんについても同じことではあります。ただ、ララについてはあそこを経営しているわけですので、その経営基盤を揺るがす部分はこのことによって出ていることは間違いありませんので、そういうことがどういうふうに評価・鑑定していけるか。こういうことも含めてでありますので、気持ちとしては必ずこれを成就させたいという思いでこれから取り組むところであります。

笠原喜一郎君　　どういう評価額が出てくるか。それによってその後のまちづくり会社の返済計画に非常に影響してくると思いますけれども。私はそれこそ考えるに、なかなかやはり今ここにあるような半分くらいを補償してもらいたいというようなことであったとしても、なかなかその先というのは難しいのかなというふうに思っています。

ですから、当然そういう返済計画をきちんと提示をしてもらわなければなりませんけれども、それとあわせて、本当にその先のことも、その先のこともやはりいろいろなことを想定して、このことにやはり私は当たっていただくことがいいのかなというふうに思っています。余りはっきり言えなくて申し訳ありませんけれども、やはりそのことも視野に入れてまちづくり会社との中で交渉というか話し合いを、県を交えてしていくべきかなというふうに私は思っていますのでよろしくお願いいたします。

市長　　私も例えば今金額的に合意したとしても、後のララの運営がどうなるかと。これはやはり一番心配事でありますから、当然ですが機構の方の返済金がまだ残るわけですので、そのことも含めて機構等ともいろいろ話をしたり、そしてララの皆さんとも話をしたり。全く空疎な計画を立てて、2～3年でまた破綻をしたなどということがあってはこれはまた困るわけですので、そういうことにならないように。そしてでき得れば議員の考えていることも、私が考えていることも一つ同じということがありますが、そういうことのまた事態に至らないようにやっていかなければならない。そういう思いで取り組ませていただきたいと思っております。

牧野 晶君　　まずそれこそ27ページ。11番議員の話の中で、議会とはまた折を見てなどという話をちょっと聞いたのですが、議会とだけではなくて、例えばそれこそ大原運動公園検討委員会があったわけですね。検討委員会の中でそれこそいろいろな方たちが野球連盟の方も入っていた、サッカー協会の人たちも入ってきたし、テニスの人たちも入ってきたわけですが、一番これをお願いしますという中で、市の方でこのくらいという方針が出たわけですが、それでやはり例えば、ではそのくらいの規模であれば規模でいいけれど、いろいろな協議の中でここはこうした方がいいのではないとか、そういうふうな要望が当然あると思うのです。そここのところをどういうふうに聞いていくのかな、という思いがあるのです。もう1回そここのところをどういうふうに聞いていくかについてお聞かせいただきたいのと。

あとそれと、一応室内練習場についてはそれこそ2期工事だというふうな話があるわけで

すけれども、そこをちょっと今のところ聞こえてくる話は、屋根だけかけて周りは壁をつけない、土だという話もあります。けれども、やはりそれだと本当に冬は使えなくなるので、やるのであれば周りを囲って、例えばオムニのコートとかをやったりとか。例えば黒崎球場の脇に室内練習場ができていますけれども、そこちょっとこの間視察に行ってきたら非常にいい施設で、雪国仕様ではないにしても4億5,000万円で40メートル、60メートルの施設を造っているわけですから。そういう点、今現在市の方で考えているのは20メートルか30メートルくらいの室内練習場ということですが、いろいろ研究してそういう点も考えていただければなという思いがあります。

それとまたこれから本当に、大体2年と1年かかっていくという話ですよ。工事が野球場は2年、大原の多目的グラウンドに関しては1年。それを同時にやっていくのか、それとも順番でやっていくのか。そのところをちゃんと説明していかないと、本当にやはり夏は夏で合宿とかそういう方たちもいるし、実際野球連盟の方たちから、それこそ野球をしている人たちから言われているのが、ナイターが2年でできなくなるとチーム数が減っちゃうよななどというふうな意見もあつたりもするので、例えばこれはどうだかわからないですよ。例えば多目的グラウンドを先にやって、多目的グラウンドの照明をちょっといじるというふうな話であれば、マウンドからバッターボックスの辺り、もし可能であれば野球ができるくらいの照度にしておいて、その野球場の工事の期間は多目的グラウンドの方を使ってもらえば穴は開かないとも思いますし、そういうふうな調整とかも必要だと思うのです。それこそ工事の都合ばかりではなくて、利用者の都合というのも考えながらやっていくのかについて、そのところの工事の進め具合についてお聞かせいただければと思います。

市長 ある程度の形がきちんと出たときにというのは、結局、地元大原地域といいますが、5町歩だったですか。あのいわゆる近辺の皆さん方からも区長さん方全員の連名で、建設促進の要望と、やはり当然ですけれども説明を。今までのことも説明していますが、本当に具体的にこうしたい。については、ということはやっていかなければなりませんので、全部が全部ということにはいきませんが、例えばその使用するといいますが、そういう皆さん方の要望。これはではテニスも、サッカーも、野球も、陸上も皆それぞれかと言われるとそれはちょっとわかりませんが、やはりそれは1回はお聞きをしていかなければならないと思っています。

ですので、それらを踏まえてきちんとした最終的な実施設計に仕上がっていくということだと思います。ただ、先ほど佐藤議員にもお答えしましたように、いろいろの確かご意見が出るのです。ご意見が出ますからそれが全部採用できるということには至らない。この部分だけは確か 確かではない、今からご理解いただきたいと思うのですが、それが一つと。

もう一つです。工事については今の頭の中にある考え方は2か年の継続というふうに考えています。では、どちらを先にするとかそういうことはとてもまだ今考えていたところではありません。それから、使えなくなることは絶対避けてくれと言われるとこれは工事ができませんので、これはやはり我慢する部分は1年間なら1年間はきちんと我慢していただく。

そういうことをひとつご理解いただかなければなりませんので、その辺も含めて体育協会なのかスポーツ連盟みたいになるのか、その中にまた野球でありサッカーであり、いろいろあるのでしようけれども、そういう皆さんとも話はきちんとしていこうと思っています。

3年、4年かかってやるというつもりは全くありません。1年では大体工程的に工事が間に合わない。予算内容という意味ではなくて。ですので、結局継続という部分が出ると思いますけれども、2年で何とか全部仕上げたいとそういう思いであります。

体育館は、今の考え方はまあいわゆる脇は全くないということです。そういう話が出たときに、では夏場はそれでいいわけですから、冬用にいわゆるテント布できちんと囲えるようにすればどうだろうとか、そういう検討をしていきます。全部そっくり囲ってしまうということは、恒久的に開閉自由とか、あるいは取り外し自由とかという方法は十分考えなければならぬと思っています。冬全く利用できないのでは、いわゆる屋根付きという部分を造った理由が成り立ちませんので、冬何とか使える方法を考えるということでもあります。

岡村雅夫君 2点、25ページの図書館の問題と大原公園の問題をひとつお聞きします。図書館の問題でさっきの説明の中で一部買取りと。そのための査定という話をお聞きしましたが、ああいった建物自体を分割取得というのは可能かどうか。一体とした建物をね。ここは市のものだなどという話が可能かどうかで、その発想が私はちょっとおかしいのではないかなというふうに思います。それ可能かどうかひとつお聞きします。

そしてもう1点がテナント等の買取りをするための査定なんてことを考えているようでもありますけれども、私はその前の段階として、今日も委員長報告にも申し上げましたけれども、この街づくり会社が再生可能かどうかということ、これが一番の問題だと思うのです。もし、何ていいますか任意整理なりするとしたならば、どういう問題が起きるのかという検討の方が私は大事だと思う。あるいは一括して市が買って、それは事業ができるかどうか、テナント管理をしたらどうかとそういう検討の方がよりベターなのではないかという気が私はするのですが、そういう点ではどういう考え方をされているのか。先ほど心配はしているという話で終わっていますので、ちょっとシビアな話で申し訳ありませんけれども。

次の27ページの大原の問題で、今回の4,800万円というのは要するにいろいろこれから意見を聞きます、何しますではなくて、市が提案をした試案が要するに14億円弱の提案があったわけでありまして、それを実施設計していいかどうかとこういう話だと私は思うのです。そして実施設計が通りますと設計価格が出ます。そして入札にかけて要するに建設費が決まるわけで、それをどうかということが最終的に契約事項の議案が出てくるわけですが。

ですから、私はもっと曖昧な言い方ではなくて、市長は市が提案したものでやると。それをいかにまたグレードアップされるか、要するに予算が入札の効果等があるというような話も言っていますけれども、さらにそうすると連絡道路をきちんとしてほしいとか、今言う放送設備もほしいとか、あるいは2期工事に入っているその今多目的グラウンドもどうしたいとかという話も出てきていますけれども、私はその前が一番問題であるというふうに思っています。

先般の説明会のとき、5月20日ですか、そのときに私は当然市民に決定されてから1か

月経ったわけでありますので、市報になぜ掲載しなかったのかなというのがちょっと私は不思議に思っているのですが、その点をお聞きします。

そして市長は反対とか賛成とか、それは自分が、市長が提案して議会が決めることだということでありますけれども、私は市民の感覚というのはもっともっとシビアでありまして、市長はよく署名合戦は好ましくないとかというような話をしていますが、ではそういう合戦が好ましくなかったらやはり説明会をきちんと開いてみようかとか、あるいはそれで足りなかったらアンケートを採ってみようかとか、抽出でもいいから取ってみようかとかというやはり努力をひとつすべきではなかったかなというふうに私は思うのです。議会が了解すればそれでいいという色合いがちょっと強い傾向があるように私は感じますが、ひとつ市長どういふふうにお考えですか。

市長 お答えいたします。ララの件では当然でありますけれども、図書館にする部分は全部仕切りますから、その部分は買い取るということです。分割して買い取るということです、当然です。その敷地も買取りをさせていただきたいという思いですが、その下が全部ララの所有地ばかりではありませんし、それからララの所有地については他のところにも広がっているわけです。ですからそれを例えば、今建物部分で約4割か、あれは、37パーセントくらいになるのです。だから土地についても他のところに広がっていても、では37パーセントくらいはララから買い上げた方がいいのか。こういうことも検討しながらやっているわけで、当然これはもう分割して所有を変えろということですから、買い取るわけですのでできると、そういうつもりでいます。

議員おっしゃったように、私たちも今後、ただこれをやって後は野となれ山となれなどということは全く考えていませんから、こういう形でやっていって本当に再生ができるだろうと今は思っているのですけれども、また詳しくきちんと機構の方とも話をしながらやっていくということです。例えばあれをでは全部買い取れと、買い取った方がいいやと、そうなりますと、これは、これは市民の皆さんに言い訳が立つような理屈は全く出てきません。

では整理かと。整理したときにどういう問題が発生するかと言いますと、当然ですがけれども、今の負債がそっくり残るわけです。そして当然ですがその保証人となっていられっしやる方の部分の責任は責任として残ります。そしてさっきもどなたかおっしゃいましたが、六日町が3億円出して筆頭株主であります。それを市が引き継いでいるわけですから、法的な部分はどうか、それについて道義的な責任は残るということは弁護士から私どももきちんと確認をしているのです。ですから、市はもう出資しただけ後は知らないから構わないなどというわけにはいきませんと。となれば、相当の部分を市としても覚悟しながら整理に入っていかなければならない。ではそれがいいのか、いろいろ考えはあります。ありますが、今は私は図書館として 場所が非常にいいわけですから、まずは図書館。そういう中できちんと再生ができる方法も一緒になって考えていかなければならないという思いで今、この事業を進めているところであります。

大原運動公園の方ですが、私が佐藤議員あるいは牧野議員に申し上げたことはそのとおり

です。基本を全部がらから変えて、さあ好きなようにしろなどと言っているわけではなくて、今考えている部分で設計を発注しますから、その中で改善する部分があればそれはそれで改善していきます。そういうことを触れたままであります。

それから市報の件ですが、やはり1割しか見ていないとか。だけれども市報のアンケートをとれば7～8割見ているのですけれども、5月1日号の市報に別冊で特別に特集号を全戸に配布させていただいておりますのでご覧をいただきたいと思います。図面付で。いいいませんか。(「20日の説明書いてないでしょう。」の声あり)20日の説明など書いていません。5月1日にもう野球場のことについてこうしたいということを出しているわけですので、20日の説明をいちいち市報に載せることではございません。

20日の説明の際にいろいろ私も申し上げましたけれども、何度も申し上げておりますが、選挙公約にない事項、あるいは市の根幹を揺るがすような事項こういうことについてはそれは住民投票もあるいはアンケートもいろいろやりますよ。しかし、市全体の中の一つの事業について、いちいちいちいち市民の皆さんに全てを伺って執行していかなければならないということであれば、これはだから議会も執行部もいらないという。

議会制民主主義というのはどこにあるのですかということはずっと私は申し上げてきました。ご意見は伺います。取り入れるところは取り入れますが、全て市民の皆さん方の判断に一つ一つの事業を全部委ねるということは、それはでき得ないことです。さっき言ったように公約違反をやっているとか、あるいはこれをやれば財政的にもう破綻が見えているとか、そういうことを例えばやろうとするときには、それはそれで市民の皆さん方のご意見はきちんと伺った上でやらなければならないと思いますけれども。

もう何度も平成15年からずっと説明をしながらきている事業で、20年の選挙でもそれがきちんと出て、そして今日に至ってわけですので、改めて住民投票だとかそのアンケートだとかということについては全くやるつもりがないということの前から申し上げております。説明についても、私は説明することについては全くやぶさかではありませんからということはずっと申し上げてきました。ですので、ようやくこの間は説明の機会がいただけましたので、説明をさせていただいたと、そういうことであります。

岡村雅夫君 図書館の件についてはいろいろ考察しているという話は聞こえました。それで私も分割取得、区切れればできるというその辺が、一体で登記されているものをそういった分割が可能かどうかというあたりはかなり問題があるのではないかなというふうに思いますので、後ほどまた見解を教えていただければありがたいと思っています。まして担保設定されているかどうかそれはわかりませんが、そういった形ができるかどうかもちよっとあやふやなものだなというふうに思います。

それで今の整理をしたらとか、あるいは同意を得るには上限はどれくらいを市が考えているとかという、先ほど担当の人たちには話をしているという話ですが、我々は執行権と言われればそこまでなのですが示されないでいてこういった案件を議論しているわけですから、こういうつじつまが合わなくなるわけでありまして。何らかのフローを、こうであればどれく

らいの市の負担でいけるとか、そういうのがやはり我々の判断基準になるなというふうに感じます。

どうもテナントが強くてついついこの額になってしまいましたなんていう話ではなくて、そうすることによって結局最悪の場合であったら、そこでなくてどこを選定しなければならないとかという問題も私は出てくるのかなというような気がしました。この権利関係とどういった資金計画を立てて、どういった資金内でやろうかということは了解を 我々がやはりある程度知っているべきではないかなというふうに感じましたので、見解を伺っておきます。

それで運動公園については今いみじくもやはり基本原案でいくのだと。市案でいくのだということでもありますので、私はここで一連の通常の入札までこれが解決されていくものだというふうにとらえます。一言付け加えますが、市長は説明の機会を得たとか説明をちゃんとしてきたとか、あるいは公約違反していないとかと言いますけれども、やはり冷静に見ている市民はやらない方がいいがなということは本当に言っている方々が私は多いというふうに思っています。そうした中で何でもかんでもやるということであるならば、大変な禍根を残すなということの一つ付け加えておきます。以上です。

市長 ララの件であります。総合計画上とかいろいろのことの中で、一応合併特例債事業として当初は確か図書館建設に15億円だかという数値が出ていたと思うのです。今は13億円くらいにしてあるかもわかりません。結局、それを大幅に超えるようなことは特にできませんので、そのくらいの範囲の中で補償も改装もやっていかなければならないという思いで今取り組んでいるところであります。これが例えば理不尽なお金は結局出せませんから、つかみ金みたいに、じゃあ、あと1,000万円積むから出て行ってくれなどという話はできませんから、そこはきちんとご理解いただくようにします。用地交渉と同じでどうしてもという部分というのは、話の中で出てくると思うのです。そこをどう切り抜けるかというのは交渉する職員であり、最後には私も出なければならぬと思います。そこにお任せいただきたいと思いますが、議会の皆さんに説明のできないようなお金をどんどん支出しながらやっていくということは全く考えてはいけぬことでもありますし、考えまぬのでよろしくお願ひします。

それから後段であります。ご意見の相違でありますのでここでいろいろまた議論を始めますと今日うちに終わらないなんて言って議長にまた怒られますので。後ほどまた見解を述べさせていただきます。

岡村雅夫君 前段の件ですが、要するにそこに図書館が進出するということはあこの環境が変わるわけですから。そうすると今までのテナントも大変だったけれども、今度は違うのかなという風が吹くということであるならば、やはりそこに残りたいという人は当然出ると思うのです。これはしょうがないです。それを今度は出て行け、出て行けというふうな話になりますと、これはちょっと大変になりますので、ひとつその辺はいろいろ敷地もあるものなので、考え方というのはいろいろあるものかなというふうに思いますが、ひとつ見解

をお聞かせいただきます。

市長 当然いろいろのお考えがありますから、ただ、今、全体としてテナントの皆さん方から絶対反対という声は出ておりません。ですので、おおむねご了解いただけていると思いますが、これは甘いと言われればどうだかわかりませんがそういう状況です。そしてどうしてもまだお店を続けたいという方もいらっしゃいますから、それはでは例えば駅前の今の空いている店舗の中で、こういうところではどうですかとか、そういうあっ旋も含めながら我々はやっていこうというふうに思っております。

中沢俊一君 2点半お願いします。まずその半の方ですが、15番議員の質疑に関連したことです。私は3月の22~23日でしょうか、旧県の保健所ここへ放射線の件について聞き取りに行っていました。その中の一つがある食品の輸出業者の方から調べてくれということでした。機械が壊れているのではないかと。私も笑いながら担当部長さんにはその辺はお伝えしましたが、やはり壊れていたのですね。風評被害があったのです、業者さんは。輸出の件がぱったり止まってしまった。県に対して、市長としてかなり強く申し入れて、私はいいのではないかと思っています。それがまず1点です。1点ではない半点ですね。

1点ですが、これは25ページの図書館関係のことです。私は去年の9月議会で大きなハードルが三つあるだろうと。一つは交通弱者に対する商業インフラとして、これをどうしていくのか。市の方でこれは責任を持たなければならないということ。2点目はテナントへの退店補償。3点目はララ本体の債務の処理。それについてどうこう私は今ここで言うことはありませんが、産建委員会でも継続調査という形でこれから取り組んでいくと。市長はこれをどういう形で、どういう機会に議会に示していくのか。その経過です。これはとても本当に大半の大方の議員から納得したというどこかの運動公園と違いまして、大半の議員から納得した形でなければならないわけですから、この件については考えを伺いたいと思っています。

もう1点は次のページの大原運動公園、この件であります。まあそれこそ権力を持っておられる市長と私どもの見解が違えば、もうこれは勝負が見えているわけですから、その中でもあえて聞かせてもらいますけれども。まあまあ財政のほんのごく一部であります。実質公債費比率が平成28年度は、平成20年の試算によりますと16パーセント台単年度で決まっておりました。ところが最近、去年いただいた資料によりますと13パーセント台、3ポイントの差が出てきております。私が個人的に考えると約10億円の差になって出てくると思っています。これはどっちがどういうふうに正しいのか。新しい方が正しいとしたらこれだけ改善できる根拠をまた教えていただきたい。

そしてこういう日本を挙げて箱物行政からもっと効果・効率、厳しい財政の中から同じような効率を求めるのであればソフト面も繰り入れたそういう形に持っていこうではないかという中で、あえて流れに逆らうようなことをやるわけだと思っています。市長はよく口にされている、うまくいかなかった場合は私が責任を取ると。その責任の取り方について私は市民の間とかなりやはり乖離があるような気がしてなりません。実際不具合になった場合の

負担をしていくのは若者、子どもたち、こういう世代の市民であります。こういうことも含めてどういうふうな責任の判断をしていただけるかお聞かせ願いたい。以上です。

市長 1点目の放射線の被害があったということは、私はちょっと把握しておりませんでしたので、実質的にそういう被害があったということであれば、それは当然県に申し入れをします。これはどこが調べるのか、総務の方が、災害対応の方が。調べますが、そういうお話があったということ具体的におっしゃっている方、ちょっと教えてください。調べて実質こういう被害が出てこうだと。だから県の皆さんもこれはきちんと考えてくださいということ、これは言いますよ、間違いなく。それはひとつあったら教えていただきたいし、私どももまた改めて調査します。

それからララの今後の件の議会对応でありますけれども、どの時点でといたしますか結局今後は、今この1,700万円を認めていただければこれによって、土地と建物の評価というのはそういう部分ではありませんから、それぞれの皆さん方の内容の鑑定までさせていただいて、一応こちらからは補償費的な部分を提示するわけです。そこでどうなるか。それからララの、先ほどから議論になっておりますララ本体への部分の細部は別にして、大まかなある程度の補償費やそういう部分の見通しが立って、おおむね合意に至ろうというときには当然これはまた議会の皆さんにはお話ししながらやっていくということであります。ただ、そのたびに議会を招集するとかそういうことにはなり得ませんので、それはひとつご理解をいただきたいと思っております。

実質公債費比率が実質的な数値がどうだこうだというのはこれから財政課長が申し上げますが、下がったというのは財政状況がそれだけ良くなったということです。それにつきます。何で良くなったか。確かですね、私の考え方ですが、公的資金の繰上償還の補償免除、この部分は相当大きかったと思っておりますが、他に具体的なことがあればこれも財政課長が後で申し上げます。

責任を取る形。これは古今東西どこの政治家であっても、例えば辞めた後の責任を具体的にあなたみたいに腹切って責任を取るとか、そういうことを申し上げている人はいません。責任の取り方というのは千差万別であります。これが非常にお荷物になって市の財政に多大な悪影響を与えた。ではそのときどういう責任を取ると。こういうことを今から私が仮定として答えるわけにはいきません。ただ、政治家というのはきちんと自分の決断して実行させていただいた施策について、当然でありますけれどもきちんと責任を負うと。一切問題が生じて、あっても声すら上げないなどということは私はやるつもりはありません。謝罪をしないなどということもありません。ですからどこでどういうその事態が訪れるのかそれは私にはわかりません。私が棺の中に入ってからであれば、それは墓石を金づちでたたかれるのかそれはわかりませんし、そうならないようにきちんと見通しを立てているつもりでありますので、その仮定のお話はお答えできないということになります。

中沢俊一君 2点半のその半の部分であります。ご本人の方でぜひとも名前からその辺からお話してよいということがあれば私はお話をします。それはそれでよろしいです。

図書館の件ですが、何もその議会を召集 何ていいますかそういうことではなくて、例えばですよ、商業インフラといいますがこの辺になれば産建の領域になってきます。それから負債整理、図書館となればこれは総文の範ちゅうです。そして幼児を対象にして子育て機能がもしそこに入って交流拠点とするとなれば、また社厚の方も若干入ってくるわけですから、私は少なくとも全員協議会あたりの方は開いて、あるいはまた担当委員会に細かいその辺の資料を提出しながら進めていくべきだと思っています。

3点目のその件については見解の違いですものですから、また機会を改めて聞けるときがあれば聞こうと思っています。

財政課長 実質公債費比率の件ですけれども、こちらにつきましては今13.5とかという数字を言われたのですが、これについて今確たる資料をちょっと持ち合わせておりませんのでお答えすることはできませんけれども、前にも説明をさせていただいたように、下水道債とかそれから水道、こちらの方につきましては下水道の方も事業が終わってきますし、水道の方の借入れは順調に進んでおりますので、こういうような関係で実質公債費比率の方が下がることは間違いがありません。ただ、詳しい数字につきましては皆さんにお約束しておりますように、財政計画の見直しをもう一度させていただきたいと思っていますので、そのときにこの数値につきましてももう一度検算させていただきたいと思っていますので、そのようなことでご了承いただければと思います。

市長 ではその半件目の方はそういうことで、もしあったらお知らせいただければ具体的に行動をさせていただきます。

ララの件もそれから大原の件も同じことであります。本会議という意味ではないということをお願いするのは当然ですけれども、全員協議会なりあるいは担当の委員会なり、そういうところで中間的な部分も含めて報告を加えながら徐々に進めさせていただくと。節目、節目では当然ご報告は申し上げるということでもあります。

それから今、実質公債費比率ですね、財政課長が言ったのは18年以降こういうふうにならなくなっていくということ。議員がおっしゃったのは何か16年の16パーセントですか。単年度で。それが13になっているのではないかと。そのことを何か言ったことではなかったですか。それはちょっとまあ後で、見解の相違ならそれで結構ですけれども。それで結構ですが、もし細かな数値のやり取りであったら財政課長に答弁させますので、もう一度ひとつよろしくをお願いします。

中沢俊一君 実質公債費比率の数字については答弁漏れですから、これは1回何ていいますか、私の質疑の回数を余計認めてもらいたいと思いますが。要は平成28年度だと思いましたが、前に出た財政シミュレーションでは実質公債費比率が16.0点何パーセントで、直近でもらった財政シミュレーションになりますと13.0何パーセント。3ポイントの差があったわけですから、私はこれはある市民から。私も変に思ったけれども、改めて聞かれると説明がつかないのです。どちらを信じていいのか。事が私の推測だけれども3ポイントといえれば10億円にも達するものだから、これは本当に財政が大丈夫だ、大丈夫だと言ってその

やはり根拠には私はならないと思っていますから言いました。

それからさっきの風評被害のことですけれども、これは例はどうだかわかりませんが、例えばJA魚沼みなみの方で中国向けの輸出を考えたとき、米の輸出を考えていたとき、こういうことが私は長い目で見ると本当に風評被害につながるかと思っているものですから、要はイメージのものですから。であるから私はある程度県の方には市長としてきちんと対峙していただきたかったから声を出しました。以上です。

市長 放射線につきましては、もう大体数値を発表したときから県には猛烈に抗議をさせていただいて、そしてやっと30日に新たにモニタリングポストを設置するという動きになったわけです。数値が変更になりました。このことについてもきちんと県の方に申し入れをして、一応文書としていただいております。

ただ、それについて風評被害が発生したか否かというのは私はちょっと把握しておりませんでしたから、発生したとすればこれは当然また県に、その数値の誤発表で出たとすれば、まさに風評被害でありますから、これはきちんとした対応をさせていただくように申し入れるということでもあります。

実質公債費比率につきましては17.幾つかと14.3という数値を見ているのだと思うのです。3か年の平均で17.3だかまで落ちますと。単年度では14.3ですという数値が出ているわけです。それを確か何か混同して見たのではないですか。そういう数値は・・・出てる。では、財政課長がわかったそうですから説明します。

財政課長 今ほどの13.5パーセントという数字は、私どもが作っております公債費負担適正化計画、こちらの方の数字かと思えます。今ほど市長が説明されましたように、27年度で単年度の数値が13.5パーセント。普通、実質公債費比率につきましては3か年の平均を言っておりますので、こちらにつきましては16.7パーセントということになっております。それで財政計画の方につきましては、単年度とそれから3か年平均と両方示しておりますのでこちらの方の違いかと思えます。以上です。

岩野 松君 全く視点を変えて簡単な質問を1か所だけお願いします。11ページの小水力水田利活用の国庫補助1,500万円、3か所という説明がありました。南魚沼土改がするという説明なのですが、非常にいい企画に乗ってもらったのと、今のあれにしてはと思えますが。これは調査費だと思いますけれども、この調査費そのものはその3か所をするのに土改そのものも予算としてはあげて一緒にしているというふうに考えていいのかわかりませんか。

それとこれがもし事業としてやる場合の何ていうのですか、持つのはやはり土改が収支から全て運営からはするという、五城土改と同じ考え方を持っていていいのかわかりませんか。

産業振興部長 この3か所については1か所500万円で3か所ということで、先ほど説明がありました姥島、高棚、原芝野ですか、そちらの方になっております。国が10分の10の補助率で水路の落差を利用して小水力発電をしようということなのです。調査をしまして非常に効率がいいというような結果が出れば、またそれは今度は実施設計の方になるような

形になります。ですので地元負担等は今のところありません。市からのトンネルとなります。以上です。

岩野 松君 今回のものには地元負担はないということですが、私が聞いたかったのは、調査した上でもし、実施するとなった場合は、それは地元負担でせざるを得ないというふうに考えるのか。そこをお聞かせください。

産業振興部長 その実施の部分については五城土地改良区で1回やったのですが、そちらの方は市の負担等は特殊事情でなかったのですが、この細部についてはまだ、そこについては今後の事業内容等によって検討していくということになるかと思えます。時期的にもこういう非常に原発の問題等がありますので、そこら辺を考慮して考えていきたいというふうに思っています。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 休憩とします。暫時休憩とします。

(午後4時38分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後4時41分)

議長 ただいま、寺口友彦君他3名からお手元に配付をしました修正の動議が提出されました。よってこれを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。修正案の提出者、説明をお願いいたします。

(「議長、ちょっと休憩をお願いします。」の声あり)

議長 はい、休憩します。

(午後4時41分)

議長 以上で休憩を閉じて会議を再開します。

(午後4時42分)

議長 提出者の説明を求めます。

寺口友彦君 第49号議案 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算第1号に対する修正案を提出いたします。1ページをめくっていただきます。第49号議案 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算第1号の一部を次のように修正する。第1条中にある4億4,054万円を3億9,254万円に。303億2,554万円を302億7,754万円に改める。

先ほど第49号議案の審議の中で出ました大原運動公園の測量調査費4,800万円を歳入・歳出より差し引き、総額を302億7,754万円に改めるという修正案であります。これに連動しまして第2表地方債補正の一部を次のように改めるというものであります。合併特例債、まちづくり建設事業債を23億4,200万円、地域づくり資金貸付合併関連事業費を1億2,160万円、計38億510万円に改めるというものであります。

この修正案に対する提出理由を申し上げます。理由は五つございます。まず1番目として、

財政の見通しが甘いのではないかということでもあります。平成33年までの財政計画では基幹病院開院に合わせた市立病院再編費用を見込んでいない。また、統合中学建設費用も見込んでいない。そして更新時期が迫っている社会的インフラ整備の費用も見込んでいない。このことは重大な欠落であると考えております。そしてこの3月11日に発生いたしました東日本大震災、この復興予算に対して国は短期的には復興復興、そして中長期的には財政再建を課題に取り組んでいる。地方もそれに協力すべきであるというふうに考えます。

さらにこの財政計画の中にあります平成28年度以降の投資的事業費20億円となっておりますが、これで果たして市民要望に応えられるのであろうかという部分であります。これらは全て人口減少社会では、生産人口比率の低下が深刻な状況であります。全ての施策においてこのことを一番に考慮すべきだと。したがってまして市の財政の見通しが甘いというのが一つ目の理由であります。

二つ目は署名であります。約2万人の署名が出されたということの重さを考えていない。過大な施設整備はやめて既存の施設の改良でよいという市民の声を無視しているという部分であります。

三つ目は議会軽視の発言を看過できなということがあります。2月におかれまして全員協議会で市から議会へ説明がなされました。そのことをもって5月20日での市民説明会、議会からはおおむね了解を得ていると市長が発言をしたことは、議会軽視であると考えられるものであります。

四つ目、スポーツ振興基本計画が策定中であります。しかしながら、策定中であるにも関わらず大原運動公園大規模改修を先行するのは順序が逆であるということでもあります。そもそも南魚沼市のスポーツ振興はどうあるべきかという上位法がきちんと整備されて、社会体育施設全体の整備を考えるべきであります。スポーツ振興基本計画が策定中のこの時点で、個々の施設を大規模改修するのは時期尚早である。市が考える大原運動公園整備計画の第1期工事のための測量調査予算は、通常修繕のための測量調査の範囲を超えていると考えるからであります。

そして五つ目、これが最も大事だと考えております。議会では議員同士がじっくり議論をしていないのではないか。そして一定の結論も出してはいないのではないかということでもあります。議会内でこの整備計画の内容についての議論がしっかりとなされ、議論を出し尽くし、そして予算案審議に臨むことが議会の責任ではないかと考えます。昨年9月議会での調査設計費予算審議、この審議が1回行われただけであります。全員協議会は執行部からの説明だけであります。議員同士の議論の場ではなかった。今回の測量調査予算審議でやっと2回目の議論というわけであります。議会内で本当に議論を尽くし、もうこれ以上の議論はできないと、そういうところまでいって初めて議会として予算案審議に臨む。これが私は市民の皆さんから付託された議員の責任ではないかと考えております。以上、五つの理由で修正案を提出をいたしました。

議 長 修正案に対する質疑を行います。その前にお諮りいたします。間もなく

5時になります。本日の会議は第49号議案が終了するまでとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日の会議は第49号議案が終了するまでといたします。

議長 それでは修正案に対する質疑を行います。なお、この質疑は執行部に対しても行うことができます。

今井久美君 今、修正案を初めて見させていただきました。その中で一応確認をしておきたいと思います。この大原の関連の調査の4,800万円が削除された内容だというふうに理解いたしました。そして今の提出理由が5点ほど挙がりましたが、それらはいろいろまた討論等の中であれば話をさせてもらいたいと思いますが、内容の確認です。大原の運動公園をこの調査を全てやめてくれと、こういうことでしょうか。それとも議員各位にもいろいろなレターやメールが何かいろいろ届いています。野球場建設反対というような意思があるところもあります。野球場が駄目なのか、大原全体がもうやめてくれということなのか、聞かせていただきたい。

寺口友彦君 ただいまの今井議員の質問にお答え申し上げます。理由の4番目でもお話をいたしました。今回のこの4,800万円の調査予算というものは、第1期工事のための測量調査をするという予算であります。私たちはそうではなくて、通常修繕のための測量調査であれば反対はしないということになります。

今井久美君 そうすると、これを4,800万円を全部カットしてやれと、これはなしだということではないのだと。自分らは修繕であれば 通常の修繕というのがどうなのか私はちょっとよくわかりませんが、その案をもってこれに載せて出す。それも筋ではないかなと思うのですが、どうなのですか。これでいうと全くゼロですね。どうですか。

寺口友彦君 通常の修繕ということであれば、3月の当初予算の中で屋外体育施設ということで修繕費用が載っておりますよね。そういう中でやるべきであるという考えであります。

今井久美君 では、もう1回最後に確認します。それではこれを今、全部4,800万円削除して、後ほどこれが否決されるか可決されるかわかりませんが、皆さんのこういうふうにやった方がいいというものを出す予定があるということですか。どうですか。

寺口友彦君 そのことに関しては、この修正案は第1期工事の調査のための予算でありますよね。そうではない部分についてはこれからまた皆さんで話をしていくという方向であります。私もこの賛成議員を含めてそういう考えであります。

塩谷寿雄君 議員同士で議論を尽くすと今おっしゃいましたが、我々の会派なんかもそうですけれども、かなり視察も行ったりと、担当部とはかなりいろいろ、こうした方がいいのではないかと話していますけれども、提出者の方から何かこういうのを議論しましょうよとなどというのは、ふだん聞こえていないのですけれども。それとテニスはかなり工事はされています。今、整備はされていますけれども、提出者はそのときも

そういうやはり過大だと思いませんか。今すぐ利用者も多いし、使っている子どもたちも大変喜んでいますが、そのテニスの方も過大な投資だと思っっていますか。

寺口友彦君 議会内での討論ということで、提出者自らが他の議員に働きかけをしたかという部分でありますけれども、そういう部分では確かに不十分ではあります。しかしながら、こういう場をどうやって設けていくかということは、やはり皆さんで考えていくべきではないかと思っております。

また、テニスについてでありますけれども、合併前の塩沢町時代、塩沢町テニス協会の会長でもありました。そのときに大原運動公園にいいテニスコートができるという話を、県のテニス協会の理事から聞きました。つまりはそういう話は全く町当時、テニス協会になかったということでもあります。以上です。

塩谷寿雄君 議論を尽くすということでは不十分だったと。かなり前からの議案で、本当に1年以上前、議員になってからの、即、調べていろいろ本当に担当部と我々はやっているつもりですよ。過大ななんてものではないほどに、できるだけ安くいいものを作っていたいただきたいということは当初から言っています。

それとあと今テニスの方の質問ですけれども、過大だと思ったかどうかの質問なので、今の答弁だとちょっとその辺があれだったので、もう一度提出者の考えをお聞かせください。

寺口友彦君 当初12面でありました。それから8面が追加されて20面ということでもありますね。本当に市民のためのコートであるならば12面のままで十分であったわけです。国体はやる、インターハイをやるということで、最低16面がなければそういう全国大会は開けないということでありましたので。私が個人的に思うのは、もう12面で十分であると。市民がやるというテニスコートであれば、12面で十分であるというふうに思っております。

山田 勝君 それでは今の状況ですと執行部から提出者に質問ができないという状況にありますので、ちょっと市長の方へ伺ってみたいと思います。その財政見通しが甘いというまず最初の内容です。公債費を計画通り以上に減らして、実質公債費比率も確実に減らしている状況、それと兼ね合わせて総合計画の計画の進行、そういったものをトータルで私自身とすれば順調にその財政計画にのっかってやっているのではないかという判断なのですが、執行部としての、今提出者の言われた意見に対する考えですね。

それからもう一つ、議会軽視という発言がなされました。市長、そういうふうに考えられて全く議会はこれでほとんどが了承されたのだと、そういうニュアンスを伝えたのだと思うのですが、議会軽視という言葉をもっと単純にそのまま流していいというものではないと思いますので、市長の見解を伺いたい。

それからスポーツ振興計画策定中。実際に工事着工に至る段階ではスポーツ振興計画はできるのではないかと私は想像するのですが、そういったことでそういう時間の流れる的なものもここで執行部の説明を伺いたいと思います。

市長 財政見通しが甘いというお話がありまして、何を根拠にそういうお話をされるのか、私には理解ができません。財政健全化計画も含めてきちんと達成をしながら平成

33年までの財政シミュレーションをさせていただいて、そして28年以降、合併特例債の適用にならない部分、これの20億円という話も出ました。そういうことのためにも合併振興基金の24億円、あるいは今も財政調整基金　ほとんど取り崩さずに今回済みましたということをお話し申し上げましたが、28億円。これは若干の増減はありますけれども、そういうものを用意して、後世にきちんと引き継いでいこうとそういう思いであります。

そして、この財政計画がではどこが甘くて、どこが。まあ、提出者の皆さん方はどこにどうということが甘いのかということは全くおっしゃっていませんから、余り論評はできませんけれども、ただ甘い。我々が数値を出せば常に、ただ甘い、甘いと言うだけで、ではどこが具体的にどうですかとしてそして我々が答弁しますと、大体そこで終わるのですね。ですからまあ飾り言葉だというふうに聞き流さなければ、いちいち反応はとてもできないという思いであります。財政計画の甘いところがあったら十分ご指摘を。今までだって機会があるわけですから指摘をいただいて、どこが具体的に甘いのか、どういうところが不足なのか、これをきちんとご指摘いただきたいと思います。

議会軽視ということではありますが、私は議会の皆さんを軽視したという思いは全くありません。私は私の思いの中で、全員協議会の中で「大方の議員の皆さん方からは、ほぼご理解をいただいたというふうに思います」と言ったわけで、それが議会軽視につながると思えば、議会に対する私の思いは全く一言も触れられないということでもあります。何が議会軽視なのか、それこそここで説明していただきたい。そういう思いであります。

スポーツ振興計画についてはそちらからの、教育長なり教育部長なりがちょっとお答えを申し上げます。

教 育 長　ご指摘のようにスポーツ振興基本計画は、昨年度作成に着手をいたしまして、市民アンケート等々を踏まえまして現在作業中であります。今年度中に作成を完了する予定で進めております。したがって、ここで大原総合運動公園の実施設計の予算が確定したといたしましても、何ら矛盾するところはないと、このように考えております。

山田 勝君　それでは提出者に1問だけお伺いします。財政見通しが甘いという発言。今年度の当初予算を提出者は賛成されましたか、反対されましたか。

寺口友彦君　先ほどの補正予算の審議の中にもございました。当初予算は全体のものを網羅しているわけです。その中でこの部分はどうか、あの部分はどうかという部分で是々非々の部分もあります。全体としては賛成をしたということでもあります。

山田 勝君　そうしますと、財政見通しが甘いという持論を持っていられるようであれば、当初予算賛成には至らないのではないかと、議員であれば誰しも思うのではないかとと思うのですが、もう一度提出者に伺います。

寺口友彦君　先ほども答弁申し上げましたけれども、個々の事例について、当初予算を反対するということは幾つかの部分がありますよね。それに対して全てに反対というふうにとられてしまうわけです。そういうことはやはり議員としては慎むべきであろうと思っております。今回の修正案もこの4,800万円について、その部分についてゼロにしたいという

意味でありますから、そういうところをしん酌いただきたい。

関 常幸君 執行部に1点と、それから提出者にひとつ聞かせていただきます。今の財政が甘いというふうな件で、提出者は具体的に病院と統合中学というような名前を挙げてそういう話をいたしました。このところについて執行部はどのように考えているのか。そのところを1点であります。

確かにそれらは33年のシミュレーションの中には入っていないというように理解しているわけですが、あわせて投資が20億円で市民要望に応えられないのではないかとというようなことも具体的に挙げておりましたので、そのところをお願いしたいと思います。

それから理由の5点目に議員同士が議論されていないというふうなくだりがありますが、例えば私ども総務文教委員会は10月の19、20、21と3日間をかけて四つの市に、このことで行ってきているのですよ。そこはしっかりと委員会として、報告をして議論しているわけなのです。このことは非常に私どもに対して、まさに塩谷議員が話したとおりでありますので、もう一度本当に議員同士が議論してこなかったのですか。お願いいたします。

市 長 これも前々からこの議論を繰り返しておりますけれども、基幹病院建設に伴う病院、六日町病院も含めたこの再編につきましては、少なくとも一般会計でやることではありません。そして、いわゆる県立病院につきましては、我々がどんどんとお金をつぎ込んで改修していくという考え方は全く持っていません。そして大和病院については、今年度六日町、大和の病院両方調査をしますがどのくらいかかるかは別にいたしまして、これも六日町病院も例えば今ベッド数120で最悪これだけの投資をした場合、10何億円ですよ、10何億円。大和の場合も40ベッドで外来あるいは専門で、外来専門で40ベッドで、そして5億円、10億円という投資した場合に、これからどういう推移をしますという部分は全部シミュレーションをしてありますから。シミュレーションどおりに全部いくとは限りませんけれども。

ですので、私は毎回申し上げているとおり、病院についてこれからのその懸念材料、一般会計をどんどん、どんどん傷めていくという、そういう懸念材料には至りませんということはずっと申し上げてきました。

中学校の統合につきましては、これは全くまだ統合するか否かというのはわかりません。するにしても3年や5年のことではない。例えばそのときにどれだけのお金が必要か。用地も含めてということになりますと、大体20億円から30億円だと思いますよ。ですから、それはさっきから言うておりますように、財政調整基金やあるいは合併振興基金やそういうことも含めて、極力後世に引き継いでいくつもりであります。そして学校建設をする際にも、これは当然ですけれども単費で全部やるわけではありませんから、補助金もありますので。全くそれを計算していないから甘い。だから、どういう根拠で幾らかかるからどうだと、そういう根拠が全くなくて批判をしているということですから、まあまあいわゆる何か言うときのまくらことば、飾り言葉かなというふうな受け流さなければ、とても木鶏にはなり得ないとそういうところあります。

あとは20億円の件でありますけれども、これも20億円、20億円と言います。それは一応投資的事業20億円。27年までに相当の別に野球場やそういうことばかりに使っているわけではなくて、道路から始まって相当の市民の皆さん方の要望に応じていく。そういう予算を組んで今までもきましたし、これからもしていくわけです。だから、どんどん、どんどんと需要が膨らんでいくということはそう考えなくていい。ただ、修繕やそういうことは出てきます。そういうことの中で今の目標としては投資的な経費は20億円ですが、では本当にそのとき、そのときの実情に応じてというのはさっきも言ったように、もうそのときに対応するほかにないわけですから。そのために今何もできないなどということはできませんから。

ただ、申し上げておきますけれども、このことで財政状況に悪化を来すとか、市民の皆さん方の要望が全然28年度以降はかなえられないなどということはありません。議員全員が一堂に会してこういう議論をしてきたということが、要は昨年9月の予算審議と今回の予算審議、この2件だけあります。そういう意味であります。

寺口友彦君 5番の議会の中での議論ということで質問がありました。総務文教委員会での調査、討論これについて議論が足りないというふうなことを言っているわけではございません。議員全員が一堂に会してこういう議論をしてきたということが、要は昨年9月の予算審議と今回の予算審議、この2件だけあります。そういう意味であります。

関 常幸君 今の理由の5ですけれども、一般的に捉えた場合、そういうふうを感じるのです。ぜひ、そういうのは言葉としては非常に注意してもらいたいというふうに思っております。

もう1点、財政の見通しが甘い具体的な理由の中で、この大震災のことも挙げてありますね。たまたま私のところに反対の代表の方から封書が来ました。たまたま私が見ていないで、女房が見たのです。やはり大震災のありました。今、大震災に対して言われると、次はなかなかそうですねというふうになってしまうのです。何で私はそういうのを使うということは、やはり本来から私は外れると思うのです。だから自粛をしないでやっぺいこう。大震災のことはみんなが心配してやっているわけです。今回も今、・・・挙げておりますが、そういうことについても非常にやはり私は問題だなと思っています。今のそういうものを使って自分たちに民意を引き出していこうというのは見え見えではないですか。だから私は女房とのやり取りで、だから自粛をしないでやっぺいこうと。もっともっとこれをするによって交流人口が増えて、地域が活性化していくと思うのです。ぜひそんなことも注意してもらいたいというふうに思っています。

寺口友彦君 総務文教委員長にそういう誤解を招くような発言だったとすれば、それはこの場をお借りして陳謝申し上げます。議員全員での討論が少ないという部分でありました。

それから震災についてでありますけれども、これは大震災で自粛をせよという、そういう意味の理由ではありません。国の直轄部分が当初は5パーセントくらい今年のカットされるであろうという予測でありましたが、どうも20パーセントくらいカットということで全国の地方が応援に入っているということでもありますから。私はその震災で本当に自粛しようと

いう、そういう意味で言っているわけではなくて、国がこういう時期でありますので、地方も国に対してこの部分はやりますからとにかく復興を急いでくれという部分で協力をすべきだという意味であります。

佐藤 剛君 先ほど質問しましたが場面が違いますので、市長と提案者の方に1点ずつ質問をさせていただきます。その前に財政見通しが甘いという言葉がありました。それについてのいろいろな意見がありました。私はその甘いかどうかというのはわかりません。それは自分の知識と自分の持ち得た情報で、自分なりに判断していますけれども、それが甘いのか甘くないのかというのはわかりません。

ただ、私は先ほども言いましたように、現状の中でいろいろな状況を見ると不安はあります。だから、今現在の財政をできるだけ将来身軽な方にしておかなければならない。それはやはり私たち議会人の務めだと私は思うのです。経常収支比率の話もしましたけれども、それは私が考えているほど簡単な話ではないようですけれども、そういうことだってやはり考えながら、一つ一つの事業を考えなければならぬと私は思うのです。これは野球場だけのことではない、大原運動公園だけのことではない、全ての事業がそうなのですから、そういう思いが私にはあります。

もう1点、議会軽視という話がありましたけれども、それも軽視かどうかというのいろいろな意見がありました。ただ、私は先ほども言いましたように、2月の全員協議会の中で私でもできるだけいいようにやりたい。その中でもこれはどうか、あれはどうかというような話も出してきました。それを受けて今回、最後の24番議員の中で大体その案で実施設計をするという話でしたけれども、それを受けて決めたようですが、それを受けてやはりこうなのだという話がないような感じがするのです。それはやはり軽視ではないのだけれども、私はそこまでやったのだったら議会の配慮がやはり足りなかったのではないかというような気がいたしました。

そういうのを前置きにしまして、もう1回だけちょっとお聞きしたいと思います。ここが聞きたい部分であります。先ほど来言っていますように、私はこの測量調査委託料というのは、いつの時点が必要だと思いますし、それが4,800万円だろうが、5,000万円だろうがその内容によって予算が余ってもいいわけですからそれはいいのですけれども、その考え方ですね。市長は私のところで質疑の中で、ある程度変動というか考え方の前後はあるというような話がありましたけれども、どうもやはり24番議員の中では市が示したところを基本にしている。それは当然なのですけれども、だけれども1点聞きたいのは、私は先ほども言いましたように、できるだけ市民が要望したものをかなえてあげたい。そしていい球場にしたい。というというのは、例えば私は120メートル、122メートル、100メートルそれも私はいいと思います。というのは高校生や少年たちが、では自分が大きい大会に行つて、俺はこんなに大きい球場でしたことがないなどという思いは私はさせたくない。どうせ作るのだったらそういうのをさせてあげたい。

だけれどもではスタンドはどうか。椅子席1,000、そうした時点でもうプロというかB

Ｃリーグというか、そういう人は多分来ませんよね。だから今の説明だとそれも聞いていますけれども、多分私は１，０００だと来ないと思うのです。だけれども私は思うのですよ、私はそれでいいと思うのです。もし、必要になったら将来増やしていけばいいと思うのです。

そしてもう一つは、バックスクリーンとかそういうところだって、去年２日間にわたって県内を視察してきましたけれども、ほとんど使っていない。ふだん使うのは脇の方に小さいのを置いてそこに書き込む。練習とかそういうのですよ。ですから・・・(「簡潔にお願いします。」の声あり)はい。それにしたって今必要な部分にして、将来必要であればまた作ればいいというふうな私は思いがありまして、まだまだそういうふうなことで今の市の案をもうちょっと整理していくような余地が私はあると思うのです。議会の中ではそういうふうなことをするのも、私の議会としての責務だと思うので、そういう機会がないのかということをもう一度聞きたいと思います。すみません長くなって。

では、提案者の方に聞きたいと思うのですが、逆に野球場の中身なのですけれども、私はできるだけいいものを、財政が許す中、そして豪雪地帯という中でできる、そこを削って行って今できる一番いいものを作ってあげたいと思うのです。だけれども、提案者の中では例えばグラウンドの水はけを直せばいいとか、そういう程度でその後よくするような考えがないとすると、私はそれもやはり困るかなというふうに思うのです。市民が要望しているのに、お前さんたちこれでいいかというのはちょっと違う。要望しているのだったらそれに近づける。だけれども財政だからここまでだ、これは我慢してくれないか。そういうふうなことでなければ私は駄目だと思うので、そこら辺の考え方を持ち合わせているかということも聞いてみたいと思います。

市長 先ほどの議論は基本的な部分は、市が一応皆さんに１回お示しした部分で出させていただきます。これを何でもいから全部ばらばらにしますということは、それは申し上げられませんかということを岡村議員には申し上げた。基本は今の案で出します。ただ、その中で今おっしゃったような、例えばスタンドが今は１，０００ですね。両脇に１，０００ずつ。これはコンクリート製ではなくて、いわゆる土を盛って芝化してという併せて３，０００ですからＢＣリーグは来るのです。それは大丈夫なのですけれども。

ですから例えばそれを今やるとしたら、ではこれを全部きちんとした固定の椅子にした方がいいではないかとか、あるいはスコアボードでももう少しこういう部分にした方がいいか、ああいう部分がいい、我々は３点くらいしか今大体形式がないものですから、その中で一番簡易的な部分を採用させていただいているわけですけれども、それについてどこに不具合があるか。あるいはそういうものがいらぬか。いらぬということはないと思うのです。いらぬということはありませんので、本来やはりあそこにネームが出るという部分があると一番いいのですけれども、この辺はちょっと我慢をしていただいてということでもあります。

ですから、そういう部分がある程度今の形で設計を出してやっていく中で、どうぞまた皆さん方から中間報告はしますから、その中でいろいろご意見を出していただいてまた採用される部分は採用していけばいいし、落とす部分は落としていけばいいのではないかと、そう

いう思いです。ですから、基本的には今の1,000の固定スタンドで100メートル、100メートルの122、外野の芝はいわゆる人工芝、野球場についてはですね。そして照明は今のルックスを保持するという事で、公式用のナイター照明はルックスももっとぐんと上がりますのでそこには至らないだろうと。ただ、これについてはもういくら何でもちゃんと公式試合ができるルックスにしてもらわなければ困るという話も出ていることも事実でありますので、その辺もいろいろ踏まえながらということであります。そういう変更で皆さん方といろいろお話をしていければという思いであります。

寺口友彦君 佐藤議員にお答え申し上げます。市民から要望があったものについて全て駄目というのかというような質問であります。思いは多分佐藤議員と全く同じだと思います。財政が許すのであればかなえてあげたい。しかしながら、本当にこの南魚沼市のスポーツ振興とはどういうものかというものの一つの流れとして、野球場はこういうものかというのがなければ、それは私はちょっと筋が違うのではないかなという感じは持っておりました。基本的には既存の施設の改修でという思いはありますけれども、ただ、どうしても本当にもういい球場でそれでなければ駄目だというようなところが、皆さんの合意としてできたとするならば、それはそれに応えていきたいという思いであります。

牧野 晶君 ちょっと一番最初の議論、4番議員がしていたテニスコートについて1点聞いていきたいのですが、それこそあそこで大原の方で高校生がやったり、中学生がやったりして寺口議員の方もいろいろ先生をしているみたいですが、そういう子たちが何であそこでやるかについて、どういうふうに思っているのか。やはり、いい施設でいい環境だからしたいという点があるわけですね。そこで、市民がやるのであれば12面で十分だというふうな思いもあるわけですが、市民だけがやるのであれば本当に12面で十分かもしれないですけれども、ただ現実してもう20面あってそれこそ大会ができています。そういうふうな状況で大会を見ることによって、また刺激されたりとか、それこそ練習でいろいろなところからうまい方たちも来て、そういうところにも触発されてきているわけです。そういう点でただ単に、利用者、簡単な視点でやられるというのが、私はちょっと納得がいかないという思いがあるわけですが、寺口さんは本当にどういうふうにご利用者が使っているのかについて、どう思っているのか、お答えいただければと思いますが。

寺口友彦君 まず中学生であります。実は私の3番目の子どもがソフトテニス部に在籍していた時に保護者会の会長ということで、ソフトテニス部を強くしようということを考えました。現在もそうありますが、塩沢中学のテニスコートはもうひど過ぎる。練習も何もできるものではないという状況でありました。それに比べて大原運動公園のテニスコートは素晴らしいコートであります。また、今高校の、六日町高校の女子テニスの外部コーチをやっておりますが、この高校のコートもこれも塩中に負けず劣らずひどい。そういう中で練習をしている、その子どもたちが大原に行けば、余りイレギュラーのない中でやれるという面については、大原運動公園のテニスコートは素晴らしいというふうに思っております。

20面というふうに言われましたけれども、はっきり言って大会では16面で可能であっ

たわけです。そのときにあのテニスコートを本当に市民のために造成するのだ、使っていくのだ。うちからテニスの強い子たちを作るのだという思いであったのか。あるいは観光に使うと。合宿を呼ぶ、大会を呼ぶというもののために作ったのかというところの議論が、私が全く知らないうちにあそこができたわけでありますから、そこら辺がどう考えていいのやらわからないという部分であります。

ですが、間違いなくいいコートでやりたいという気持ちはみんなあります。しかしながら本来、部活や民間のクラブであるとすれば自分のコートを持ってそこでやるのが筋であります。しかしながらそういう施設を民間で持つのはこの市ではなかなか厳しいというものがあるれば、それは大原テニスコートを使わざるを得ないというふうに思いますけれども、やはりあそこまで子どもたちを送り迎えしたりという部分で、非常にマイナスの部分があるというのはこれは事実であります。

牧野 晶君 テニスコート、あその施設が20面にした理由は、市民対象か、それとも観光対象か、大会対象か。私は正直観光対象でもあると思いますし、市民のためでもあるという思いの中で、旧塩沢町時代の中で議決に参加していきました。それをもうあるものとか、私はやはりテニスの方たちとか利用者に対して思っているのは、一部の方たちはやはり観光ばかりに使って、ちょっとあそこが一般の方が使えないというふうな意見があったりもしました。けれども、正直、一般の人たちだけで、一般の施設だけで、一般の方対象としてあそこまでいい施設を作るかということになれば、またそれは疑問なわけです。同時に観光だけであそこは造れなかったとも思うので、当然両方なので、そのところは観光目的だ、一般目的だなどという硬いのではなくて、お互いがお互いを尊重し合って利用していくことによってやはりいい施設になっていくわけです。

野球場にしるサッカーグラウンドいろいろな点、まだまだこれから整備されていくわけですが、私だってサッカーは最近もう身体が重くなってしませんけれども、合宿利用が正直いっぱい入っているときがあるわけです。普通の私たち一般ができないけれど、それでも合宿利用があって初めて仕事ができる方たちがいるので、尊重してそのところは相互で利用できるお互いいい関係でやっていくのであれば、お互いを尊重し合ってやっていこうということで運営しているわけですから、余りそのところを硬くあっちだ、こっちだ、そっちだなどと言葉遊びみたいなことはしないで。今、本当に寺口さんがいいことをしていると思うのが、先生としてテニスコートの魅力を上げることを自分ではしているわけですね。そちらの方にもうそろそろ力を入れていく方が、本当にいいのではないですか。例えば野球にしる、サッカーにしる、そういうふうな視点もあるわけですが、そういう点についての考えを。私はしないスポーツに関しては一切ノータッチよというのは、余りにも議員としてちょっと そういうふうな議員ではないと思いますけれどもそのところを、テニスはいいけど他のは駄目というふうに聞こえると、ちょっと残念だなという思いがあるので、そのところの回答をいただければと思うのですが。

寺口友彦君 テニスだけを重く見ているのではないかということでありますけれども、

はっきり言って20面テニスコートに関して、大会をやったり、あるいはそういうイベントをやったりということでテニス人口が増えるわけでもない。テニスをやっている子が強くなるわけではない、要は指導者であると。指導者はどういうところを考えてやるかというのは、まず第一なわけです。その部分がなければ施設整備を先にしたとしても、私はなかなかそのスポーツ自体が競技として、競技として強くはならないという信念を持っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって修正案に対する質疑を終わります。提出者ご苦労さまでした。

議長 以上で第49号議案 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)の原案及び修正案に対する質疑を終わります。

議長 討論を行います。討論は原案に賛成者、原案及び修正案の両方に反対者、原案に賛成者、修正案に賛成者の順で行います。まず原案に賛成者の発言を許します。

井上智明君 私は第49号議案、一般会計補正予算の原案に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。今回も野球場の問題が大きな問題となっております。この問題がこうやって延々と続く。その中で地域の青少年に大きな影響を与えているということに対して、私は大変な心の中に重い思いを思っております。

皆さんご存じのように私は昭和59年から地域づくりという活動をライフワークとしてきました。昭和60年には自分の集落に「童夢」という活動グループを立ち上げ、現在も活動中であります。ドーム、漢字で書くと童の夢です。何を目的としているかはこの文字を見てわかっていただけたらと思うのです。地域を発展的に継続していくためには、後継者という問題が一番大切な問題であります。そのためには自分たちの地域の後継者、いわゆる子どもたちをいかに地域につなぎとめるか、いかに地域に引き止めるか。これが地域づくりの一番の元であります。

かつては、明日の日本をつくる運動協会の表彰規定の中に、地域づくりの表彰規定があったのですがその中に、人口が減らないこと、人口の減少が少ないことという一項目があったのです。それはこういうふうな人口減少の中にあっては、今はなくなってしまいましたけれども、それほど地域を維持していくためには人口を確保する、子どもたちを確保する、生産年齢人口を確保するということは大切な要素なのです。

これは市の運営でも全く同じだというふうに私は思っています。かつて私は大和町議会、いわゆる合併前のときに、少子高齢化の議論の中にこんなことを言った記憶があります。少子高齢化こういう方向に向かう社会の中で、当時は分母である高齢化する社会、高齢者に対する介護だとか福祉だとかというのに重きを置いた施策がずっとなされていたのです。それでは少子高齢化の解消にはならないのです、残念ながら。分子をいかに増やすか、ここの議論がなかったのです。青少年に対する啓もう活動、あるいは子育ての環境整備。こういう議論がなかったのです、あの頃は。

今は幸いにしてその議論が主役となっておりまして、主流となっております。子育て支援、

あるいは不妊治療等々に大きな予算が割かれる、施策がなされている、そういう時代になっております。それからそれはとりもなおさず、分母を増やしていく。ここの議論に今は政治の中心が、施策の中心がいつているというふうに変高い評価を私はしております。

昨年3月議会に私は市長と一般質問の中でこんな議論をしました。おぎゃーと生まれてから大学あるいは専門学校を卒業するまでに、一人育てるのに約2,000万円のお金がかかるのだ。この2,000万円のお金は、この地域からその子どもに対する投資である。投資した資産が全部よそに取られたら、400人とも500人とも言われる卒業生、2,000万円かければ500人なら100億円です。この人たちが地域に全然帰ってこないとしたら、それは地域の資産が毎年、毎年100億円の予算が失われる。資産が失われていることにつながるのです。今は幸い半分くらいは帰ってきているようでありますので、約200人くらいの方が帰ってきているのではないかとこのように推測をしております。残念ながら確かな数字はわかりません。

これが今この議論の中で、この野球場の議論の中で、私が耳にした中学生の言葉、がく然としたのです。南魚沼市は県下で一番借金があつて、お金がなくて何もできないのだ。こういう言葉が耳に入ったのです。これでは子どもたちは、ふるさとに夢も希望も誇りも持てないのです。せめて子どもたちが夢のある南魚沼市で、誇りのある南魚沼市で世界にはばたいいただきたい。スポーツ施設に限れば、最低限、公認陸上競技場の一つもいるでしょう、総合体育館も必要だと思います。一人前の野球場だつて必要だと思うのです。これが何もなし。こんな市は回り近所を見回してもそうはないのです。

南魚沼市は幸いに恵まれた地域です。これがなくても遠くの皆さんがここに訪れてくれるのです。100万人の人たちがスキー客に来るのです。そういうところにいるとそれが見えない。やはり今、できるときにそれをやらなくてはならない時期だと思うのです。今の子どもたちに夢を与え、希望を与え、誇りを持って、それによってその施設ができることによってそういうことが少しでもかなう。あるいはたとえ10人でもいいでしょう。10人が帰ってくるとしたら2億円なのです。大学を卒業して今より10人余計の人が帰ってくるとしたら2億円。これが毎年なのです。ここにやはり目をつけていかなければならない。この後継者をいかに育てていくか、後継者がいかに誇りが持てる、子どもたちが誇りの持てる地域にするか。私たち議員に課せられた課題だろうというふうに思っています。

先ほど提案者は五つの個々の提案理由を説明しましたが、それについての反論は時間がきましたので差し控えます。一つ一つあるのですがそれは差し控えますが、今、私はこの熱い思いで地域づくりをまだ続けています。この思いを皆さんにわかっていただいて原案に賛成をいただきたい。これをお願いして南魚みらいクラブの幹事長としての討論とさせていただきます。お願いします。

議 長 次原案及び修正案に反対者の発言を許します。

原案・修正案に反対者がおりませんので、修正案に賛成者の発言を許します。

岡村雅夫君 修正案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。今ほどの討論を聞いて

ていますと、私は生い立ちからしてみても本当に野球の好きな少年でありまして、始めた頃は長嶋・王の時代でありまして、長嶋選手みたいになりたいなど。中学ではその夢を果たそうと本気になってやりまして、当時先生のいない、担任のいない野球部で郡を制覇し中越大会に出たと、こういう経歴を持っております。ところが高校では資金難のためにそういった部活動ができないで帰宅部ということでありました。

そうした中で職業に就いて草野球、本当に私が草野球を本気になったときは、本当に全ての方々が野球をしていたのではないかなというような時代でした。もうこのあんさもおっさも全部野球と。早朝から夜なべまでという時代だったと思います。私はそういった中でまだまだ私たち、私は建築大工でしたが勤め人でありましたけれども、まだ第1、第3日曜日くらいしか休めないときですが、そのたびに勝ちますので週休ということで、もう本気になってやったことを今思い出します。

やはり、一概に施設があればどうこうではなくて、当時ではどれだけの施設があったかということになりますと、身近なところに施設がきちんとしたのがあるというのが、そういった全員が野球ができるという環境ではなかったかなというふうに思います。そういったことで今ほどの討論で、ではざくりとやられては、これはまたちょっと私としては心外であります。そして郷土で事業を張りそしてこうして生きているわけでありますので、全てよそに行くというものではないというふうに思います。それは前段であります。

私は野球場建設について先ほども質疑の中でしましたけれども、このわずかの期間で2万人近い署名があったということは、やはりこれは一筋縄ではいくものではないと。そしてまた私個人的に考えますと、大崎地域は全戸ほとんど回ったのではないかなというふうに思うのですけれども、それは大崎の偏見だと言われればそれまでです。しかし、そういった中でかなりの有力者も、あるいは市長を選挙のときには大いに推したと思われる人までもが、何しろひとつ頑張ってもらいたいと。これをやるよりも、というようなことで言っておりました。

そうした中で、先ほどから財政の問題もいろいろありますけれども、やはり財政が豊かであればまず基本的な市民生活を守れない。それを守ることがまず第一であるというふうに私は思っています。私は口を開くとすぐ国保税とか、あるいは水道料とか言いますが、本当に豊かであったとするならば、基本的な生活の部分にまずお金をつぎ込めと。そして安心して暮らせる、安心して医療にかかれる、そういったまず市をつくらなければインフラ整備をしたところで、あるいは遊び施設、あるいはそういったスポーツ施設を作ったとしても、それだけでとめられるものではないというふうに私は考えております。

ですから財政が許さないから先ほどのテニスコート、要するに中学のテニスコート、あるいは近在の野球施設、あるいはグラウンドの整備、そういうのができなというふうなことは、私は極力ない方がいいというふうに思っております。基本的な部分の整備をきちんとし、そして今は交通の時代であります。エコスタに行けばちゃんとしたのが1年に1回か2回観られます。そしてBCリーグもすぐ近くに来ます。また、そういうことに同じでなければなら

ないということをこの南魚沼市が望む前に、私は基本的な部分をひとつしっかりやりましょうと。

そして、私がいつも考えているのは、医療がきちんとして、福祉が、保健がきちんとしていっていることによって、安心してその生活ができるというのが大前提ということでございます。詳細に触れれば長くなりますので、この辺で賛成討論を終わりますが、皆さん方、よく市民がどう考えていられるかということ、やはり胸に、肝に銘じてひとつこの案に賛成していただきたいと思っています。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を求めます。

今井久美君 修正に反対ですか。

(「原案に賛成者の発言を許します。」の声あり)

今井久美君 修正と原案といろいろ出ていますが、要するに私は修正について先ほど提出された中に、かなり自分で首をかしげる部分があったし、私はこの合併後の施設整備については、今できる部分については今整えるべきだと。この合併支援が終わった後、とてもできる話でもないし、そのために3町が長い時間かけて大きな犠牲を払って合併をしてこの合併支援をいただいて施設整備をやっているのだというふうに理解しています。

非常に長い時間がかかっているというふうに思います。そのことを第一に考えると、やはり今、支援があるうちに少しずつ、順番もあると思いますけれども野球場というのはあったはずですし、大原もあったはず。総合体育館という意見もあります。我々が議会報告をこの前させてもらったら、陸上をずっとやっていたおじいちゃんから、ぜひ公式は陸上はもう基本なのだと。これがないくらいのことは駄目だと、こういう意見もありました。要望する意見はいろいろあると思います。ただ、順次やれるものから整備していく必要があるだろうというふうに思います。

そしてこのことについて、非常に市民の皆さんが財政状況について関心を持っていただいた。その中で子や孫に大きな負債は残したくないのだという署名をした方の意見も伺いました。本来地方債はそういうものなのです。後で皆が使うというものを等しく分担していこうと、これしか地方債は発行できないのです。ですから、そのことも理解していただいて、合併した平成17年まだ塩沢町が入ってくる途中です。このときは広域連合の分も含んでいますが、市債の残が959億円、18年の決算が946億円、21年の貯金が855億円と、実質公債費比率が下がるものに比例して順次落ちてきているということでもあります。その原因とすれば先ほど市長が言ったように、繰上償還が大きく影響しているものがあります。そういうことで当時は平成17年の財政調整基金が9億6,000万円、18年が財調が16、21年が28と、このプールしていく部分も多く残してきております。

そして先ほど来、今日は土地開発公社の決算の話もありました。このことについても私はこの後出てきたララの問題もそうです。議員になるまで私はこういうことになっているとは、正直言ってわかりませんでした。なかなか大変なことになっているのだなと。そしてときの議員として私は残任期はあと2年です。その後どうなるかわかりませんが、こういう

今まさに大きな問題を、ネタを考えながら次の世代に渡したくはないなど。執行部もそのことについて取り組んでもらって12億円と。合併当時は土地開発公社はもっとありました。今は減らしてもらって5億2,000万円。昨年度で市が買い取って残りが7億5,000万円というふうになってきています。ただ、まだ長森の運動公園は3億円で買い取って金利が1億円ついた。こういう残が4億円大きく残っております。

これらの問題も我々は避けては通れない問題です。このことを念頭に置きながら施設整備をする。当然実質公債費比率がダウンしてくるということは、投資するものよりも返していく公債費の方が上回らないとこのことになりません。今年度予算化しております臨財債96億円、また合併特例債の130億円。これらについて国が後ほど元利償還を交付税措置するという部分は、実質公債費比率の計算からは省かれます。それらも勘案した中でこれからの市の財政健全化をやっていかなければならないと思います。

また、署名活動等いろいろありました。ただ、私が見ている中で非常に残念だったのが、話し合うことが少なかったなと思います。先ほどの岡村議員の発言も確かに1万9,000の方、署名は大きいと思います。大きければ大きいほど、それを支援した議員が、執行部、市長も話をするとやっているわけですから、私はぜひその話をもっともっとやってもらうべきだったろうと。

そして私が今も疑問でなかなか解決しなかった、屋外の冬場の野球場建設をどうするのだと。こういうものについてもう既に整備してしまったテニスコートやサッカー場、これらについては、ではどう考えるのだろうか。そして財政が心配なら図書館整備の投資についてはどう考えるのだろうか。そして維持費について心配されたら、温水プールであれを維持していくのにはどのくらいの金がかかっているのだろうか。それらも含めてみんなで議論する必要があったのかもしれない。

ただ、もう市民の方がいろいろ楽しんでいらっしやいます。そのことについてまた戻るような話ではなく、ぜひ合併してもう6年目に入りました。夢を持って進んでいける財政に心配がなかったら、そのことを推し進めるということが今必要ではないかなというふうに思います。議員であれば、私たちはほぼこのこと、財政について日々接しているわけですから、また正しい知識で市民の皆さんに理解していただいて、その上で反対もあってもいいと思います。いろいろな意見があるのだろうと思います。その中で議論していくべきだろうというふうに思います。

そして修正動議の中で議会が話し合う場がないと。まさに私たちはそう考えていました。会派の中でも、会派代表者会の中で議会の運営について、もっと議員が話し合ったらどうだろう。きっかけはこの大原の話であります。その反対の本当の理由がわからなかったからです。財政が心配だと言いながら、図書館はどうするの、サッカーどうするの、本当にみんな答えてくれませんでした。そして、医療・福祉も大事だ。結局投資する金をほかに回すということは、やはり資金はいるのだということですね。公債費の返済の方には回らないわけです。

そして予算は金があって組んでいくわけではありません。見通しを立てて組むものが予算ですから、金が余ってこの金をこっちへ回そうということではないはずで、医療・福祉については別に考えなければ議論が大変わかりにくくなってしまおうというふうに思います。

今回6月議会、今日も専決事項が多いのではないかという話がありました。これについて私は議会の我々にも責任があるだろうと思います。全員協議会やこの後ある防災訓練、議員派遣、これらは議員となった以上は、ほかの人は出られないわけです。付託された私たちは責任を持って議会活動をやると。おら方の議会のためだと全員が一丸となって議会や委員会には向かってくるのだと。そうしたら5月に今まで臨時会があったわけですから、そこで当然臨時会の中でやってくれと言い張ることだってできるのです。

そういう議会になっていくためには、私たち議員ももっと質を高めなければいけませんし、この議員間討議、これは先進の三重県議会に行ったりほかの進んだ議会改革をやっているところでもなかなか難しいことです。まだなかなかできていないのです。ただ市長に反問権ということで話をしました。一定の枠を越えてかなり今日は報道の方もいらっしゃるようですが、ほかではなかなかできないことがうちの議会ではもう既に進んでいます。

そういう意味で一つの問題が起きれば十分議論ができる体制が少しずつできつつあるということです。ですから、この議員間討議がなかなかできなかつたところということであれば、ぜひ議員の中でこれは議員の問題です。議員の中で議論ができる体制づくりをやっていきましょう。そしてこのことは採決でやっていく問題ではないというふうに代表者の中でも言っています。とにかく極力全員一致で話し合える議会をやっていくというふうにしていくべきだと思います。以上です。

議長 次に修正案に賛成者の発言を求めます。

中沢俊一君 なかなか雄弁な弁士の後でたどたどしい討論で全く申し訳ありません。時間もないものですから短く納めますが、先ほど1万9,212名の署名ということがございました。細かな点では不備もあったかもしれませんが、しかしながら、本当に限られたそういう有志が市内を回って短い期間に集めた署名でございます。とてもとても回りきれなかった。これが我々の実感でございました。

そしてせめてできることなら透明人間にでもなっていて、市長からその私どもが回っていく先々での市民の反応を見てほしかった。なかなか人間は自分の立つところ、その位置でしか物事を判断できません。市長には市長の思いがありますから、またそういう機会もございます。しかしながら、一般市民は本当に漠然とした不安、漠然とした不満、こういうものをずっと持ちながらこの案を見ているわけであります。私はそういう中で5月20日の市長が開いていただきました市民との対話集会を思い出しております。私は3月議会で、それは不穏当な発言をしたかもしれませんが、そのとき訴えたのは、まず市民との膝を交えた市長との対話。そして市民の皆さんはただ反対ではございません。大原運動公園の整備にはもちろん賛成でございますし、野球場についても身の丈に合った、ちゃんと今の機能を少しずつ改良しながら、市民の楽しめる市内全域のそういう整備を求めております。そう

いう案をやはり市長も理解しながらそこで話し合っただけだった。

そして今、9番議員がまさに申し上げました。私も3月議会では一軒、一軒議員の皆さんを回ってお願いするからということで、議員同士の話し合いであります。昨今なかなか地方議会に対して国民の見る目が絶望とは言いませんが、なかなか厳しいものがございます。私も議会に出てもう14年が過ぎましたけれども、ここへ入ってくるまでは議会というのは本当に議員が侃々諤々の議論をするものだと思っていました。それがなおざりにされたまま、このまま実施設計が通り、また実際に着工がなされていくと。私はなかなか市民にしてみればこれは理解が得にくいのかなと思っております。

そんなこともございまして、とりあえず今回の予算案からこの実施設計予算案を一旦削除して、そういう手段を踏んだ中で粛々と再度どういう形のデザインがいいのかわかりませんが、もう1回提出すべきであると私はそういうふうに思いました。多くの議員の皆さんの市民の期待に応えるこういう判断を期待して討論を終わります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 私は原案に賛成の立場で討論に参加いたします。本来、この問題はそんなに簡単に私は結論が出ないで、今の今まで悩んでいました。ここに立って自分の考えを述べれば自分の考えが固まるというような気持ちもありまして立ちました。賛成の立場でということにしました。私は何で賛成の立場かと言いますと、私は将来の財政というのは、市長は大丈夫だと言っていますけれども、非常に不安があります。財政担当が言っているのだから夕張のように財政破綻、自治体破綻することは多分ないです。ないですけれども、だけれどもやはり今の財政事情、先ほど言いました経常収支比率や大震災のことだってそうです。もろもろのことを考えれば、やはり財政というのは重要に考えなければならないと私は思うのです。

今ほど討論の中にも出てきました。市民の皆さんはいろいろのことを要望しています。体育館が欲しい、陸上競技場が欲しい。これは合併の新市建設計画の中になかったことですよね。新市建設計画になったのが合併特例債事業として27年までなのです。その後そういう市民の要望というのはどんどんどんどん出てくるのです。それで平成28年以降、投資的経費を20億円に抑えると言っても市民要望というのは出てくるのですよね。それだって私たちは応えていかなければならない。

となれば、私は基本的には市民の要望というのは応える方向で、私たちが頑張らなければならぬというふうに思うのです。野球場もそうです。私は野球場は市民が望めばいいものを先ほどから言っていますように作りたい。だけれども、財政問題、そして将来のそういう住民要望、そういうものを考えれば、私はそういうところでここまで我慢できるか、ここまで我慢できるかというふうなことで検討していかなければならないと思うのです。

市長に再三、しつこいくらいに私は聞きました。そういう中で、そういうことを加味して決めていくのだというようなことの発言がありました。私はその言葉を信じたいと思います。将来いろいろ、市長が5年後、10年後にはいないかもしれない。だけれどもいろいろ市民

要望というのは出てくる。そういう中で財政運営をやって、それも聞いていかなければならない。ならばやるにしても、ではどういう形でやるか。できるだけ将来のそういう対応にもできるような財政運営を考えながら私はやってくれることを期待したいと思います。

まさか誰かと同じように議場を出て3歩進んだら、さっきの発言は反故だというようなことは、私はないと思いますけれども、そういうことを信じましているいろいろ財政に対応していかなければならないというようなことを含めて今後この問題、調査設計費ですから、私は賛成いたしました。

だけれども、内容によってはそのこと自体、出てくる内容については反対するかもしれませんが。だけれども、今回の測量調査委託料についてはやってみよう。そして物が見えたら本当に黒、白を私はそういう面で決めていきたいというふうに考えますのでそういう立場で。大変自分の会派の一番親しくしている人が修正案の提案者になっておりまして、心苦しいところもあるのですけれども、私の議員スタイルからしましてこうせざるを得ないということで、賛成の立場で討論に立たせていただきました。皆さんの賛同とは言いませんけれども、私の立場を話してみましたのでよろしくお願いいたします。

議 長 次に修正案に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 私は野球をしない、見る立場だけの人間がこのことについては発言をしないにしようと思っていたのですけれども。実は私の女の発想では、野球場に対して皆さんの声は、半年は雪に埋もれるそういうときにそういういい野球場を作るのは、まず無駄だという声が非常に多く聞こえたことが第一点です。私もそのように考えております。

それと二つ目は大原運動公園に作るということで、実は旧3町の中では塩沢町が比較的野球人口が多い町だと思っています。それで草野球なども随分盛んですし、かつてにおいては全国大会に出たチームも塩沢町からは出ています。そういうところでいい設備があったわけでもなくて、本当に運動場とかそれから屋外のそういうところを利用して一生懸命やってきた人たちの、その当時の結果であります。

そういう中で未来の子どもたちという市長の思い、それもわからなくありませんし、そしていいものがあれば、確かにやる側からすればいい思いになるかもしれませんが、それは余り関係ないのかなという思いもあります。うちの子どもも野球部でしたし、それから私の親戚は野球ばかりいます。そういう中でやっていますけれども。

そしてある塩沢の人にお聞きをしましたら、確かにいい野球場を作ってほしいと思って署名もしたと。署名運動もしたと。皆さんにも書いてもらったけれども、まさか大原運動公園の自分たちが毎日使っているところに来るとは思わなかったと。いいのができることによって使い勝手が不都合になったり、それから利用料が高くなったりするのは困るなという声も聞こえてきました。

やはりその使っている人たちの思いは、土の入替えやそれからネットをまず直してもらいたい、そして照明はちゃんとしてもらいたいくらいの修繕が、一番望ましいのだということでもあります。ぜひ、そういう声も踏まえた中で市民の要望としてはそういう方向で私は今回

の予算について、もう一度審議し直すという形で修正案に賛成の立場で立ちました。よろしくをお願いします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

牧野 晶君 第49号議案について、平成23年度一般会計補正予算に賛成する立場で討論させていただきます。いろいろなことは他の議員、賛成者が言った点があるので、私が感じている点について直球で言わせていただきますと、議員間の議論が少ないというふうな話があったりしますが、私はそんなことないという思いがあります。正直、私の歩む会でもそうだし、それこそ未来さん、市政さんに対して昨年もいろいろな議論をしました。

本当に昨年の6月までは多分、私がどういうふうな方向でいるのか、皆さんは非常に疑問に思っていたというふうな思いがあります。いろいろなことを言ってきました。一番いいのは本当に既存施設の改修なのかなというふうな思いがありましたが、それでもいろいろな点で市長の方が、いろいろな方法、いろいろなシミュレーションをしている中で、これが一番いいのではないかと、そういうふうに出してきたと思います。

その数字に対してまだまだ私は頑張ってもらいたい、金額に対して本当に14億円という数字ですが、まだまだ安くいいものを知恵を出して頑張ってもらいたいという点があるので、そのところをまずは考えて、今の市長の方向、これは市の方向について間違えていないのではないかなということで私は考えております。

そして、昨年6月までは市長は常にこの問題が出るとびりびりして怒っていました。それが6月議会から、ぱーっとちゃんと相手のいろいろな意見を聞くようになったと私は思います。やはり何事も常に私が本当に思うのは、議員というのは両手で拳で握り合っているのは駄目だと思います。意見が合わなくてもどこかで必ず握手、そして片手では拳を握っていても、そのところが大切だと思います。

議論が少なかった、議論ができなかったというふうな考えがあるかもしれませんが、やはり両方でけんかというのは相手がいなければできないわけですし、握手だって同じです。相手がいなければできません。そういう点で議論が少なかったというのは、本当に私は議論はところどころで、それこそ反対している議員たちとも笑い話の中で、私の考えを伝えていたりもしましたし、いろいろな議論もお互いにしていったと思いますし、そういう点で議論が少ないということはないと思います。

またもう1点、雪に埋もれてという言葉だけは私はちょっと許せないなというふうな思いがあります。私は野球もします。それこそサッカーもします。冬はスキーもします。冬のこととはちょっと置いておいてですが、では都会の人から見たらどうでしょうか。雪に半年も埋もれるのだから野球場はいらないというふうなことになる、では雪の降るところに住むなよと。極論を言えばそういうふうにもなりませんかね。私が言っていることは乱暴かもしれませんが、私はそれと何ら変わらないことをこれは言っているのではないのでしょうか。

そういうふうには私にとってはしまうので、こういう点でいろいろなことを考えて、まだまだ市長にいろいろと注文して喧々諤々の議論をしていきたいと思いますが、まずは本当に今の、

現段階で進んでいってほしいという思いを込めて、49号議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。皆様の賛成をよろしくお願いします。

議長 次に修正案に賛成の発言を許します。

笠原喜一郎君 私は第49号議案、平成23年度南魚沼市一般会計補正予算の修正案に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。多くの方々がこの場に立たれて、原案賛成あるいは修正案賛成の討論に立っています。私は違った視点で修正案に賛成のことで立たせていただきます。

3月11日に東日本大震災が発生をいたしました。それから3か月が経過をしようとしています。国会は菅内閣に対して不信任案を提出いたしました。そして否決をしました。そのことを受けて毎日新聞が世論調査をいたしました。この大震災に対して国会が機能していたと思うかということの中では、8割以上の方々機能がしていないということでありました。そしてまた、不信任案提出については、半数以上の方が評価をしないということでした。

このことは一体何を意味しているのか。国会の中では自分なりにいろいろなことを言っているかも知りません。しかし、その基本である被災地を思う心、市民の代弁者であるというそのことをきちんと理解をしていけば、この時期に不信任案を提出をしたり、あるいは民主党の中でああいうごたごたは起きなかったはずであります。まさに政治に対する不信であり、メルトダウンが私は起きているだろうというふうに思っております。

今回のこの大原運動公園についても、私はそういう視点で皆さんから考えていただきたいと思っています。財政につきましては、それこそいろいろな見方があります。いや大丈夫だと、いや心配だと。しかし、私が一番心配をしているのは納税者である2万人の市民が、自分たちのお金をそういうことに使ってほしくないというその思いを、どれだけここにいる議員やあるいは執行部が受け止めて、そして今この場に臨んでいるかということなのです。私はそのことが、これからの本当に信なくば立たずと言われるそのことだろうと思っております。

先ほど提案者の中では、議員同士の意見交換がなかったという話をしました。しかし、私はそれ以上にそうした署名をされた方、あるいは市民の声を皆さん方が本当に聞き、そして今自分の中で判断をしているかというそのことであります。

今回の大原運動公園整備は、それはその人その人の、その議員一人一人の考え方で決定をされることであります。しかし、私はそれ以上に本当にそうした2万人もの人たちの声を我々がきちんと受け止めることができたか。そして、今そこに判断をしているかというまさに政治の信頼が私は問われているというふうに思っています。

そういう意味からして私は、今回の調査設計費の4,800万円については、とりあえず削除をしてもう一度本当に真摯に皆さん方が、議員が、あるいは声を傾けるべきというふうに思っているところであります。そういう意味で私は修正案に対して賛成の立場で討論に参加をさせていただきました。よろしくお願いたします。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

議 長 まず修正案について採決いたします。

第49号議案 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)に対する寺口友彦君ほか3名から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって修正案は否決されました。

議 長 次に原案について起立採決をいたします。

第49号議案 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号) 本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第49号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで延会いたします。次の本会議は6月13日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後6時16分)